

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会計年度（又は事業年度）】	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
【発行者の名称】	オーストリア輸出銀行 (Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Angelika Sommer-Hemetsberger 執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Helmut Bernkopf
【事務連絡者氏名】	弁護士 高橋 謙 弁護士 松添 聖史 弁護士 渡邊 大貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

注(1) 本有価証券報告書中、別段の記載がない限り、「ユーロ」と表示されるすべての金額は欧州通貨統合参加国の単一通貨を意味する。2018年6月21日現在、東京の主要銀行により公表された対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロにつき127.84円であった。

(2) オーストリア輸出銀行 (OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AKTIENGESELLSCHAFT) 及びオーストリア共和国の会計年度は暦年である。

(3) 本有価証券報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

(4) オーストリア統計局 (STATISTIK AUSTRIA)、WDS-WIFO (オーストリア経済調査研究所) データシステム及び連邦大蔵省は定期的にデータの修正・改訂を行っており、しばしば過去のデータにまで遡って小さな修正・改訂がなされることがある。ある程度の期間をおかないと正確なデータを入手できない情報もある。従って、本有価証券報告書中の数値が、昨年ないしそれ以前の報告書に記載された数値と異なることもありうる。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第 2 【外国為替相場の推移】

（ 1 ） 【最近 5 年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

省略

（ 2 ） 【当会計年度（又は事業年度）中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

省略

（ 3 ） 【最近日の為替相場】

省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

設立の背景、設立年月日

オーストリア輸出銀行(Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)(以下「当銀行」、「OKB」、「輸出銀行」又は「オーストリア輸出銀行」という。)は、1946年に設立されたオーストリアの銀行法人である。当銀行は、オーストリア経済において、通常の商業銀行業務に属さない一定の専門業務を提供することを目的として設立された。当銀行の発行済株式は、オーストリアの主力銀行によって保有されている。当銀行の主たる事務所の所在地は、オーストリア、ウィーン市A-1010、アム・ホフ4である。

目的、沿革、法律上の地位

当銀行は、1950年にオーストリア共和国(以下「オーストリア」又は「共和国」という。)の輸出金融と輸出振興に関する業務を開始した。1964年に輸出振興法が制定されて以来、当銀行は、オーストリアの輸出取引にかかる商業上、政治上及び外国為替上のリスクを補償するために、同法に基づいて共和国が発行する保証状(輸出保証状)の運用にあたる共和国の総代理人を務めている。なお、1964年輸出振興法は、1981年6月1日に1981年輸出保証法(以下「輸出保証法」という。)に置き換えられた。当銀行はまた、オーストリアの銀行及び輸出保証法に基づいて共和国が返済を保証した輸出取引を行う外国の輸入業者向けの中長期金融も営んでいる。輸出貸付業務にかかる当銀行の外貨建借入金は、元利金もしくは外国為替リスク又はその双方に関して、1981年輸出金融保証法(以下「輸出金融保証法」という。)に基づいて共和国が実質的に全額保証している。本書において、輸出金融スキームの文脈での「借入金」とは、当銀行が輸出金融保証法第1条第1項に従い行う信用(債券発行、借入れ、信用及びその他の債務)を意味する。当銀行のその他金融業務としては、国内債券発行(特に共和国による債券募集)の引受及び管理業務などがある。当銀行とウィーン証券取引所との合併企業であるセントラル・カウンターパーティ・オーストリア(CCP.A.)が、ウィーン証券取引所の清算システムを運営する。2015年9月12日以降、当銀行の子会社であるOeKB CSD GmbH(OeKB CSD)は、以前は当銀行が50年間にわたり運営してきたオーストリアの中央証券保管振替機関(Wertpapiersammelbank)の業務を行っている。規制上の要件により当銀行からOeKB CSDに当該業務が移管された。OeKB CSDは有限責任会社であり、オーストリア証券保管法に基づき、中央証券保管振替機関として行為する。当銀行は、一般公衆からの預金受入業務や、一般向け貸付、その他の商業銀行業務を営んでいない。

特権

1. 1993年オーストリア銀行法(改正済)による免除特権

第3条1-(7)により、当銀行は輸出金融に関連する事業活動に関して、EUの自己資本比率規制(CRR)2013/575/EU及び第39条3及び4から免除されている。

2. 免税措置

オーストリア国税局の通達により、当銀行は輸出金融によって得た利益の一部を一定の条件の下に金利平準化のための特別準備金として積立てることができるが、この特別準備金への毎年の利益の割当には、その大半は法人税及び貿易税が課せられない。この特別準備金自体が総資産課税額と相続税相当額を減らすことになる。(訳者注-法人の財産に対しては、それが将来も相続税の課税を受けることがないという理由から、毎年税金が徴収されている。)

日本との関係

なし。

(2)【資本構成】

資本勘定表

(単位:1,000ユーロ) ⁽¹⁾

長期債務⁽²⁾

銀行からの預金	25,014
顧客からの預金	5,116
発行済債券	4,237,825
長期債務合計	4,267,955
株主資本	800,864
長期資本合計	5,068,819
短期債務	
銀行からの預金	400,074
顧客からの預金	748,849
発行済債券	17,402,590
短期資本合計	18,551,513
資本勘定計	23,620,332

注(1) この表に挙げられた項目は0eKBグループの連結財務書類から抜粋されている。0eKBの連結財務書類は、EUが採択した国際財務報告基準(IFRS)並びにUGB(オーストリア商法) 第245a条及びBWG(オーストリア銀行法) 第59a条に基づく追加要件に従って作成されている。

(2) 当銀行は2018年1月1日から2018年6月25日までに以下の公募を完了した。

2027年8月3日満期3.50%利付保証付債券2,500万豪ドル(追加発行)

2027年8月3日満期3.50%利付保証付債券2,500万豪ドル(追加発行)

2027年8月3日満期3.50%利付保証付債券3,500万豪ドル(追加発行)

2023年3月13日満期2.875%保証付グローバル債券15億米ドル

2028年11月15日満期3.30%利付保証付債券1億豪ドル

2028年11月15日満期3.30%利付保証付債券3,000万豪ドル(追加発行)

株主

2017年12月31日現在、当銀行の株主資本は、総額 1 億3,000万ユーロの無額面普通株式880,000株からなる。当銀行株主の持株比率は次のとおりである。

株主の名称	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパーカッセンAG、 ウィーン	12.890%
シェーラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	8.260%
AVZ・GmbH、ウィーン	8.250%
ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエンゲゼルシャフト、 ウィーン	8.120%
BAWAG P.S.K. バンク・フュア・アルバイト・ウント・ヴィルツシャフト・ウント・ オーストリア・ポストシュパーカッセ・アクティエンゲゼルシャフト、 ウィーン	5.090%
ライフアイゼンOeKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH(ライフアイゼン・グ ループ)、ウィーン	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	3.889%
バンク・フュア・ティロル・ウント・フォラルベルク・アクティエンゲゼル シャフト、インスブルック	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	1.500%
	100.000%

当銀行の取引の大部分が、当銀行の株主及びその関連会社、並びに当銀行の監事会又は執行取締役会の構成員が取締役あるいは役員などを務める様々な機関との間で行われている。当銀行は自行がその株主、また他のオーストリアの銀行や信用機関に対し、競合関係にあるとは考えておらず、さらに基本的に、株主との協議なしで新たな取引を始めることはない。ただし、株主に対し特別な優遇を与えることはしない。(下記「(4)業務の概況」を参照のこと。)

(3) 【組織】

執行取締役会

当銀行の業務の運営に当たるのは執行取締役会で、執行取締役会の構成員は、5年を超えない任期で監事会が任命する。2017年12月31日現在、執行取締役会構成員の氏名と役職名は次のとおりであった。

氏名	主たる役職
アンゲリカ・ゾマー - ヘメツベルガー	執行取締役
ヘルムート・ベルンコプフ	執行取締役

オーストリア政府の代表

1993年オーストリア銀行法(改正済)(Bankwesengesetz)によれば、共和国の大蔵大臣は、当銀行を含むほとんどの銀行について、政府査察官1名及び政府副査察官1名を任命しなければならない。政府正副査察官は、当銀行の株主総会及び監事会に参加する資格を有し、共和国の法令に違反する決議があったと認めるときは、異議を申し立てなければならない。そのような異議申し立てがあったときは、その決議の合法性について金融市場当局の決定があるまで、その決議は効力を停止される。また、輸出金融保証法によれば、大蔵大臣は、同法に基づいて共和国が負う保証に関して共和国の利益を擁護する責任を負う代表1名と副代表1名を任命する権限がある。これらの代表に与えられ

た権限は、当銀行の一切の帳簿・記録を検査すること、及び輸出金融保証法に基づく共和国の保証の対象となる当銀行の借入金に関して当銀行の行う一切の審議に議決権なしで参加することである。

上記の法に基づく2017年12月31日現在の政府正副査察官 / 代表の氏名と地位は次のとおりである。

ハラルド・ヴァイグライン

政府査察官 / 代表 オーストリア連邦大蔵省第 (経済政策及び金融市場) 局長

ヨハン・キナスト

政府副査察官 / 副代表 オーストリア連邦大蔵省第 / 8 (輸出保証及び債務繰延) 部長

監事会

当銀行の監事会は、2017年12月31日現在、当銀行の株主が選任した次の構成員からなる。

氏名	主たる役職
エリッヒ・ハンベル 議長	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 前執行取締役会会長兼監事会副議長
ヴァルター・ローテンシュタイナー 第一副議長	オーストリア・ライフアイゼンフェアバンド、ウィーン 法務部長
シュテファン・ドゥルフレア 第二副議長	エアステ・バンク・デア・オーストリア・シュパーカッセン AG、ウィーン 取締役兼執行取締役会会長
ハラルド・ブリュックル	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 法人貸付業務部門長
ディーター・ヘンゲル	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
クラウディア・フーラー	エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパー カッセンAG、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
ペーター・レンク	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエン ゲゼルシャフト、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
ヘルベルト・メッシンガー	BAWAG P.S.K. バンク・フュア・アルバイト・ウント・ヴィル ツシャフト・ウント・オーストリア・ポストシュパーカッセ・ アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン オーストリア法人企業部門長
ヨゼフ・シケラ	エアステ・グループ・バンクAG、ウィーン 執行取締役会メンバー
ヘルタ・シュトックパウアー	BKSバンクAG、クラーゲンフルト 取締役兼執行取締役会会長
ヘルベルト・テンブシュ	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン オーストリア資金調達・助言部門長
スザンヌ・ヴェンドラー	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン オーストリア法人部門長
ロバート・ヴィーゼルマイヤー	シュラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
ロバート・ザドラジール	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン ジェネラル・ディレクター兼執行取締役会会長
フランツ・ツヴィクル	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 前執行取締役会メンバー

また、オーストリアの法律によれば、監事会には、当銀行の従業員総会が選任した従業員代表を任期4年で参加させる必要がある。従業員代表は、監事会の会合で事実上すべての協議事項について議決権を有する。2017年12月31日現在の監事会従業員代表の氏名は次のとおりである。マルティン・クルール、エルナ・シュリアウ、エリザベス・ハリー、ウルリケ・リッター、クリストフ・セパー及びマルクス・ティチ。

当銀行の経営状態・財務状態については、監事会が株主に報告し意見を述べる。執行取締役会による一定の取引（当銀行による一定額を超える借入及び貸付を含む。）の授権については、監事会の承認を得る必要がある。なお、当銀行の借入業務と貸付業務に関しては、監事会は次の3人で構成される執行委員会に対して権限を委譲している。

エリッヒ・ハンペル.....監事会議長
ヴァルター・ローテンシュタイナー.....監事会第一副議長
マルティン・クルール.....監事会従業員代表

（４）【業務の概況】

輸出業務

共和国の輸出保証制度の運用

輸出保証法に従い、当銀行は同法に基づいて共和国が発行する輸出取引の保証状（以下「輸出保証状」という。）の運用について共和国の総代理人を務めている。当銀行自身が輸出保証状の受益者である場合を除き、当銀行が輸出保証状の発行申請の信用分析を処理し、実行する。輸出保証状はすべて共和国の認可を受ける必要があり、当銀行は共和国に代わってその発行と管理を行っている。2017年中、当銀行は共和国の代理人として総額54億ユーロの輸出取引を対象とした965件の輸出保証状を発行し、2017年12月31日現在、輸出保証状の対象であるすべての輸出取引の総額は244億ユーロであった。2017年4月に、輸出保証法の効力が2022年12月31日まで延長された。その時点で輸出保証法に基づき既に発行された保証状は、期限満了により将来影響を受けない。

輸出保証法に基づき、オーストリア政府は、欧州経済地域内で適切な銀行免許を有する他の金融機関が、共和国の輸出保証管理の総代理人になるために当銀行と競う資格の取得手続きを開始できる。かかる場合、

- ・規定された調達手続きに従い代理契約を与えられた他の機関がない場合は、当銀行は共和国の総代理人であり続ける。
- ・オーストリア政府は、新しい代理契約を入札金融機関（当銀行を含む。）の1つに与えるために調達手続きを開始する少なくとも2年前には当銀行にその旨通知することを求められている。
- ・新代理人が任命される場合、その時に未決定の輸出保証及び輸出金融取引は当銀行が引き続き管理し、必要な資金を調達する信用業務は引き続き共和国により保証される。

2017年12月31日現在、輸出保証法の規定によると、輸出保証状に基づく共和国の債務限度額は400億ユーロであり、共和国の債務総額は244億ユーロ、すなわち61%であった。使用状況を算定するにあたっては、保証状に基づく発行済基本額（保証限度額マイナス最低保有率）及び為替手形保証状による要求払い保証の場合において届出られる必要融資総額を算入しなければならない。

2008年、輸出保証法の改正に基づき、オーストリア開発銀行（以下「開発銀行」という。）が設立された。開発銀行は、発展途上国に対する民間産業の創設を目的とした資本参加、ローンその他財務手段の付与及び支援の供与（連邦大蔵省に従い計画される。）をその任務とする。開発銀行は当銀行の完全子会社であり、その取締役会は当銀行の経験豊富な2名の職員により構成される。

なお、当銀行は、73カ国の輸出信用・投資保険業者85社で構成するベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合）に加盟している。

輸出保証状の対象になるリスク

共和国が輸出保証法に基づき引受ける債務は、外国の契約相手方による正当な契約履行のための保証、又はその割引手取金が輸出保証取引に適用される為替手形保証状による保証の形をとる。輸出保証スキームは12種類の保証から構成される。最も重要なものは、タイド（ひもつき）財政信用を対象とした保証であり、これは2017年12月31日現在発行済保証総額の22.1%、54億ユーロを占めた。

その他の重要な輸出保証は、投資保証（2017年12月31日現在の発行済保証総額の6.1%、15億ユーロ）及び直接供与及びサービスを対象とした保証（2017年12月31日現在の発行済保証総額の6.7%、16億ユーロ）である。

輸出保証状による支払い

輸出保証法に基づく1981年大蔵大臣規則（以下「大蔵大臣規則」という。）によれば、輸出保証状に基づいて共和国に生じた請求権は、その債務の認識時に（期限到来済みの請求権及びオーストリアが債務を認識した後に満期が到来する請求権共に）根拠となる契約に定める支払日程に従い、オーストリアが支払うことになっている。また、大蔵大臣規則はまた、輸出保証状に基づくオーストリアに対する支払日程の短縮を規定する。大蔵大臣規則は、主にかかる保証状の発行に関連する詐欺もしくは虚偽表示又は保証条件の不履行に相当する事由など一定の条件下において、オーストリアに輸出保証状に基づく債務を拒絶することを認める。

2017年中、オーストリアは保証人として、4,700万ユーロ（2016年：7,700万ユーロ）の請求総額を支払い、他方回収額は合計4,900万ユーロ（2016年：1億5,400万ユーロ）であった。

当銀行は、共和国の総代理人として輸出保証法に基づく輸出保証プログラムの運用に当たる一方で、当銀行の株主
各行を含む銀行に対し、これらの銀行が自ら輸出貸付を行えるよう、貸付（以下「リファイナンス・ローン」とい
う。）を行っている。

輸出貸付額と貸付約定額

次表は、タイド・ローンの借換え及び外国投資の元本金額について、過去３年間の各年の12月31日現在の残高を示
したものである。

	(単位：10億ユーロ)		
	2015年	2016年	2017年
タイド・ローン	3.6	3.5	3.6
売掛債権の取得	0.1	0.1	0.1
その他リファイナンス契約	14.7	12.1	13.9
ローン合計	18.4	15.7	17.6

2017年12月31日現在のリファイナンス・ローン残高のうち116億4,000万ユーロは、当銀行の直接又は間接株主であ
るオーストリアの主要銀行に対するものである。

このほか、当銀行が輸出貸付として将来貸し出す契約を結んでいる貸付約定分がある。2017年12月31日現在、当銀
行が約定した輸出貸付の未支出残高は30億ユーロで、次表のように引出されていく予定である。

12月31日まで	(単位：百万ユーロ)
2018年	693
2019年	2,111
2020年	203
2021年	33
2022年以降	6
	3,046

この未支出額は、借手の都合で全額又は一部が取り消されることがあるが、現在までのところそのような取消額は
ごく僅かである。納期や建設の遅れその他の理由で、この未支出額の引出時期の見通しは随時変更されることがあ
る。

当銀行の輸出、輸出保証及び輸出金融スキーム 地域及び国グループ別 (単位：百万ユーロ)

地域 / 国グループ別	2017年の保証		2017年12月31日		2017年12月31日現在の輸出貸付残高			
	2017年輸出	発行高（契約）	現在の保証残高		約定額		実行額	
	（ % ）	（ % ）	（ % ）		（ % ）		（ % ）	
ヨーロッパ（トルコ及び旧ソ連を含む）		74714.0	3,82215.7	2,62813.0	2,23412.7			
北アメリカ		30.1	600.2	310.2	240.1			
ラテンアメリカ		1072.0	7333.0	3821.9	3582.0			
アジア		68112.7	3,71215.2	2,44612.1	2,20112.5			
オーストラリア、オセアニア		-	190.1	-	-			
アフリカ		941.8	9904.1	9724.8	7914.5			
包括保証（CP）		00.0	1,0654.4	60.0	30.0			
保証合計		1,63230.5	10,40242.7	6,46531.9	5,61032.0			
要求払い保証（GA）		3,50165.4	13,02453.4	13,79267.0	11,92968.0			
0eEB		2224.1	9523.9	-	-			

計	141,918	100.0	5,355	100.0	24,378	100.0	20,254	100.0	17,539	100.0
その内（CPとGAを除く）：										
OECD ⁽¹⁾			174	3.2	990	4.1	1,371	6.8	1,217	6.9
EU			82	1.5	640	2.6	903	4.5	803	4.6
発展途上国（ヨーロッパ以外）			830	15.5	5,248	21.5	3,672	18.1	3,252	18.5
OPEC			103	1.9	785	3.2	441	2.2	392	2.2

注(1) 経済協力開発機構。

輸出貸付の融資条件

当銀行の輸出貸付はユーロ建てによるものがほとんどである。当銀行は、貸付のうち、輸出金融保証法に従い、輸出保証状で全額担保されている、保険が付されている、又はその他担保されている金額まで融資を行う。リファイナンス・ローンについては、(1)それぞれ、銀行のその借手に対する権利及び銀行の当該リファイナンス・ローンを担保する輸出保証状又は信用保険に基づく共和国又は信用保証者に対する権利又は銀行のその他適格な保証人に対する権利、並びに(2)オーストリアの輸出業者の外国の輸入業者に対する権利、が当銀行に譲渡される。外国の政府、政府機関又は金融機関に対してローンが直接行われない場合はほとんど、当該貸付については、輸出保証状による直接の担保のほか、外国の政府、政府機関又は金融機関による保証がつく。

1975年以来当銀行が行った各輸出金融は、変動金利部分と固定金利部分とからなっている。元金の5%までは、貸付の満期により決まり、固定金利部分より前に償還される変動金利で利息が生じる。変動金利部分の利率は、通常、当銀行が輸出関連業務に要する資金調達コストを基準に四半期ごとに決定する輸出融資利率による。2018年第2四半期において、ユーロ建貸付のこの利率は年率0.55%に設定された。大蔵省が議長を務める法定の委員会が当銀行と協議して当銀行の固定金利部分の利率を決定する。現在の固定金利は、貸付の満期及び実行日により、年率0.316%から2.390%の間である。当銀行は、変動金利部分の輸出貸付を調整するため、固定金利部分の輸出金融向け資金を調達するための借入金を含めて、当銀行の資金調達コストの増加を吸収することが可能である。

一般に、消費財輸出に関するリファイナンスの償還期限は1年未満であり、重資本財又は大型プロジェクトの輸出に関するリファイナンスの償還期限は5年ないし10年である。特定の場合には発展途上国向け輸出に係る緩やかな条件の貸付では、償還期限がこれより長期になることもある。

当銀行の輸出金融プログラムは、OECDの枠組の中で協議された「公的に支援される輸出信用についての取決め」に沿ったものである。

輸出貸付の資金源

当銀行の輸出貸付業務にかかわる主たる資金源は、共和国内外における借入金である。

輸出金融保証法では、輸出貸付を含めた輸出取引に融資するため当銀行が行った借入もしくはその借換えの元利金の支払について共和国の無条件の保証を付する権限が大蔵大臣に与えられている。また、外国通貨借入分については、当銀行は借入時点の為替相場で換算したユーロ建て元利金を超えて支払を行う必要がない旨を保証する権限が共和国に与えられている。輸出金融保証法によれば、共和国の保証状が発行されるのは、その発行が効力を生じた後、輸出金融保証法に基づいてその時点で有効なすべての保証状に基づく元本支払額に係る債務総額が400億ユーロを超えない場合に限る。この債務総額を算定するに当たっては、為替レート・リスクの観点から保証の対象になる元本残高のユーロ相当額の10%に相当する額が加算される。2017年12月31日現在輸出金融保証法に基づく共和国の債務残高の合計額は、245億ユーロであった。

当銀行の大部分の外貨建借入金に関する元利金の支払いは、輸出金融保証法に基づきオーストリアが保証している。オーストリアは当銀行による実質的にすべての外貨建借入に関連する外国為替リスクについて、当銀行を補償している。2017年12月31日現在、当銀行によるユーロ以外の通貨建借入金残高の合計額は216億ユーロであった。2017年12月31日現在、当銀行によるユーロ建借入金残高の合計額は、29億ユーロであった。

2017年4月、輸出金融保証法の有効期間が2023年12月31日まで延長された。同日以前に発行されたオーストリアの保証状は、同法の失効により影響を受けない。

証券業務

国内資本市場業務

従来から、当銀行は、オーストリア国債の入札代理人として行為してきた。入札手続き全体が、発行者と入札参加者との間の中立的仲介者である当銀行により管理されている。入札は当銀行が開発し維持する入札ソフトウェアを用いて電子的に遂行される。

さらに、当銀行はオーストリア国債の決済兼支払代理人として行為する。

資本市場法に基づく届出事務所

資本市場法第12条に従い、当銀行は届出事務所の機能を委任されている。この職務において、当銀行はオーストリアで募集されるすべての証券及び投資の新発行の日程を運営する。さらに、証券、投資及びファンドの目論見書及び補足書類並びにファンドについての主要な投資家情報書類が、保護預かり及びそれらの詳細情報の提供の責任を有する届出事務所に提出及び保管されなければならない。加えて、当銀行はファンドの税務データを集め、資本利益税を計算し公表する。

当銀行はまた、公開取引される政府債の流通市場において安定化取引を行い、多数のこれら政府債につき主支払代理人を務める。

決済機関及び保管振替機能

2005年1月31日まで、当銀行はウィーン証券取引所のすべての取引につき決済機関の機能も果たしていた。2005年2月1日、当銀行はこれら業務を、当銀行とウィーン証券取引所との合併会社であるセントラル・カウンタート・オーストリアGmbHに譲渡した。当銀行は、オーストリアの銀行、国内ブローカー及び外国保管振替機関が保有するオーストリア有価証券の保管振替機能としての業務を行っている。2015年9月12日、証券保管振替にかかるEU規則に従うために、当銀行は保管振替業務を完全所有子会社にスピンオフした。

エネルギー部門の中核センター

2001年に、OKBはオーストリアのエネルギー市場の規制撤廃を利用して、新しい事業セグメントを発展させた。当銀行はエネルギー（電力）・バランス（市場参加者が予測に基づき締結した契約と、エネルギーの実際の消費/生産の差であり、市場参加者が生産又は消費しなければならない。）の分野で金融決済及びリスク管理の機能を果たす。2003年、当銀行はガス市場につき同様の機能を引受けた。これに基づき、OKBはエネルギー部門全体の中核センターとして位置付けられるよう努力している。

その他業務

輸出関係以外の貸付業務

輸出関係以外の貸付高は、2017年12月31日現在約240万ユーロであった。これらの貸付のすべては、当銀行の従業員に対して行われた。

金融市場の操作

当銀行は、当行の株主である銀行を含む信用機関の利付要求払預金及び短期定期預金のオーストリア金融市場におけるディーラーである。2017年中、かかるオペレーションに関連した当銀行の金融市場における売掛金の毎日決算残高の平均はおよそ6億9,000万ユーロであった。

仲介業務

当銀行は、場合によっては手数料制でオーストリアの他の銀行の仲介役を務めることがある（信託貸付金）。これは、当該銀行から貸付資金を受け取って、当該銀行の指定する借手に貸付を行うもので、この仲介業務は当該銀行と当銀行が与信リスクを分担する仕組みになっている。

情報サービス

さらに、「その他業務」セグメントには、主に事業会社、国内外の金融機関並びに科学研究機関を対象とした、世界の金融及び経済発展に関する調査研究、分析、又は要約を提供する当銀行の情報サービスを含む。

日本との関係

輸出保証法に基づく輸出保証状及び輸出保証法に基づきオーストリアがその返済を保証する輸出取引金融は、日本向け輸出にも適用され得るが、これまでの実績は多くない。

当銀行は日本の銀行数行とコルレス契約を締結している。

1981年10月以来、当銀行は元本額の総計が2,050億円にのぼるサムライ債を発行し、また売出し市場に関与している。

(5) 【経理の状況】

財務諸表

以下の財務諸表は、もとはドイツ語で作成されたオーストリア輸出銀行グループの連結財務書類の日本語訳である。オーストリア輸出銀行グループの連結財務書類は国際会計基準委員会 (IASB) が採用及び公表した国際財務報告基準 (IFRS) に従い作成されている。2005年に当銀行は初めてIFRSに従い連結財務書類を作成した。

オーストリア国内で公表される当銀行の財務書類は、独立したオーストリアの公認会計士であるKPMGオーストリアAGヴィルツシャフトツプリュフングス・ウント・ストイアーベラトungskgesellschaft (「KPMG」) により、オーストリアの一般会計基準に基づき監査を受けている。監査結果は公表されている当銀行の年次財務報告書に含まれる監査報告書において報告される。KPMGは、彼らの監査は何らの異議も起こさなかったという意味の無限定適正意見を表明している。KPMGの監査結果に基づいた意見によれば、連結財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準 (IFRS) に従って、法的要件を遵守し、2017年12月31日現在の当グループの財政状態、並びに2017年 1 月 1 日から12月31日の 1 年間の財務実績及びキャッシュフローについて、真正かつ適切な見解を与えている。当銀行の財務書類及び連結財務書類は、ウィーン市1030、マルクサーガッセ 1 a所在のウィーン商事裁判所における商業登記に登記番号「FN 85749b」で提出され、また2018年 4 月に「ウィーン新聞」に公告された。

当銀行の連結財務書類に適用される会計・報告原則は「連結財務書類注記」に記載されている。

オーストリア輸出銀行グループ2017年連結財務書類

損益計算書

(単位: 1,000ユーロ)	注記		2017年	2016年	(調整済)*	±増減率 (%)
利息等収入*		200,770	312,058	242,432	348,945	-10.6%
加算: 金融市場業務からのマイナス金利の予算アンダーラン*		1,404		1,083		29.7%
加算: リファイナンス業務からのマイナス金利の予算アンダーラン*		109,883		105,430		4.2%
利息等支払		-216,385	-232,507	-258,844	-267,251	-13.0%
加算: 金融市場業務からのマイナス金利損失*		-1,578		-2,483		-36.4%
加算: 貸付業務からのマイナス金利損失*		-10,529		-3,762		179.9%
加算: 証券からのマイナス金利損失*		-4,015		-2,162		85.7%
純利息収入	8		79,551		81,694	-2.6%
その他非連結会社への投資からの当期収入*			2,983		3,412	-12.6%
持分法投資損益の持分割合(税引後)	20		4,193		5,968	-29.7%
信用リスク引当金純額	9		-		-	-
手数料収入	10	54,722		53,647		2.0%
手数料支払	10	-12,656		-12,665		-0.1%
手数料収支	10		42,066		40,982	2.6%
一般管理費	11		-80,068		-82,142	-2.5%
その他営業収入*	12	8,149		9,346		-12.8%
その他営業費用*	12	-2,720		-2,928		-7.1%
その他営業収支*	12		5,429		6,419	-15.4%
営業利益			54,154		56,333	-3.9%
金融商品の純損益*	13		-2,521		-1,961	28.5%
税引前利益			51,634		54,373	-5.0%
所得税	14		-11,771		-10,897	8.0%
当期純利益			39,863		43,475	-8.3%

* 表示が変更された(注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと)。

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

その他包括利益

(単位：1,000ユーロ)	注記	2017年	2016年	(調整済)*	±増減率 (%)
損益計算書に将来再分類されない項目					
確定給付制度による保険数理利益/損失	24	-119		-4,231	-97.2%
持分法投資 - その他包括利益(純額)の持分割合	20	105		-88	-218.8%
税効果	14	30		1,058	-97.2%
合計		15		-3,261	-100.5%
損益計算書に将来再分類される項目					
その他非連結会社への投資(売却可能)の公正価値測定による純損益	18	24,898		-	100.0%
税効果	14	-6,225		-	100.0%
合計		18,674		-	100.0%
税引後その他包括利益(純額)		18,689		-3,261	-673.0%
当期包括利益合計		58,551		40,214	45.6%
当期純利益					
親会社の株主に帰属		39,863		43,207	-7.7%
非支配持分に帰属	19	-		268	-100.0%
		39,863		43,475	-8.3%
包括利益合計の内訳					
親会社の株主に帰属		58,551		39,928	46.6%
非支配株主持分に帰属	19	-		285	-100%
		58,551		40,214	45.6%

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

1株当たり利益

	2017年	2016年
親会社の株主に帰属する当期包括利益合計(単位：1,000ユーロ)	58,551	39,928
発行済み平均株式数	880,000	880,000
1株当たり利益(単位：ユーロ)	66.54	45.37

2017年12月31日現在、前年と同様に、行使可能な転換権又はオプションの権利は発行されていない。希薄化1株当たり利益は希薄化前1株当たり利益に対応する。

OeKBグループ連結貸借対照表

資産

(単位：1,000ユーロ)	注記	2017年12月31日	2016年12月31日 (調整済)*	±増減率 (%)
現金及び中央銀行への預け金残高	15、28	424,206	413,360	2.6%
銀行貸付	16、37	16,192,881	14,483,492	11.8%
顧客貸付	16、37	1,536,986	1,572,646	-2.3%
貸倒引当金	17	-	-	-
その他金融資産	18、37	3,036,328	3,039,350	-0.1%
デリバティブ金融商品	36、37	533,887	1,051,666	-49.2%
AFFG第1(2b)条に基づく保証	36、37	4,095,741	5,683,157	-27.9%
持分法投資	20	66,843	67,743	-1.3%
固定資産及び無形資産	21	16,900	20,266	-16.6%
当期税金資産		10,668	4,018	165.5%
繰延税金資産*	25	56,418	64,256	-12.2%
その他資産*		33,914	30,312	11.9%
資産合計*		26,004,771	26,430,269	-1.6%

負債及び資本

(単位：1,000ユーロ)	注記	2017年12月31日	2016年12月31日 (調整済)*	±増減率 (%)
銀行からの預金*	22、37	425,088	909,475	-53.3%
顧客からの預金	22、37	753,965	837,592	-10.0%
発行済み債務証券	23、37	21,640,415	21,261,202	1.8%
デリバティブ金融商品	36、37	555,651	719,622	-22.8%
引当金	24	145,508	148,722	-2.2%
当期税金債務		407	2,409	-83.1%
その他債務*		44,297	41,795	6.0%
EFS金利安定化引当金*	26	1,638,577	1,743,311	-6.0%
株主資本	27	800,864	766,142	4.5%
うち、非支配株主持分	27	-	4,585	-100.0%
負債及び資本合計*		26,004,771	26,430,269	-1.6%

*表示が変更された(注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと)。

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

0eKBグループ連結株主資本変動表

下表の払込済資本及び資本準備金の金額は、オーストリア輸出銀行の単体の財務書類に報告された金額と同額である。

株主資本に関する詳細な情報は、注記27に記載する。

2017年株主資本変動表

(単位:1,000ユーロ)	注	払込済資本	資本準備金	留保利益	IAS19準備金*	売却可能準備金	親会社株主に帰属する株主資本	非支配株主持分	株主資本合計
2017年1月1日現在	19、27	130,000	3,347	646,912	(18,702)	-	761,558	4,585	766,142
当期純利益		-	-	39,863	-	-	39,863	-	39,863
その他包括利益		-	-	-	15	18,674	18,689	-	18,689
当期包括利益合計		-	-	39,863	15	18,674	58,551	-	58,551
支配権の変更無しに非支配持分を取得	19	-	-	776	-	-	776	(4,446)	(3,670)
株主との取引(配当)	19、27	-	-	(20,020)	-	-	(20,020)	(140)	(20,160)
2017年12月31日現在		130,000	3,347	667,531	(18,687)	18,674	800,864	-	800,864

2016年株主資本変動表

(単位:1,000ユーロ)	注	払込済資本	資本準備金	留保利益	IAS19準備金*	売却可能準備金	親会社株主に帰属する株主資本	非支配株主持分	株主資本合計
2016年1月1日現在	19、27	130,000	3,347	623,725	(15,423)	-	741,650	4,439	746,089
当期純利益		-	-	43,207	-	-	43,207	268	43,475
その他包括利益(損失)		-	-	-	(3,279)	-	(3,279)	17	(3,261)
当期包括利益合計		-	-	43,207	(3,279)	-	39,928	285	40,214
株主との取引(配当)	19、27	-	-	(20,020)	-	-	(20,020)	(140)	(20,160)
2016年12月31日現在		130,000	3,347	646,912	(18,702)	-	761,558	4,585	766,142

*表示が変更された(注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと)。

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

0eKBグループ連結キャッシュフロー表

現金及び現金同等物に関する詳細並びにキャッシュフローに関する追加情報は注記28において説明する。

0eKB連結キャッシュフロー表

(単位: 1,000ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日 (調整済)*	2016年12月31日 (報告済)
期首現在 現金及び現金同等物	413,360	223,147	223,147
営業活動からの純キャッシュ*	30,745	614,890	71,723
投資活動からの純キャッシュ*	3,931	(404,517)	2,856,699
財務活動からの純キャッシュ*	(23,830)	(20,160)	(2,738,209)
期末現在 現金及び現金同等物	424,206	413,360	413,360

*表示が変更された(注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと)。

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

(単位：1,000ユーロ)	注	2017年	2016年 (調整済)*	2016年 (報告済)
税引前利益		51,634	54,373	54,373
利益に含まれる非現金項目、及び利益を 営業活動からのキャッシュフローへ一致 させる調整				
固定資産の減価償却	21	4,696	4,654	4,654
無形資産の償却	21	673	580	580
引当金の増減*	24	(3,213)	3,566	69,922
EFS金利安定化引当金の増減*	26	(104,734)	390,393	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証の増減*	36	1,936,339	(355,090)	-
固定資産の処分/測定による利益/損失		-	29	29
その他非連結会社への投資の公正価値 測定による純損益	18	(24,898)	-	-
その他非連結会社への投資の処分/測定 による利益/損失*	13	2,021	2,095	2,041
発行済み債券及びデリバティブ金融 商品の公正価値変動による未実現利益/ 損失*	13	-	-	(284,025)
輸出金融制度に割当てた金融商品に かかる外貨変動による未実現利益/損失*	13	500	(135)	284,018
その他非現金項目		(198)	(235)	(362)
非現金項目を調整後の営業活動の資産及び負債の変動				
償還による手取金：				
銀行貸付*	16	12,350,000	16,176,955	-
顧客貸付*	16	1,007,288	1,101,325	-
購入のための支払：				-
銀行貸付*	16	(14,060,444)	(12,826,561)	-
顧客貸付*	16	(971,743)	(1,190,503)	-
手取金：				
銀行からの預金*	22、28	4,963,459	3,658,658	-
顧客からの預金*	22、28	1,318,580	1,649,836	-
発行済み債務証券*	23、28	20,523,447	17,506,622	-
償還による払戻し：				
銀行からの預金*	22、28	(5,447,887)	(3,872,564)	-
顧客からの預金*	22、28	(1,402,207)	(1,566,771)	-
発行済み債務証券*	23、28	(18,229,719)	(20,093,970)	-
営業活動からのその他資産*		(548,232)	(2,441,243)	(2,796,292)
営業活動からのその他負債*		(1,439,638)	2,324,365	2,648,275
受取利息*		280,428	288,419	291,831
その他非連結会社への投資からの当期 収入*		2,983	3,412	-
支払利息		(160,210)	(187,576)	(187,576)
所得税		(18,180)	(15,744)	(15,744)
営業活動からの純キャッシュ		30,745	614,890	71,723

(単位：1,000ユーロ)	注	2017年	2016年 (調整済)*	2016年 (報告済)
償還及び処分による手取金：				

銀行貸付*	16	-	-	16,176,955
顧客貸付*	16	-	-	1,101,325
その他金融資産	18	550,393	79,901	79,901
固定資産及び無形資産	21	-	500	500
購入のための支払：				
銀行貸付*	16	-	-	(12,826,561)
顧客貸付*	16	-	-	(1,190,503)
その他金融資産	18	(544,459)	(481,961)	(481,961)
固定資産及び無形資産	21	(2,003)	(2,957)	(2,957)
投資活動からの純キャッシュ		3,931	(404,517)	2,856,699
手取金：				
銀行からの預金*	22、28	-	-	3,658,658
顧客からの預金*	22、28	-	-	1,649,836
発行済み債務証券*	23、28	-	-	17,506,622
償却による払戻し：				
銀行からの預金*	22、28	-	-	(3,872,564)
顧客からの預金*	22、28	-	-	(1,566,771)
発行済み債務証券*	23、28	-	-	(20,093,970)
非支配持分の取得	28	(3,670)	-	-
支払配当*	27、28	(20,160)	(20,160)	(20,020)
財務活動からの純キャッシュ		(23,830)	(20,160)	(2,738,209)

* 表示が変更された（注記１「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

付随の注記は、連結財務書類の不可欠な一部を構成する。

OeKBグループ連結財務書類注記

認識及び測定原則

注記1 一般事項

オーストリア輸出銀行（以下「OeKB」という。）は、オーストリア、ウィーン1010に登録事務所を置く特殊目的の銀行である。OeKBグループの業務は、主に輸出業務及び資本市場業務である。

オーストリア輸出銀行（ウィーン所在）は、オーストリア商法（以下「UGB」という。）第189a条第1項と共にオーストリア銀行法（以下「BWG」という。）第43(1a)条に基づく公益事業体である。

輸出業者向けサービス

OeKBグループは、オーストリアの輸出産業に対し、その輸出及び海外投資向けに幅広いヘッジ及び資金調達の選択肢を提供する。輸出金融スキームに基づき、会社は自己のメインバンクを通じて魅力的な条件の資金を供与される。連邦政府の代理人として、輸出保証及び手形保証はオーストリア共和国の名において発行される。中小企業向け信用枠及びオーストリア開発銀行の業務がポートフォリオを完成させる。

資本市場向けサービス

資本市場向けの幅広いサービスをもって、OeKBグループは証券の売買の前後に必要な多数の業務を対象とする。ここ数十年間、これらのサービスは金融サービス業者、発行者、投資家及びオーストリア共和国に利益を与えてきた。

輸出保証及び輸出金融スキームの法的根拠**オーストリア輸出保証法（以下「AusfFG」という。）による責任**

AusfFGに従い、連邦大蔵大臣は、外国取引相手による取引の適切な実行及びオーストリアの経常収支を直接もしくは間接的に改善する輸出企業の権利の実行のために、オーストリア共和国の名において保証を引き受ける権限を与えられている。これらの取引及び権利は海外のプロジェクト（特に環境保護、廃棄物処理及びインフラストラクチャーの諸分野）に関連し、国内外の会社によるその実現はオーストリアの利益である。AusfFG第7条に従い、保証手数料及びすべての支払債権は、連邦政府の代理人（OeKB）により徴収され、連邦政府の認可代理人に開設された連邦政府の定期的に入金される。AusfFG第8a条に従い、OeKBは代理契約が終了するまでこれらの輸出保証の処理に引続き責任を持つ。

OeKBは、これらの輸出保証の運営につき適切な手数料を得る資格がある（輸出保証からの手数料収入として表示、注記10）。

オーストリア開発銀行の任務はAusfFG第9条に明記される。オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG（OeKBの100%子会社）がこれらの責務を果たすことを委任されている。開発銀行が供与する金融契約に関連してオーストリア共和国に支払われる保証料は、手数料収支に報告される（注記10を参照のこと）。

法的根拠は当年度中にさらに5年間、2022年12月31日まで延長された。

取引の資金調達及び権利に関する連邦法（輸出金融保証法-以下「AFFG」という。）

AFFG第1条に従い、連邦大蔵大臣は2023年12月31日までオーストリア共和国の名において、AusfFG第5(1)条に基づく連邦政府の認可代理人（OeKB）により実行される貸付業務（債券、ローン、信用枠及びその他の債務）について保証を発行する権限を与えられている。保証は、以下のために発行される。

- ・貸付業務に基づく債務を履行するための、連邦政府の認可代理人（OeKB）の債権者の利益（AFFG第1[2a]条）、
- ・貸付業務からの手取金がユーロでの資金調達に使用されている期間について、かかる貸付業務に基づく債務を履行するためのユーロと他通貨の特定の為替レートを保証する（為替リスク）ための、連邦政府の認可代理人（OeKB）の債権者の利益（AFFG第1[2b]条）。

AFFGに基づくオーストリア共和国による保証発行の手数料の条項は、輸出金融スキームにおいて未償還借入額に依拠する（最低）保証手数料を規定する。保証手数料はOeKBが発行する債券に直接関連がある。このため、保証手数料の費用は利息等支払の項目において報告される（注記8を参照のこと）。

重要な会計原則

BWG第59a条及びUGB第245a条に基づき、オーストリア輸出銀行、ウィーンは、欧州連合において適用される国際財務報告基準（IFRS）にもつぱら準拠して、2017年12月31日終了年度の連結財務書類を作成した。

この連結財務書類は継続企業の原則に基づき作成されている。

これらの財務書類を作成するにあたり、OeKBグループは貸借対照表日現在義務付けられている全てのIFRS及びIAS基準並びに国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC。旧基準解釈委員会（SIC））によるその解釈を適用した。当グループ全体で、統一された認識及び測定方法が使用されている。

連結財務書類は、1,000ユーロ単位に四捨五入して表示されている。ユーロはOeKBグループの機能通貨でもある。別途記載しない限り、すべての金額は1,000ユーロ単位で表示されている。表の数字は四捨五入により合計が一致しない場合がある。

OeKBグループは、貸借対照表の表示においてIFRSベースの規制要件（FIN-REP）に従う。これらの要件は2014年に欧州銀行監督局（EBA）により導入され、EUを本拠地とする金融機関により適用されるべき強制的な規制の枠組みである。この調和は、規制当局、投資家及びOeKBグループにより公表された報告書の比較可能性をかなり大きくする。

輸出金融スキーム（以下「EFS」という。）の特徴

OeKBの輸出金融スキームの目的は、スキームに参加している銀行が供与する輸出ローン（リファイナンス（資金を供給）し（交付、買取り並びに投資金融、輸出信用状の引受け及び輸出向け国内投資への資金供与）（銀行による顧客への貸付にOeKBがリファイナンス（貸付）する。）、かつ直接の貸付（州の機関との債務繰延べの合意、主に公的機関からの売掛債権の買取り）を提供する。銀行貸付、顧客貸付の大部分及びその他金融資産、関連するリファイナンス項目（銀行からの預金、発行済み債務証券）、ヘッジ手段として保有されるデリバティブ金融商品、及びAFFG第1(2b)条に基づく保証は、輸出金融スキームの一部である。発行済み債務証券の大半は、AFFG第1(2a)条に基づくオーストリア共和国による保証を特色とする。

EFSの銀行貸付及び顧客貸付の大部分は、AusfFGに基づくオーストリア共和国の保証を特色とする。これらの保証のために、OeKBグループは巨額の信用リスクにさらされていない。このため、EFSに関連して貸倒引当金を設定する必要はない。保証のために、請求は保証が締結された時点に依存する統一条件に従う。これらの統一金利はOeKBのウェブサイトにおいて公表され、OeKBのクレジットスプレッドから導かれる。さらにOeKBのクレジットスプレッドは、AEFG第1(2a)条に基づく債権者の保証により、オーストリア共和国のクレジットスプレッドに依存する。

為替レートリスクの大半は、EFSの資金調達のために発行される短期及び長期の債務証券に関連してのみ存在する。これらのリスクは、個別の取引ベースで、AFFG第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の為替レート保証によりその大部分が担保されている。従って、OeKBは輸出金融スキームからは重要な為替レートリスクを負わない。外貨の戦略は、継続的なポートフォリオ戦略の一部として連邦大蔵省（BMF）と協力している。これらの為替レートのポジションの計算及び決済は、各個別の取引について大蔵省と合意して行われる。場合により、取引は同じ通貨でリファイナンスが行われ、満期を迎える債務に適用される為替レートは直ちに新たに発行される債務に適用される。すべての関係者に対してこの項目が重要性及び関連性を持つため、独立した項目として報告されている（AEFG第1(2b)条に基づく保証）。

輸出金融スキームの金利安定化引当金は、EFSの固有の目的及びこのプログラムに関連するリスクに基づく。これは、計上利息からの剰余金及び公正価値でEFSの金融商品を測定したことによる純損益を含む。OeKBは1968年に連邦大蔵省によりEFSに基づき生み出される収益を別勘定で徴収し、かつ必要な場合EFSのファイナンスのためのみにこれを使用することを委任された。これはEFS金利安定化引当金の設定を通じて実施された。監事会はまたこの目的のための毎年の提案を採択することによりこの義務を遵守する。EFSに基づき生み出される収益は、現在及び将来においても株主には利用できず、経営陣がEFSの目的のみに使用することができる。この引当金は、EFSからの収益はOeKBグループには発生しないが、その代わり、リスク（AusfFGの第8a条に基づく代理契約が解除される場合の運営継続義務に関するものを含む。）をカバーするためにEFSに維持されるという事実を反映する。

1960年に国際的にも特色がある輸出金融スキームが開始して以来、EFS金利安定化引当金は、継続的な剰余金から積み上がっている。この項目はまた、外国為替の差異による結果及びEFSに割り当てられた金融商品の公正価値の変動の結果も含む。この引当金は、後続年度のリファイナンスの実効金利を引下げるためにのみ利用することができる。法人向け連邦税務当局（ウィーン）は、EFS金利安定化引当金がEFSのリファイナンス実効金利の引下げに使用される限りにおいて、これまでこれを控除可能な債務項目として、認識してきた。連邦大蔵省と連携して、OeKBはこの項目をその特異な性質のために独立した項目として報告することを決定した。

認識及び測定方法の変更

以下の記載の新会計方針及び改定された会計方針を除いては、この連結財務書類は2016会計年度の連結財務書類の作成に適用されたものと同じ認識及び測定方法を使用して作成されている。

連結包括利益計算書

前年度と異なり、「その他非連結会社への投資からの当期収入」が包括利益計算書の独立した項目として報告された。この項目は2016年には純利息収入の一部として報告された。純利息収入はまた、利息等収入に「マイナス金利の予算アンダーラン」を含み、利息等支払にマイナス金利の損失を含む。前年は、マイナス金利からの予算アンダーランは利息等支払に報告され、マイナス金利の損失は利息等収入に報告されていた。以下の表に調整を説明する。注記はこれに従い調整された。

(単位：1,000ユーロ)	2016年(報告済)		2016年(調整済)	
利息等収入	245,844	237,437	242,432	348,945
差引：金融市場業務からのマイナス金利による損失	(2,483)		-	
加算：金融市場業務からのマイナス金利の予算アンダーラン	-		1,083	
差引：貸付業務からのマイナス金利による損失	(3,762)		-	
差引：証券からのマイナス金利による損失	(2,162)		-	
加算：リファイナンス業務からのマイナス金利の予算アンダーラン	-		105,430	
利息等支払	(258,844)	(152,330)	(258,844)	(267,251)
差引：金融市場業務からのマイナス金利の予算アンダーラン	1,083		-	
加算：金融市場業務からのマイナス金利による損失	-		(2,483)	
加算：貸付業務からのマイナス金利による損失	-		(3,762)	
加算：証券からのマイナス金利による損失	-		(2,162)	
差引：リファイナンス業務からのマイナス金利の予算アンダーラン	105,430		-	
純利息収入		85,106		81,694
その他非連結会社への投資からの当期収入		-		3,412
純利息収入及びその他連結会社への投資からの当期収入		85,106		85,106

連結包括利益計算書において、当銀行は前年に報告されたその他営業収支を、その他営業収入とその他営業費用に分割した。注記はそれに従い調整された。

金融商品に係る純損益に関する注記（注記13）の開示は、当年度の輸出金融スキームに関連して調整された。EFSに割り当てられた金融商品及びEFSに割り当てられていない金融商品に分けて開示が行われている。以下の表で調整を説明する。注記はこれに従い調整された。

金融商品（全体）に係る純損益

（単位：1,000ユーロ）	2016年(報告済)	2016年(調整済)	増減
外国為替差異による純損益	(283,891)	135	284,025
公正価値測定による純損益	281,930	(2,095)	(284,025)
金融商品に係る純損益	(1,961)	(1,961)	-

金融商品の公正価値測定による純損益

（単位：1,000ユーロ）	2016年(報告済)	2016年(調整済)	増減
公正価値の変動：			
銀行貸付	-	(59,578)	(59,578)
顧客貸付	-	(1)	(1)
その他金融資産	(2,095)	54,405	56,500
デリバティブ金融商品	-	82,501	82,501
AFFG第1(2b)条に基づく保証	444,897	160,872	(284,025)
発行済み債務証券及びデリバティブの公正価値測定	177,817	-	(177,817)
発行済み債務証券	-	98,675	98,675
公正価値の変動	620,619	336,874	(283,745)
EFSに割り当てられた金融商品に係る純損益のEFS金利安定化引当金への振替	(338,689)	(338,970)	(281)
公正価値測定による純損益	281,930	(2,095)	(284,025)

金融商品に係る外国為替差異による純損益

（単位：1,000ユーロ）	2016年(報告済)	2016年(調整済)	増減
発行済み債務証券及びデリバティブによる外国為替差異	(355,090)	-	355,090
その他資産/負債による外国為替差異	135	-	(135)
外国為替差異による利益	-	152,347	152,347
外国為替差異による損失	-	(507,302)	(507,302)
小計	(354,956)	(354,956)	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証に係る外国為替差異	71,065	355,090	284,025
外国為替差異による純損益	(283,891)	135	284,025
金融商品（全体）に係る純損益	(1,961)	(1,961)	-

前年度は、EFSの全ての金融商品について、公正価値の変動は、「発行済み債務証券及びデリバティブ金融商品の公正価値測定」の項目に合計して報告された。公正価値の変動は今は、それぞれの金融商品に割り当てられている。加えて、外国為替差異が今は外国為替差異による損益の項目に報告されている。

AFFG第1(2b)条に基づく保証に係る外国為替差異の変動（284,025千ユーロ）は、当年度については同項目の性質に合わせて、同項目の公正価値測定に全額割り当てられた。

連結貸借対照表

執行取締役会は、OeKBグループの貸借対照表に開発銀行の業務に関連する信託財産及び負債（2016年：94,661千ユーロ）を今後報告しないことを当年度中に決定した。これは主に、読者に資産状態の真実かつ公正な観点を提供することを意図する。最初の認識の際、執行取締役会はこれらの項目は引き続き重要でないと予想した。しかし、受託者は将来的に開発銀行を通じて行う信託業務量を増加させる意向である。過年度の数字は以下の表に示すとおり調整された。

税金還付の権利及び支払うべき税金は、同じ税務当局により課される所得税に関連するため、IAS第12.74号に従い、貸借対照表上で相殺されている。過年度の数字は以下の表に示すとおり、調整された。

資産

（単位：1,000ユーロ）	2016年(報告済)	2016年(調整済)	増減
繰延税金資産	87,929	64,256	-23,674
その他資産	81,193	30,312	-50,882
資産合計	26,504,821	26,430,269	-74,556

負債

（単位：1,000ユーロ）	2016年(報告済)	2016年(調整済)	増減
銀行からの預金	865,694	909,475	43,780
繰延税金負債	23,673	-	-23,673
その他負債	136,456	41,795	-94,662
負債合計	26,504,821	26,430,269	-74,556

連結株主資本変動表

IAS第19号の準備金は、より明確にするために、連結株主資本変動表に独立して表示される。前年度の数字は、これに従い調整される（2016年：留保利益628,210千ユーロ）。IAS第19号の準備金には、確定給付制度の保険数理上の損益を含む。

連結キャッシュフロー表

連結キャッシュフロー表は、営業活動からのキャッシュフローについて、輸出金融スキームに関連する独立項目（EFS金利安定化引当金の増減及びAFFG第1[2b]条に基づく保証の増減）を通じてより明確な情報を提供する。前年度において、AFFG第(2b)条に基づく保証の増減は、「輸出金融スキームに割り当てられた金融商品に係る外国為替レートの変動による未実現利益/損失」の項目に含まれていた。銀行貸付及び顧客貸付の償還手取金並びに銀行貸付及び顧客貸付の購入のための支払は投資活動からのキャッシュフローから営業活動からのキャッシュフローに移管された。銀行からの預金、顧客からの預金及び発行済み債務証券からの手取金並びに銀行からの預金、顧客からの預金及び発行済み債務証券の償却による払い戻しは財務活動からのキャッシュフローから営業活動からのキャッシュフローに移管された。受取利息は、その他非連結会社への投資からの当期の収入を含んでいた。これは現在独立した項目で示される。財務活動からのキャッシュフローの中で、非支配持分への支払配当が支払配当に加算された。前年度の数字はこれに従い調整された。

セグメント情報

プロセスの調整及び経営報告も含めて、輸出業務部門の組織再編が当年度中にあった。オーストリア・エントヴィックルングスバンクAGの運営は「その他業務」セグメントから「輸出業務」セグメントへ移管された。「資本市場業務」セグメントに割り当てられる「その他非連結会社への投資からの当期収入」は、現在「その他業務」セグメントに代わり、同セグメントに表示されている。注記6「セグメント情報」を参照のこと。

2017年度に初度適用される新基準及び改定

新規又は改定された基準及び解釈に関して、0eKBグループの事業活動に関連するもののみを以下、説明と共に列挙する。

2017年度に初度適用される基準及び改定		初度適用
IAS第7号	キャッシュフロー計算書 - 開示イニシアチブ	2017年1月1日
IAS第12号	法人所得税 - 未実現損失に関する繰延税金資産の認識	2017年1月1日
IFRSの改定2014-2016	年次改善（2014年-2016年） - IFRS第12号の改定	2017年1月1日

IAS第7号「キャッシュフロー計算書 - 開示イニシアチブ」

この改定は会社の債務の変動について提供される情報を改善する。会社は、そのインフロー及びアウトフローが財務活動からのキャッシュフローの項目でキャッシュフロー表に表示される、債務の変動及び資本取引についての情報を開示する。関連する金融資産もまたこの開示に含まれる（ヘッジ取引による金融資産等）。

インフロー及びアウトフロー、会社の購入若しくは売却からの変動、通貨に基づく変動、公正価値の変動及びその他変動も報告されなければならない。

当該情報は、貸借対照表の当初金額から貸借対照表の最終金額への調整の形式で表示される。

0eKBグループは調整における関連資本項目の当初金額と最終金額との変動を表示する（注記28を参照のこと。）。

他の2つの基準は、関連する取引が無いため、0eKBグループの連結財務書類に影響を与えなかった。

まだ適用されていない新基準及び解釈

多数の新基準及び基準の改定が、早期適用が可能であるが、2017年12月31日より後に開始する最初の会計年度に適用される予定である。連結財務書類を作成するにあたり、当グループは以下の新基準又は改定基準を要求より早期には適用しなかった。

IFRS第9号 - 金融商品

IFRS第9号は、金融資産、金融負債並びに非財務項目の購入及び売却の一部の契約の認識及び測定の要件を定める。同基準は2018年1月1日以降に開始する会計年度に遡及して適用される必要があり、IAS第39号の規定に代わるものである。

0eKBグループは2018年1月1日から遡及的にIFRS第9号「金融商品」を適用した。2018年1月1日現在の親会社株主に帰属する株式（すべて留保利益）に関する全ての変動（ECLに基づく認識、測定及び減損に関する変動）の効果は、マイナス6.0百万ユーロからマイナス8.0百万ユーロの間と予想される。これにより連結の自己資本比率（CET1及びT1）は82.6%から約81.8%に変化する。効果の及ぶ範囲が小さいため、IAS第39号からIFRS第9号への切替効果をその他包括利益に5年間にわたり認識する規制上の選択肢は、使用されていない。

金融商品の新基準は以下に説明するとおり、0eKBグループの連結財務書類上の影響を含めて、3つの主要なトピックに分けられる。

金融商品の分類及び測定**デリバティブ金融商品及びエクイティ商品**

デリバティブ金融商品は公正価値で依然として認識され、価値の変動は損益を通じて認識される。

エクイティ商品（株式会社の株式等）もまた、依然として公正価値で認識される。売買目的で保有される以外の場合、公正価値測定の結果を損益計算書の損益として認識するか、又はその他包括利益に認識するかを選択肢がある。0eKBは、引き続き、公正価値測定の結果をその他包括利益に認識することを決定した。

このため、IFRS第9号の変更はこの種類に影響を与えないと予想される。

債券

IFRS第9号には、ビジネスモデル及び予想キャッシュフローに依拠する、債券に対する新分類及び測定方法を含む。

これは3つのビジネスモデルに区別される：

・徴収のための保有

このビジネスモデルにおいて、金融商品は満期まで利息と元本返済を生みだすために保有される。OeKBグループにおいて、このモデルは輸出金融スキームの範疇の全ての銀行貸付及び顧客貸付、従業員貸付及びその他金融資産を対象とする。

・徴収及び売却のための保有

このモデルにおいて、金融商品は満期まで利息と元本返済を生みだすとともに、利益を得るために定期的に売却するためにも保有される。OeKBグループは、開発途上国を振興するために使用される（投資）ファンド及びOeKB専用にローンチされた特別目的ファンドをこのモデルに割り当てる。これらのファンドは全て、長期ベースで通常保有されるが、適切な場合購入及び売却を行うことができる。毎日購入及び売却取引を行うことができる投資ファンドは、EFSに基づく米ドルの流動性管理に関連しても使用される。

・その他ビジネスモデル

これは、「徴収のための保有」モデル又は「徴収及び売却のための保有」モデルに入らない、その他の金融商品のグループである。これらは重要な金融構成要素を含まず、売買を意図しない。これらの金融商品の目的は金利を生み出すことや価格の変動から利益を得ることではない。これらは単に継続的業務運営のために必要であり、その他の目的を持たない。OeKBグループにおいて以下のポジションがこのモデルに割り当てられる。

- ・ オーストリア国立銀行への預金 - 「現金及び中央銀行への預け金残高」
- ・ Loro、nostro及びgiro勘定（当座勘定） - 「銀行貸付」及び「顧客貸付」に含まれる。
- ・ 社内決済勘定（例えば、連邦大蔵省に関連するもの） - 「その他資産」に含まれる。
- ・ 支払事務所請求 - 「銀行貸付」に含まれる。
- ・ 担保 - 「銀行貸付」に含まれる。

金融商品の認識及び測定はまた、これらの3つのビジネスモデルに基づいている。

「徴収のために保有」モデルにおいて、個々の金融商品の条件は、元利金の支払いのみ（SPPI）を含むかどうかを決定するために評価される必要がある。仮にSPPI基準を満たす場合、契約は償却後原価で認識される。その他の場合、公正価値で認識される。償却後原価での認識が会計上のミスマッチにつながる場合、公正価値での認識オプションを実行できる。

OeKBグループが発行する金融商品は元利金の支払いのみを含む。金融商品の契約条項すべてを分析したところ、これらはSPPI基準を満たすことが分かった。したがって、これらは以前の認識方針に沿い、償却後原価で認識される予定である。公正価値オプションは、過去においてそうであったように、デリバティブ金融商品によりヘッジされる契約について実行される。これはIFRS第9号においても変更されない。このビジネスモデルからもたらされる変更のみが、以前はビジネスモデル（市場価値でのポートフォリオ管理）に基づき損益を通じて公正価値で認識された金融商品（証券）の認識の変更であることを意味する。これらの金融商品は、将来的には償却後原価で認識される予定である。認識及び測定規則の変更の効果は、「その他金融資産」の項目でのマイナス6.0百万ユーロからマイナス7.5百万ユーロの間と見積もられており、親会社の株主に帰属する留保利益を減少させるであろう。損益を通じた公正価値から償却後原価への貸借対照表上のこれら金融商品の認識の変更は本報告日付現在完了していなかったため、実行されいているインパクト分析に基づく効果の幅が表示される。

「徴収及び売却」モデルにおいて、金融商品は通常公正価値で認識される。SPPI基準もまた、ここで考慮される。この基準を満たす場合、価値の変動はその他包括利益において認識される。SPPI基準を満たさない場合、価値の変動は損益を通じた公正価値で認識される。OeKBグループの（投資）ファンドはSPPI基準を満たさないため、以前と同じく損益を通じた公正価値で認識される。これはIFRS第9号はこの分野に変更をもたらさないことを意味する。

その他ビジネスモデルに該当する金融商品は、損益を通じて公正価値で認識される予定である。これらのポジションの正味帳簿価格は、その短期の性質及び低い信用リスクから、主に公正価値に相当することから、これらの金融商品はいずれも損益計算書に影響を与えるとは予想されていない。

金融負債

金融負債に関する限り、IFRS第9号は、IAS39号から1つだけ変更がある。公正価値で測定される負債について、信用リスクに関する測定部分は、今後損益計算書に損益を通じて認識されなくなり、その他包括利益に認識される。

輸出金融スキームに該当する金融商品の公正価値測定の結果は全て、EFS金利安定化基金の項目で調整されるので、このアプローチは会計上のミスマッチにつながる可能性がある。この理由のため、IFRS第9.5.7.7及びIFRS第9.5.7.8に基づき認められる例外が使用され、公正価値測定の全体的な結果は、依然として損益計算書の損益を通じて認識されている。

金融資産の減損の認識

IFRS第9号への切替により、以前使用されていた、IAS第39号に従った客観的証拠（発生損失モデル）の場合の減損計算は使用されない。現在、一般的な減損が、予想信用損失モデルに基づく金融資産の初度認識時に認識される。このモデルにおいては、損益計算書上で損益により公正価値で認識されていないあらゆる債券がECLモデルに従った減損の計上の対象となる。

減損の金額は、以下の計算方法の1つに導かれる二元的アプローチを使用して決定される。

- ・12か月間予想信用損失（12M ECL）：取得後信用リスクが大幅に増加しない場合、又は信用リスクが一般に低い場合（低信用リスクの免除）
- ・生涯予想信用損失（LT ECL）：追加後信用リスクが大幅に増加した場合、又は金融商品が既に報告日付で減損している若しくは既に取得時に減損していた場合（POCI：購入又は起因信用減損）

トランスファー・ロジック

予想信用損失を算定しなければならない全ての金融商品は、3段階に分けられる。

- ・レベル1：低い信用リスク
- ・レベル2：かなり高い信用リスク
- ・レベル3：デフォルト

以下のトランスファー・ロジックがこのために選ばれ、レベルの割当（分類）が担保を考慮する前にいつも行われる。

0eKBが、金融商品の大半を占める輸出金融スキームにおいてCRR及びCRDから免除されていることを考慮し、特別金融機関（上記を参照のこと。）としての地位のために、及び輸出金融スキームにおいて損失を被ったことがこれまで無かったことから、低い信用リスクの免除が使用される。問題の金融商品が投資グレードの格付けに示される通り、報告日付で低い信用リスクである場合、0eKBグループは一般にデフォルト・リスクの著しい増加を予想しない。

レベル2への割当ての重要な基準は、デフォルトの生涯を通じての可能性の変化である。デフォルト・リスクの変化は比較の期限満了を通じて緩和されている。

取得時に既に減損していた（POCI）金融商品は全て、レベル3に割当てられる。

レベル1の金融商品については、減損は12か月の信用損失に対応し、他方レベル2及びレベル3の金融商品については生涯の予想信用損失に対応する。

予想信用損失

予想信用損失は0eKBグループのリスク管理システムで使われるものと類似の方法で計算されている。ただし、IFRS基準を遵守するために一定の変更がなされている。

- ・デフォルトの可能性（PD）

ICAAPと異なり、IFRS第9号は、完全満期スペクトラムのために、ポイント・イン・タイム（問題の時点の）PD（PIT PD）を求める。この目的のため、ポートフォリオに依拠する要因は、将来を考慮した情報（FLI）を採用する経済モデルを使用して、スルー・ザ・サイクル（サイクル全体の）PD（TTC PD）の調整のため決定される。これは累積した複数年のTTC PDからPIT PDを位置づけ、ベイズ的アプローチが超長期のPDの価値の幅を0と1の間になるように使用される。マクロ経済の関係する指標の目的で、ポートフォリオPDの複数年の予想（通常3年間）を認めるポートフォリオ特有のモデルが、FLI調整として開発される。具体的な予想期間末以降、PDは長期的にはTTC PDに収斂すると仮定されている。

- ・損失デフォルト（LGD）

ビジネスモデルのために、0eKBグループは統計的に重要なLGDモデルを引き出すための十分なデータを、12か月LGDについても生涯LGDについても持たない。この理由により、0eKBグループはICAAPに基づく以下のアプローチを利用す

る：オーストリア共和国からの政治的・経済的保証を持つ債券のLGDは0%と仮定され、他方その他の債券のLGDは一般に65%と仮定される。LGDの目的では、AusfFGに基づく保証を別として担保は考慮しない。輸出金融保証スキームに関連する担保は、PD（複数デフォルトモデル）において考慮される。

・デフォルト時のエクスポージャー（EAD）

取引の大半は、契約上合理されたキャッシュフローに関連する。これは将来のEADが契約条項に基づき大きくモデル化されることを意味する。信用転換要因はフレームワークの合意で見積もられ、その結果予想信用損失は実際予想されるデフォルトに可能な限り緊密に対応する。

・2017年12月31日現在のデータに基づくECLの結果

0eKBグループは実施プロジェクトにおける分析を元に、リスクポートフォリオを形成する。0eKBグループ固有のビジネスモデル及びオーストリア共和国からの包括的な保証のために、ECLの結果は多額の重要性を持たない。2017年12月31日現在のECLの計算は以下のとおりである。

- ・ 12M ECLは、0.2百万ユーロ（うち、EFS金利安定化引当金における損益を通じて0.1百万ユーロ）
- ・ LT ECLは、0.4百万ユーロ（うち、EFS金利安定化引当金における損益を通じて0.0百万ユーロ）

すなわち、0eKBグループはECL計算への切替から0.5百万ユーロの効果を予想する。

ヘッジ関係の認識

新規則の第1の目的は、ヘッジ会計を企業の経済リスク管理により密接に合わせることである。以前と同様、会社はヘッジ関係の開始時にリスク管理の目的を含むそれぞれのリスク管理戦略を書面にしなければならない。これは原取引とヘッジ商品の関係が将来におけるリスク管理戦略の要件を満たさなければならないことを意味する。ヘッジ率がヘッジ関係の期間中に変化するが、ヘッジ関係のリスク管理の目的は変更されない場合、ヘッジ率が調整される必要があり（ヘッジング関係はバランスを取り直さなければならない。）、ヘッジ関係を中断することはできない。

IAS第39号に基づくのとは異なり、IFRS第9号に基づいてヘッジ関係を理由なく随時中断することはできない。ヘッジ関係のために書面化されたリスク管理目的が変更されず、ヘッジ会計の他の前提条件が満たされる限りは、このヘッジ関係は会計目的で維持される必要がある。さらに、IFRS第9号は、個別のリスク要素が一定の状況で非金融原取引について別々にみなされることを認めている。

ヘッジ関係の効果を示す要件が変更された。IAS第39号に基づき、効果が遡及的かつ予め示され、かつ80%から125%の範囲にある場合のみ、ヘッジ関係はヘッジ会計を用いて認識できる。IFRS第9号の下では、遡及的証拠及び効果の幅は適用されない。その代り、企業は、（共通の）参照価値もしくはヘッジ・リスクに基づき互いに相殺される価値の変動につながるがこの量的上限には拘束されない、ヘッジ項目とヘッジ商品の間の経済関係があることを証明しなければならない。この証拠はまた、単純に質的である。しかし、信用リスクの影響は経済関係の結果である価値の変動に影響を及ぼしてはならない。

0eKBグループは現在ヘッジ会計を使用しないが、IFRS第9号の新規定は将来においてヘッジ会計規則の適用を容易にする。このため、マクロのヘッジ会計の規定が最終的になるまで新ヘッジ会計規則を適用しないというオプションを行っている。この分野は0eKBグループの財務書類に影響を与えない。

IFRS第15号：顧客との契約による収益

IFRS第15号は、収入がどのような金額でいつの時点で認識されるべきかを決定する一連の包括的条項を含む。これは収入の認識についての現在のガイドライン（IAS第18号「収益」、IAS第11号「建設契約」及びIFRIC第13号「顧客ロイヤリティプログラム」等）に替わるものである。

0eKBグループにおいて、サービスの期間は一般に請求書発送期間に対応する。0eKBグループの手数料（輸出金融業務からの手数料収入）はAusfFGに従う少数の輸出保証契約については、契約期間の始期に徴収される。この手数料は発生主義で認識される。

0eKBグループは2018年1月1日よりIFRS第15号を適用することを求められているが、新基準の提供は0eKBグループの連結財務書類に影響を与えない。

IFRS第16号：リース

IFRS第16号は、リース契約が借主の貸借対照表に認識される、統一された計算方法を導入する。借主はリース契約を資産の使用権並びにリースの支払を行う義務を示す負債として認識する。短期リース及び価値の低い物品を対象とする

リースについては例外がある。貸主の会計規則は現在の基準と同等であり、これは貸主は依然としてリース契約をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースとして認識することを意味する。

IFRS第16号は、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「アレンジメントがリースを含むか否かの決定」、SIC第15号「オペレーティング・リース - インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法的形態を伴う取引の実質の評価」などの、リース契約の現在のガイドラインに代わるものである。

この基準は2019年1月1日以降に開始する会計年度より強制適用される。IFRS第16号の初度適用時点もしくは現時点より前の時点で、IFRS第15号「顧客との契約による収益」を適用する事業体は早期適用が可能である。当グループはIFRS第16号を早期適用しない。

OeKBグループにはオフィス・スペース（賃貸契約）、車両及びコピー機（ただし、コピー機に関する契約の大半は重要性基準以下である。）に関連し、IFRS第16号の範疇に入る契約を締結している。移行規定に従い、OeKBグループは、IFRS第16号の規定を、新規契約又は基準の初度適用より後の既存契約の変更にのみ適用することを検討している。

当グループはIFRS第16号の適用が連結財務書類に与え得る影響の評価を開始したが、現時点ではこれらの影響を数値化できない。移行方法を適用するかについてはまだ決定されていない。

以下の新たなもしくは改定された会計基準は、連結財務書類に重大な影響を与えとは予想されない。

改定済基準及び解釈		EU採択	発効日
IAS第40号の改定	投資固定資産の振替	オープン	2018年1月1日
IFRS第2号の改定	株式報酬の分類及び測定	オープン	2018年1月1日
IFRS第4号の改定	IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第4号「保険契約」の適用	適用	2018年1月1日
IFRS第15号の改定	IFRS第15号に関する明確化	適用	2018年1月1日
IFRIC第22号	外貨建て取引と前渡・前受対価	オープン	2018年1月1日
IFRSの改定2014-2016	年次改善（2014年-2016年） - IFRS第1号及びIAS第28号の改定	適用	2018年1月1日
IFRS第9号の改定	マイナスの満期前解約手数料のある金融資産	オープン	2019年1月1日
IAS第28号の改定	関連会社又は合併会社への長期持分	オープン	2019年1月1日
IFRIC第23号	所得税の取扱いに関する不確実性	オープン	2019年1月1日
IFRSの改定2015-2017	年次改善（2015年-2017年） - IFRS第3号、IFRS第11号、IAS第12号及びIAS第23号の改定	オープン	2019年1月1日
IFRS第17号	保険契約	オープン	2021年1月1日
IFRS第14号	規制上の繰延契約	オープン	オープン
IFRS第10号及びIAS第28号の改定	投資家と関連会社若しくは合併会社との間の資産の販売又は処分	オープン	オープン

判断及び仮定の不確実性

IFRSに従った連結財務書類の作成は、将来の動向について執行取締役会が判断及び仮定を行うことを求める。これは、資産及び負債の報告価値、貸借対照表日現在のその他負債の開示並びに会計年度中の収益及び費用の報告に大きな影響を与える可能性がある。

以下の仮定は、次の会計年度の資産価値及び負債の実質的変動の重要でないとは言えないリスクを伴う。

- ・公正価値測定に使用される変数は、変動の可能性のある将来に関する仮定に一部基づいている。注記5、注記18及び注記37。
- ・現在の年金及び退職給付債務の測定のために、割引率、退職年齢、平均寿命、従業員の離職率及び将来の収入の伸びについて仮定が行われる。注記24。
- ・繰延税金資産の認識金額は、将来十分な課税収益が生み出されるとの仮定に基づいている。注記25。
- ・保証及びその他約定から発生する貸借対照表に報告されない債務が貸借対照表上に報告される必要があるか否かについて、定期的に査定が行われる。注記32。

これらが基づく推計及び仮定は、定期的に査定され、それぞれの基準に合致する。推計は過去の経験及びその他の要因（例えば計画、現在の状況から生ずる進展の可能性及び報告日現在の将来の事象の予測など）に基づく。実際の価値は、実際の状況が報告日時点で予想した状況より異なって発展した場合に、仮定及び推計から外れる可能性がある。変更は後日明白となった時に考慮することができ、それに従い予測が調整される。

注記2 連結の範囲

以下は、OeKBグループの連結財務書類に含まれる全ての会社を示す。親会社であるオーストリア輸出銀行に加えて、以下の会社が完全に連結されている：オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン（以下「OeEB」という。）、OeKB CSD GmbH、ウィーン（以下「OeKB CSD」という。）及び「オーストリア・エクスポートフォonz」GmbH、ウィーン（以下「エクスポートフォonz」という。）。2016年度と比較して連結の範囲に変更はなかった。

当グループの資産、財務又は収益状態に重要な影響を与えないため、2つの会社が連結されなかった（2016年度：2社）。これら2つの会社を合わせた総資産は当グループの連結総資産の0.02%であり、当年度の利益総額は当グループの当期連結利益の0.10%未満である。OeKBが20%の株式を保有する会社は持分法投資に含まれていない。なぜなら、その業績は「持分法投資損益の持分割合（税引後）」又は「持分法投資」に大きな影響を与えないからである。

連結又は原価で保有される会社の数

	2017年12月31日	2016年12月31日
完全連結会社	3	3
持分法投資	2	2
非連結子会社への投資（公正価値で認識、2016年度は償却原価で認識）	2	2
その他非連結会社への投資（公正価値で認識、2016年度は償却原価で認識）	11	10
合計	18	17

OeKBが完全所有又は一部所有する会社

会社名及び登録事務所	銀行法分類	セグメント組織 (a)	投資の種類		持分割合
	金融機関 / その他		直接保有	間接保有	(%)
完全連結会社					
オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン	金融機関	E	×		100.00
OeKB CSD GmbH、ウィーン	金融機関	C	×		100.00
「オーストリア・エクスポートフォonz」 GmbH、ウィーン	金融機関	E	×		100.00
持分法合併会社					
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	その他	0	×		51.00
アクレディア・フェアジヒャルングAG、ウィーン	その他	0		×	51.00
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	その他	0		×	51.00
PRISMAリスク・サービスD.O.O.、ベルグラード	その他	0		×	51.00
CCPオーストリア・アブヴィックルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	その他	C	×		50.00
公正価値で認識される非連結子会社					
OeKB ビジネス・サービスGmbH、ウィーン	その他	0	×		100.00
OeKBツェントラロイローパ・ホールディングGmbH、ウィーン	その他	0	×		100.00
公正価値で認識されるその他非連結会社への投資					
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		20.00
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		17.00
CISMOクリアリング・インテグレートッド・サービス・アンド・マーケット・オペレーションズGmbH、ウィーン	その他	C	×		18.50
OeMAGアブヴィックルングステル・フュア・エコシュトロムAG、ウィーン	その他	C	×		12.60
EXAAアブヴィックルングステル・フュア・エナジープロダクテAG、ウィーン	その他	C	×		8.06
CEESEG アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	その他	C	×		6.60
「ガラージュ・アム・ホフ」 Gesellschaft m.b.H.、ウィーン	その他	0	×		2.00
アインラーゲンジヒャルンク・オーストリアGmbH、ウィーン	その他	0	×		1.00
アインラーゲンジヒャルンク・デア・バンケン・ウント・バンキエ Gesellschaft m.b.H.、ウィーン	その他	0	×		0.10
ヨーロッパ・フィナンシング・パートナーズS.A.、ルクセンブルク	その他	E	×		7.63
インターアクト・クライメット・チェンジ・ファシリティS.A.、ルクセンブルク	その他	E	×		7.69

会社名及び登録事務所

財務情報

	直近の 財務書類の報 告日	UGBに定義される貸 借対照表合計 (1,000ユーロ)	UGB第224(3)条に 定義される株式 (1,000ユーロ)	当期の 純利益 (1,000ユーロ)
完全連結会社				
オーストリア・エントヴィックルングスバンク AG、ウィーン	2017.12.31	737,186	33,603	6,694
OeKB CSD GmbH、ウィーン	2017.12.31	31,399	25,503	4,328
「オーストリア・エクスポートフォonz」 GmbH、ウィーン	2017.12.31	1,145,168	14,704	1,299
持分法合併会社				
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネー メントAG、ウィーン	2017.12.31	93,209	93,144	9,773
アクレディア・フェアジヒャルングAG、 ウィーン	2017.12.31	144,972	89,907	8,732
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	2017.12.31	13,225	12,062	2,198
PRISMAリスク・サービスD.O.O.、ベルグラ ード	2017.12.31	523	335	14
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・ フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	2017.12.31	39,671	11,712	510
公正価値で認識される非連結子会社				
OeKBビジネス・サービスGmbH、ウィーン	2017.12.31	1,275	1,197	41
OeKB ツェントラロイローパ・ホールディング GmbH、ウィーン	2017.12.31	4,541	4,541	-
公正価値で認識されるその他非連結会社への投資				
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメン トAG、ウィーン	2016.12.31	17,283	4,233	1,172
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメ ントAG、ウィーン	2016.12.31	40,720	3,702	1,037
CISMOクリアリング・インテグレートッド・サー ビス・アンド・マーケット・オペレーションズ GmbH、ウィーン	2016.12.31	3,852	2,715	1,915
OeMAGアブヴィクルングステル・フュア・エコ シュトロムAG、ウィーン	2016.12.31	445,992	5,860	814
EXAAアブヴィクルングステル・フュア・エナ ジープロダクテAG、ウィーン	2016.12.31	5,648	2,765	347
CEESEG アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	2016.12.31	380,186	374,173	42,973
「ガラージュ・アム・ホフ」Gesellschaft m.b.H.、ウィーン	2016.12.31	5,380	4,425	1,167
インラーゲンジヒャルンク・オーストリア GmbH、ウィーン	(b)	(b)	(b)	(b)
インラーゲンジヒャルンク・デア・バンケ ン・ウント・バンキエGesellschaft m.b.H.、 ウィーン	2016.12.31	927	77	-
ヨーロッパ・フィナンシング・パートナーズ S.A.、ルクセンブルク	2016.12.31	147,691	149	(3)
インターアクト・クライメット・チェンジ・ ファシリティS.A.、ルクセンブルク	2016.12.31	226,707	127	-

注：(a)E=輸出業務、C=資本市場業務、O=その他業務 (b)2017年12月22日に新規設立。

子会社以外の投資の持分及び子会社の持分は取引所に上場されていない。

注記 3 連結の原則

当グループの会計の連結は、資本の連結、持分法による連結、債務の連結、費用及び収益の連結、並びに会社間利益の除去を含む。完全連結会社及び持分法により計上される会社はすべて、2017年12月31日付で各自の財務書類を作成する。

当グループは移行日である2004年1月1日付で、IFRS第1号に基づく選択肢を行使することを選択した。これは、UGBに基づく最初の連結の帳簿価格が使用されたことを意味する。すなわち、資本の連結は帳簿価額法により行なわれている。この方法に基づき、取得した所有権株式のコストは支配が当グループに移転した時点の子会社の純資産の当グループの持分割合に対して相殺される。前会計期間同様、事業結合に関するIFRS第3号の規定は報告期間中に該当する事業取引が発生しなかったため、適用されなかった。会社間の受取債権及び支払債務、会社間の費用及び収益、並びに会社間の利益は重要でない場合を除き、消去される。

合併会社は、持分法により認識される。合併会社は「持分法投資」として表示される。一般的にIFRSに準拠した財務書類が株式の測定に使用される。年間の業績は直近の個別年次財務書類及びサブグループの連結財務書類から得ることができ、その結果持分の変動は発生と同じ年度に計上される。配当支払いは、除去される。当期利益は連結包括利益計算書の「持分法投資損益の持分割合（税引後）」として示される。その他包括利益の持分割合は、「持分法投資 - その他包括利益（純額）の持分割合」として示される。

注記 4 外国為替換算

外貨建ての資産及び負債は、貸借対照表日（2017年12月31日）現在の欧州中央銀行の参照為替レートにより換算されている。

2017年12月31日現在参考為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.5346	豪ドル	9.3720	香港ドル	4.6585	ルーマニア・レイ
1.5039	カナダ・ドル	7.4400	クロアチア・クーナ	69.3920	ロシア・ルーブル
1.1702	スイス・フラン	310.3300	ハンガリー・フォリント	9.8438	スウェーデン・クローネ
25.5350	チェコ・コルナ	135.0100	日本円	4.5464	トルコ・リラ
7.4449	デンマーク・クローネ	9.8403	ノルウェー・クローネ	1.1993	米ドル
0.8872	英ポンド	4.1770	ポーランド・ズロチ	14.8054	南アフリカ・ランド

2016年12月31日現在参考為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.4596	豪ドル	8.1751	香港ドル	4.5390	ルーマニア・レイ
1.4188	カナダ・ドル	7.5597	クロアチア・クーナ	64.3000	ロシア・ルーブル
1.0739	スイス・フラン	309.8300	ハンガリー・フォリント	9.5525	スウェーデン・クローネ
27.0210	チェコ・コルナ	123.4000	日本円	3.7072	トルコ・リラ
7.4344	デンマーク・クローネ	9.0863	ノルウェー・クローネ	1.0541	米ドル
0.8562	英ポンド	4.4103	ポーランド・ズロチ	14.4570	南アフリカ・ランド

注記 5 公正価値の決定

0eKBグループの多数の会計方法及び開示は、金融資産及び負債の公正価値の決定を必要とする。経理及び財務管理部、リスク・コントロール部及びトレジャリー部のメンバーで構成される査定チームが公正価値を測定する。公正価値測定の監視は、集中され、執行取締役会に報告される。

査定チームは定期的に、重要な観察できない投入要因並びに再測定の損益を検討する。第三者からの情報（例えばブローカー又は価格決定サービスからの相場）が公正価値の決定に利用される場合、それぞれの査定チームは、かかる測定が、これらの測定が分類されるべき公正価値の階層のレベルを含むIFRSの要件を満たすという結論を裏付ける第三者から入手した入力データを検討する。

重要な評価結果は監査委員会に報告される。

0eKBグループは、可能な場合、資産及び負債の公正価値を決定するために入手可能な市場データを使用する。評価技法で使用する投入要因に基づき、公正価値は公正価値階層の異なるレベルに割当てられる。

- ・レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（調整なしの）相場価格。
- ・レベル2：資産又は負債に関して、直接的（すなわち価格）もしくは間接的（すなわち価格から算出される金額）に観察できる、レベル1において検討した相場価格以外の評価のパラメーター。
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかない、資産又は負債の評価パラメーター。

要求払いの項目については、公正価値は帳簿価格に等しい。これは現金及び中央銀行への預け金残高、金融資産及び金融債務に適用される。

その他金融資産は、値付けされた市場価格に基づき決定される公正価値で認識され、特別目的ファンドユニットの場合、投資資金法（InvFG）に従って計算される純資産価値に基づき、認識される。特別目的ファンドは、0eKBのためのみにローンチされ、0eKBが全体のファンドマネジャーとして観察アプローチに基づき管理する。ファンドのポートフォリオは主に公正価値が相場価格に基づく金融商品で構成される。このため、特別目的ファンドの計算価値は公正価値に対応する。これらの金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル1に割当てられる。

貸借対照表日付で観察され、定評ある外部情報源より得られる適切な市場価格及び金利が、銀行貸付、顧客貸付、銀行からの預金、顧客からの預金、発行済み債務証券及びヘッジ商品に指定されるデリバティブ金融商品の公正価値を決定する当初の変数として、可能な限りにおいて使用される。契約上の支払フローの割引現在価値がこのデータを用いて計算される。この方法により測定される金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル2に割当てられる。

- ・「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目は、主にそのためにオーストリア共和国の保証がAusfFG（注記1も参照のこと。）に従い発行される貸付で構成される。保証のために、債権は締結された時点により均一の条件に従う。これらの統一的な金利は0eKBのウェブサイトで公表されるが、0eKBの信用スプレッドから導かれる。0eKBの信用スプレッドは、AFFG第1(2a)条に基づく債権者保証により、オーストリア共和国の信用スプレッドに依存する。したがって、これら資産の評価にあたり、合意された契約上のキャッシュフローは、市場で観察可能かつオーストリア政府の信用スプレッドで調整されたイールド・カーブを用いて割引かれる（注記1も参照のこと。）。
- ・市場で観察可能なイールド・カーブが、銀行からの預金、顧客からの預金及び発行済み債務証券の公正価値を決定する際、合意された契約上のキャッシュフローを割引くために使用される。このために、評価日時点の市場で0eKBについて観察可能な信用スプレッドが考慮される。

専らヘッジ目的で保有されるデリバティブ金融商品は、標準モデルを用いて測定される。このモデルは割引キャッシュフロー法に基づく。このモデルに基づき、公正価値は現在のスワップカーブ（信用価値の調整（CVA及びDVA）を含む。）により合意された契約上の支払フローを割引くことで決定される。信用価値調整（CVA）は金融取引における取引相手のデフォルト・リスクの価格見積もりである。負債評価調整（DVA）はある企業の自身のデフォルト・リスクを見積もる。

CVA/DVAを決定するにあたり、0eKBグループは、信用損失によるバーゼル規制資本の方法を使用する。これは以下の変数の経路依存の乗数及びその合計に基づく。

- ・デフォルト時のエクスポージャー。特定の将来の時点での公正価値、モンテカルロ・シミュレーションを利用して計算される。
- ・デフォルトの可能性。これらの時点でのデフォルト可能性は、取引相手のCDSスプレッド又は会社自身のCDSスプレッドから計算される。

・デフォルトが与える損失：取引相手のデフォルト又は自身のデフォルトの場合、予想回収額の見積もり。

報告日現在のCVAの価値調整は0.3百万ユーロ（2016年度：1.6百万ユーロ）、DVA価値調整は0.1百万ユーロ（2016年度：0.6百万ユーロ）であった。

AFFG第1(2b)条に基づく保証の公正価値は（注記1も参照のこと。）、レート保証付発行済み債券の全ての将来の利息及び元本のキャッシュフロー（最終的な債務＝デリバティブ金融商品後）に基づいており、これは資金調達通貨で発行され、AFFGが保証するレート（AFFGのレート保証は考慮しない。）で、並びに先物外国為替レート（AFFGのレート保証は考慮しない。）でユーロに換算される。AFFGレート保証を考慮したユーロ金額とAFFG保証を考慮に入れないユーロ金額の差異は、毎日計算され、オーストリア共和国の保証がカバーする潜在的なレートの差異を表す（現在の為替レートを新債務に適用する将来の決定は新たな契約として処理される。）。保証の公正価値は、オーストリア共和国のリファイナンススプレッドを考慮した以前に計算した一連の潜在的なレート差異を割引いて計算され、「AFFG第1(2b)条に基づく保証」の項目に認識される。ヘッジング商品として、保証は、通貨ベースのデリバティブ金融商品として機能する。単純化のために、CVA/DVAは公正価値測定において考慮しない。なぜならOeKBの格付けはオーストリア共和国の格付けをなぞり、CVA/DVAの影響を効果的に除去するからである。

レベル1又はレベル2のいずれにも該当しない金融商品は、独立した分類（レベル3）に割り当てなければならぬ。レベル3の中で、公正価値は、特別な量的及び質的情報を用いて決定される。OeKBグループは、その他非連結会社への投資を公正価値で認識する。CEESEG AGの公正価値は割引キャッシュフロー法を用いて決定される。公正価値及び感応度を決定するのに使用するパラメーターは、注記18に説明する。

公正価値で金融商品を測定する責任は、トレーディング・ユニットからは独立している。

公正価値階層のレベル間の組替えは、変更が発生した報告期間末時点で認識される。その他非連結会社への投資は当会計年度において再編のみ行われた。それらは過年度と同じく、原価で認識された。公正価値で測定され、公正価値を決定する情報の進展により、売却可能な分類へ組み替えられた（注記37を参照のこと。）。前会計年度において、組み替えは行われなかった。

注記6 セグメント情報

OeKBグループの業務は以下の事業セグメントごとに表示される。これら3つのセグメント（「輸出業務」、「資本市場業務」及び「その他業務」）の概要は、ビジネスモデル、社内の組織構造及び最高経営意思決定機関である執行取締役会への追加の社内財務報告を基準とする。これらのセグメントの定義は、セグメントへの資源の配分及び業績の判断のために定期的に見直しをされる。主要な数字は、（すべてのセグメントにおける）営業利益、輸出業務セグメントの純利息収入、資本市場業務の手数料収支、及びその他業務セグメントの税引後純利益である。

「輸出業務」ユニットは、プロセスの調整及び追加の経営陣への報告を含めて、当年度中に再編された。オーストリア・エントヴィックルングスバンクAGの運営は「その他業務」セグメントから「輸出業務」セグメントへ移管された。「輸出業務」セグメントは、現在、OeKBの輸出金融スキーム、「オーストリア・エクスポートフォonz」GmbH及びオーストリア・エントヴィックルングスバンクAGの運営及び輸出保証法に基づく公認代理人としてのOeKBによるオーストリア共和国の保証の管理を対象とする。EFSの法的根拠のために、OeKBグループの事業活動の地域的な中心は、オーストリアである。仮に外国銀行がEFSの基準を満たす場合、当該外国銀行は本スキームに参加する資格がある。ファイナンスに適格であるためには、当該物品供与又はサービスは、直接又は間接にオーストリアの経常収支の改善をもたらさなければならない。地域ごとの内訳は、注記40を参照のこと。

「資本市場業務」セグメントは、資本市場（財務データ、ファンドのキャピタルゲインの税務報告業務の契約の核心、KMGに基づく通知事務所、政府債券の発行事務所）及びエネルギー市場の決済サービス並びにOeKB CSD GmbH及びCCP.Aの持分の運用のためのオーストリア輸出銀行の全てのサービスを対象とする。2017年から、「その他非連結会社への投資からの当期収入」は、当該会社の活動もこのセグメントに該当する場合、（その他業務セグメントから移動して）本セグメントに割当てられる。

「その他業務」セグメントは、OeKBの情報及びリサーチ・サービス、自己勘定売買ポートフォリオ及び他のセグメントに割当てられないその他非連結会社への投資からの収入で構成される。同セグメントはまた、OeKBグループの民間信用保険業務を含む。

OeKBは以下に、当年度中に行われた変更の理解を助けるために、前年度について調整済みの数字及び報告済みの数字を示す。前年度同様、「輸出業務」セグメントは再びOeKBグループの重要な顧客であった。この重要顧客は利息等収入

に33.8百万ユーロ（2016年度：135.0百万ユーロ）を計上した。対前年比の変動は、主に、顧客の早期ローン返済による満期前解約手数料の結果である。

2017年度セグメント実績

2017年度事業セグメント別業績

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	その他業務	合計
利息等収入	179,447	(116)	4,768	184,100
利息等支払	(104,896)	0	348	(104,548)
純利息収入	74,551	(116)	5,116	79,551
その他非連結会社への投資からの当期収入	-	2,699	284	2,983
持分法投資損益の持分割合(税引後)	-	255	4,042	4,297
信用リスク引当金(純額)	-	-	-	-
手数料収入	20,268	33,728	726	54,722
手数料支払	(11,063)	(1,493)	(100)	(12,656)
手数料収支	9,205	32,235	626	42,066
一般管理費	(46,985)	(25,740)	(7,462)	(80,187)
その他営業収支	(1,126)	806	5,749	5,429
営業利益	35,644	10,139	8,356	54,140
金融商品の純損益	(414)	(3)	(2,104)	(2,521)
税引前利益	35,230	10,136	6,253	51,619
所得税	(8,741)	(2,455)	(545)	(11,741)
報告セグメントの当期利益	26,489	7,681	5,708	39,878
非支配株主持分に帰属	-	-	-	-
親会社株主に帰属の当期純利益	26,489	7,681	5,708	39,878
セグメント資産	24,968,585	58,837	977,349	26,004,771
セグメント負債	24,879,910	49,068	274,928	25,203,907

2017年度 報告される当グループ・セグメント情報の調整

(単位：1,000ユーロ)

報告セグメントの当期利益	39,878
調整金額	
持分法投資損益の持分割合(税引後)	(105)
確定給付制度の保険数理利益/損失	119
保険数理利益/損失から生ずる税効果	(30)
損益計算書による当期利益	39,863

セグメント情報中の以下の情報の表示は、営業上の視点のために損益計算書と異なる：

純利息収入：マイナス金利による損失は利息等収入に示され、マイナス金利からの予算のアンダーランは利息等支払に示される。

持分法投資損益の持分割合(税引後)：持分法投資のその他包括利益の持分割合は、当期純利益に示される。

一般管理費：IAS第19号に従う保険数理損益は、一般管理費の中の人件費の要素として表示される。

所得税：損益計算書に将来再分類されない項目の税効果が、報告セグメントの所得税にも含まれる。

2016年度事業セグメント別業績（調整済）＊

（単位：1,000ユーロ）	輸出業務＊	資本市場業務＊	その他業務＊	合計
利息等収入	228,869	(94)	5,250	234,025
利息等支払	(152,677)	0	347	(152,330)
純利息収入＊	76,191	(94)	5,597	81,694
その他非連結会社への投資からの当期収入＊	-	3,192	220	3,412
持分法投資損益の持分割合（税引後）	-	(66)	5,946	5,880
信用リスク引当金（純額）	-	-	-	-
手数料収入	21,270	31,741	637	53,647
手数料支払	(11,109)	(1,546)	(10)	(12,665)
手数料収支	10,161	30,195	626	40,982
一般管理費	(44,291)	(26,491)	(15,592)	(86,372)
その他営業収支	(895)	(73)	7,387	6,419
営業利益	41,166	6,663	4,184	52,014
金融商品の純損益	3	8	(1,972)	(1,961)
税引前利益	41,169	6,671	2,213	50,054
所得税	(9,659)	(1,697)	1,516	(9,839)
報告セグメントの当期純利益	31,510	4,975	3,729	40,214
非支配株主持分に帰属	285	-	-	285
親会社株主に帰属の当期純利益	31,225	4,975	3,729	39,928
セグメント資産＊	26,057,713	31,197	341,359	26,430,269
セグメント負債＊	25,370,544	4,477	339,971	25,714,993

＊表示が変更された（注記１「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

2016年度 報告される当グループ・セグメント情報の調整

（単位：1,000ユーロ）

報告セグメントの当期純利益	40,214
調整金額	
持分法投資損益の持分割合（税引後）	88
確定給付制度の保険数理利益/損失	4,231
保険数理利益/損失から生ずる税効果	(1,058)
損益計算書による当期純利益	43,475

セグメント間業務に計上される金額は、原価で提供されるサービスを表す。報告セグメントの金額と連結貸借対照表及び連結包括利益計算書に記録された金額とは一致する必要はない。なぜなら連結項目は直接セグメントに割当てられるからである。

2016年度のセグメント構造における2016年度事業セグメント別業績（調整済）＊

（単位：1,000ユーロ）	輸出業務	資本市場業務	その他業務	合計
利息等収入	202,102	(94)	26,016	234,025
利息等支払	(151,877)	0	(453)	(152,330)
純利息収入＊	50,225	(94)	31,564	81,694
その他非連結会社への投資からの 当期収入＊	-	-	3,412	3,412
持分法投資損益の持分割合 （税引後）	-	(66)	5,946	5,880
信用リスク引当金（純額）	-	-	-	-
手数料収入	15,305	31,741	6,602	53,647
手数料支払	(1,492)	(1,546)	(9,627)	(12,665)
手数料収支	13,812	30,195	(3,025)	40,982
一般管理費	(39,697)	(26,491)	(20,186)	(86,372)
その他営業収支	(962)	(73)	7,454	6,419
営業利益	23,379	3,470	25,165	52,014
金融商品の純損益	(72)	8	(1,897)	(1,961)
税引前利益	23,307	3,478	23,268	50,054
所得税	(5,831)	(886)	(3,122)	(9,839)
報告セグメントの当期純利益	17,476	2,592	20,146	40,214
非支配株主持分に帰属	285	-	-	285
親会社株主に帰属の当期純利益	17,191	2,592	20,146	39,928
セグメント資産＊	25,250,750	31,197	1,148,322	26,430,269
セグメント負債＊	25,182,181	4,477	528,334	25,714,993

＊表示が変更された（注記１「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

2016年度 報告される当グループ・セグメント情報の調整

（単位：1,000ユーロ）

報告セグメントの当期純利益	40,214
調整金額	
持分法投資損益の持分割合（税引後）	88
確定給付制度の保険数理利益/損失	4,231
保険数理利益/損失から生ずる税効果	(1,058)
損益計算書による当期純利益	43,475

0eKBグループ連結包括利益計算書に対する注記

注記 7 連結包括利益計算書

収益及び費用は発生したときに認識される。利息収入は実効利率法を用いて発生主義で認識される。配当収入は配当を支払うと決定されたときに認識される。

利益及び純損失は、損益計算書上に認識される公正価値の変動、評価損、損益計算書上の評価損の戻入れ、為替レートの変動並びに認識からの除去により影響を受ける。

注記 8 純利息収入

(単位: 1,000ユーロ)	2017年 償却原価	2017年 公正価値オ ブション	2017年 FVTPL	2017年 合計	2016年 償却原価	2016年 公正価値オ ブション	2016年 FVTPL	2016年合計
金融市場商品	4,567	-	-	4,567	4,332	-	-	4,332
貸付業務	164,135	2,317	-	166,452	269,151	11,094	-	280,245
証券	-	-	10,851	10,851	-	-	10,361	10,361
発行済み債務証券	-	109,883	-	109,883	-	105,430	-	105,430
計上利息に関するEFS金利安定化引当金の割当又は使用	20,022	283	-	20,305	(49,387)	(2,036)	-	(51,423)
利息等収入	188,724	112,483	10,851	312,058	224,096	114,488	10,361	348,945
金融市場商品	(6,037)	-	-	(6,037)	(6,241)	-	-	(6,241)
貸付業務	(8,377)	(2,152)	-	(10,529)	(3,746)	(16)	-	(3,762)
証券	-	-	(4,015)	(4,015)	-	-	(2,162)	(2,162)
発行済み債務証券	(79,418)	(42,169)	-	(121,587)	(94,451)	(94,123)	-	(188,574)
AFFG第1(2)条に基づく保証のための発行済み債務証券に関する保証手数料(上記注記1を参照のこと)	(25,800)	(64,539)	-	(90,339)	(21,054)	(45,458)	-	(66,512)
利息等支払	(119,632)	(108,860)	(4,015)	(232,507)	(125,492)	(139,597)	(2,162)	(267,251)
純利息収入	69,092	3,623	6,836	79,551	98,604	(25,109)	8,199	81,694

当年度の純利息収入は、利息等収入に「マイナス金利の予算アンダーラン」を含み、利息等支払にマイナス金利による損失を含む。前年は、マイナス金利からの予算アンダーランは利息等支払に報告され、マイナス金利による損失は利息等収入に報告されていた。注記はこれに従い調整された。注記1「認識及び測定方法の変更」も参照のこと。

注記 9 信用リスク引当金(純額)

2017会計年度には2016年度と同様に、信用リスク引当金は設定されなかった。

注記10 手数料収支

手数料収支

(単位: 1,000ユーロ)	2017年	2016年
貸付業務収入	4,940	5,104
貸付業務費用	(10,876)	(10,976)
貸付業務	(5,936)	(5,872)
証券業務収入	30,403	28,838
証券業務費用	(1,643)	(1,126)
証券業務	28,760	27,712
輸出保証収入	13,799	14,968
輸出保証費用	—	—
輸出保証	13,799	14,968
エネルギー交換決済収入	2,688	2,628
エネルギー交換決済費用	—	—
エネルギー交換決済	2,688	2,628
その他サービス収入	2,891	2,110
その他サービス費用	(137)	(563)
その他サービス	2,754	1,547
手数料収支	42,066	40,982
うち、収入	54,722	53,647
うち、費用	(12,656)	(12,665)

貸付業務からの手数料収入は、主に開発銀行の業務及びオーストリア共和国の開発援助ローンのサービシングによるものである。貸付業務からの手数料支払は、主に開発銀行の業務に関連してAusfFGに従いオーストリア共和国に支払う保証料によるものである。オーストリア共和国はこれらの保証に基づくこれらの取引のデフォルト・リスクを仮定する。収支は全て、償却原価で測定される金融商品から派生する。

証券業務による手数料収支はオーストリアの資本市場のためにOeKBグループにより提供されるサービスによるものである。これらのサービスは主に、証券口座管理及び証券取引の取得並びに政府債券の入札業務、証券に関する法律上要求される報告の技術的基盤の管理、オーストリア証券へのISINコードの割当て及びマスター・データ及び満期データのための証券データサービスに関するものである。

輸出保証業務は、オーストリア共和国を代理してOeKBが提供するサービスである（注記1も参照のこと）。OeKBが請求する処理手数料はオーストリア共和国のために徴収する保証料に基づく。処理手数料は発生主義で認識される。

中心かつ独立したプロバイダーとして、OeKBは格付業務、金融決済及びリスク管理に関連してエネルギーの決済サービスを提供する。

その他サービスからの手数料収支は、主に徴収した口座管理手数料及びオーストリア共和国の開発援助対策に関する信託業務からの収入である（注記34を参照のこと。）。

注記11 一般管理費

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
給与	(36,832)	(39,720)
社会保険費用	(8,698)	(9,164)
年金及びその他従業員給付コスト	(6,032)	(6,673)
人件費	(51,563)	(55,557)
その他管理費用	(23,137)	(21,350)
固定資産及び無形資産の減価償却、償却、減損	(5,369)	(5,234)
一般管理費	(80,068)	(82,142)

給与の減少は、主に世代管理対策から生じた、前年の3.4百万ユーロの1回限りの効果によるものである。その他一般管理費の増加は、輸出業務セグメントの組織再編及びグループ全体のデジタル金融アーキテクチャ（BCBS第239条及びIFRS第9条）に関連するプロジェクト費用の増加が原因であった。

監査人及び関連会社費用

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
年次財務書類の監査	(390)	(443)
監査関連業務	(137)	(353)
監査人費用	(527)	(796)
税務コンサルティング	(54)	(96)
その他コンサルティング	(358)	(81)
監査人関連会社の費用	(412)	(177)

監査関連業務は、OeKBの発行業務による費用に関連する。その他コンサルティング費用の増加は、IFRS第9号の実行プロジェクトによるものである。

注記12 その他営業収入

「その他営業収入」は主に、OeKBが外注業務（例えば、経理及び財務管理、情報技術、人事、社内監査及びその他サービス）の提供により受取るサービス手数料並びに事業スペースの賃貸収入を示す。その他営業費用は、主にオーストリア財務当局に支払う銀行安定税に関連する。

注記13 金融商品の純損益

2017年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品				EFSに割当てられていない金融商品			2017年合計
	公正価値オプション	FVTPL	ヘッジング取引	合計	FVTPL	償却後原価	合計	
以下の公正価値の変動：								
銀行貸付	5,077			5,077			-	5,077
顧客貸付				-		(1)	(1)	(1)
その他金融資産		(49,251)		(49,251)	(2,020)		(2,020)	(51,271)
デリバティブ金融商品			(353,808)	(353,808)			-	(353,808)
AFFG第1(2b)条に基づく保証			348,923	348,923			-	348,923
発行済み債務証券	(35,370)			(35,370)			-	(35,370)
公正価値の変動	(30,293)	(49,251)	(4,885)	(84,429)	(2,020)	(1)	(2,021)	(86,450)
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	30,293	49,250	4,886	84,429	-	-	-	84,429
公正価値測定による純損益	-	-	-	-	(2,020)	(1)	(2,021)	(2,021)
外国為替差異による純損益				198			(698)	(500)
公正価値測定による純損益				-			(2,021)	(2,021)
金融商品に係る純損益				198		-	(2,719)	(2,521)

デフォルトリスクの変動から生じる銀行貸付の公正価値の変動の持分は、当年度中2.2百万ユーロとなり、全体ではマイナス9.5百万ユーロとなった。

デフォルトリスクの変動から生じる発行済み債務証券の公正価値の動の持分は、当年度中49.1百万ユーロとなり、全体ではマイナス15.9百万ユーロとなった。

2017年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品	EFSに割当てられていない金融商品	2017年合計
外国為替差異による利益	1,958,263	91,578	2,049,841
外国為替差異による損失	(21,725)	(92,276)	(114,002)
小計	1,936,537	(698)	1,935,839
AFFG第1(2b)条に基づく保証による外国為替差異	(1,936,339)	-	(1,936,339)
外国為替差異に係る純損益	198	(698)	(500)

外国為替差異の損益は、主に米ドル及びスイス・フランの為替レートの変動によりもたらされた。為替レートはAFFG第1(2b)条に基づく保証によりヘッジされているため、外国為替差異を通じて大半が相殺される。

2016年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品				EFSに割当てられていない金融商品			2016年合計
	公正価値オプション	FVTPL	ヘッジング取引	合計	FVTPL	償却後原価	合計	
以下の公正価値の変動：								
銀行貸付	(59,578)			(59,578)			-	(59,578)
顧客貸付				-		(1)	(1)	(1)
その他金融資産		56,499		56,499	(2,095)		(2,095)	54,405
デリバティブ金融商品			82,501	82,501			-	82,501
AFFG第1(2b)条に基づく保証*			160,872	160,872			-	160,872
発行済み債務証券	98,675			98,675			-	98,675
公正価値の変動	39,097	56,499	243,373	338,970	(2,095)	(1)	(2,095)	336,874
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	(39,097)	(56,499)	(243,373)	(338,970)	-	-	-	(338,970)
公正価値測定による純損益	-	-	-	-	(2,095)	(1)	(2,095)	(2,095)
外国為替差異による純損益				(77)			212	135
公正価値測定による純損益				-			(2,095)	(2,095)
金融商品に係る純損益				(77)			(1,884)	(1,961)

* 表示が変更された（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

2016年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品	EFSに割当てられていない金融商品	2016年合計
外国為替差異による利益	38,900	113,446	152,347
外国為替差異による損失	(394,068)	(113,234)	(507,302)
小計	(355,167)	212	(354,956)
AFFG第1(2b)条に基づく保証による外国為替差異	355,090	-	355,090
外国為替差異に係る純損益	(77)	212	135

注記14 所得税

所得税は、IAS第12号に従い認識及び算定される。当年度の所得税資産及び負債は、現地の税率を基礎に決定される。繰延税金は、負債コンセプトを使用して算定される。この方法の下では、IFRS貸借対照表上の資産及び負債の帳簿価格は、それぞれの当グループ会社の課税に関係するそれぞれの価値と比較される。これらの価値の差異は、繰延税金資産又は税金負債として認識される一時的差異をもたらす（注記25も参照のこと）。

損益計算書に認識される税金

（単位：1,000ユーロ）	2017年	2016年
当期	(10,221)	(16,806)
過年度の調整	94	5
当期税金費用合計	(10,127)	(16,801)
認識済控除可能一時的差異の増減	(1,644)	5,904
繰延税金純額/税金収益	(1,644)	5,904
所得税	(11,771)	(10,897)

その他包括利益に認識される税金

（単位：1,000ユーロ）	2017年	2016年
確定給付制度に係る保険数理利益/損失	30	(1,058)
その他非連結会社への投資（売却可能）の公正価値測定による純損益	(6,225)	-
合計	(6,195)	(1,058)

繰延税金の増減

（単位：1,000ユーロ）	2017年	2016年
損益計算書上の繰延税金の増減	(1,644)	5,904
その他包括利益計算書上の繰延税金の増減	(6,195)	(1,058)
合計	(7,839)	4,846

実際の課税は、それぞれの当グループ会社に適用される現地の税率を使用して、年度の課税標準額に対して計算される。

標準的な現地の所得税率による課税は下記の表の報告済みの実際の所得税額と一致する。OeKBグループは、税法の解釈及び以前の経験を含めた多数の要因の査定に基づき、すべてのオープンな課税年度（税務調査が今後入りうる年度）について納税引当金は十分であると考えている。

実効税率の一致

(単位：1,000ユーロ)	2017年		2016年	
	51,634	100.0%	54,373	100.0%
税引前利益				
会社の国内税率による税額	(12,908)	-25.0%	(13,593)	-25.0%
非控除支出	(429)	-0.8%	(188)	-0.4%
免税所得	1,794	3.5%	2,806	3.4%
認識済控除可能一時的差異の増減	(115)	-0.2%	83	0.5%
非適格投入税	(19)	0.0%	-	-
過年度の所得税支払	(94)	-0.2%	(5)	0.0%
合計	(11,771)	-22.8%	(10,897)	-21.3%

0eKBグループ連結貸借対照表に対する注記

注記15 現金及び中央銀行への預け金残高

この項目は、手持ち現金及び要求払いである中央銀行に対する債権（預金）で構成される。つまり、事前通知無しに無制限に利用可能、又は1営業日もしくは24時間を超えない通知期間で利用可能であることを意味する。要求される最低準備金もまた、この項目に報告される。

注記16 銀行及び顧客への貸付

当グループがオリジネートした銀行貸付及び顧客貸付は、評価損控除前の償却原価で認識される。識別可能な支払保証リスクのために、個別の貸倒引当金が認識される。

評価損は対応する貸付金から控除されないが、貸借対照表において独立した項目で開示される。0eKBのビジネス・モデルのために、資産の大部分は、「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目に含まれる。EFSを原因とするこれら資産の大部分は、AusfFGに基づくオーストリア共和国の保証が特徴である。すなわち信用リスク引当金を設定する必要があることを意味する（注記1及び注記17を参照のこと）。

会計上の不一致を防ぐため金利リスク及び通貨リスクを保護するために、ヘッジ取引が締結される場合に、公正価値オプションが行使される。このように損益を通じて公正価値で測定される。

利息収入は、損益計算書の「利息等収入」の項目に認識されるが、他方マイナス金利による損失は「利息等支払」の項目に認識される。

格付け区分による内訳は注記40に示す。

銀行貸付

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合 計	
	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日
国内銀行	7,380	5,694	14,576,877	12,975,016	14,584,257	12,980,710
外国銀行	199,819	19,550	1,408,804	1,483,232	1,608,623	1,502,782
銀行貸付合計	207,200	25,244	15,985,681	14,458,248	16,192,881	14,483,492
うち、償却原価					15,494,455	14,394,447
うち、公正価値オプション					698,426	89,045

当年度に新たに組成された銀行貸付及び顧客貸付は、金利及び通貨リスクに対してヘッジされた。このため、公正価値が行使されている銀行貸付の割合が年度の比較で上昇している。

顧客貸付

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		海外顧客		合計	
	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日
国又は政府関連機関	1,539	2,326	215,357	243,278	216,895	245,603
その他	1,102,538	1,117,188	217,553	209,855	1,320,091	1,327,043
顧客貸付合計	1,104,077	1,119,514	432,909	453,132	1,536,986	1,572,646
うち、償却原価					1,536,986	1,572,646
うち、公正価値オプション					-	-

注記17 リスク引当金

貸付業務からのリスク引当金は、発生した損失についての減損（ファイナンス・ローンに対する）及び引当金（保証付ローンに対する）を対象とする。OeKBグループは信用リスク管理を目的として、格付評価制度及び内部格付プロセスを使用する。取引相手は国際的に信用のある格付会社（スタンダード・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ）の外部格付及び社内格付の両方を利用する、社内の格付及びマッピング・システムに基づき、22の内部格付分類にグループ分けされる。信用格付は継続ベースで監視される。その結果、銀行貸付、顧客貸付、その他金融資産及びオフバランスシートの取引を全体として格付け及び担保に従い分類することが可能となる。銀行貸付及び顧客貸付の大半が注記1に記載されるEFSに割当てられる。このビジネスモデルにおいて、開始以来損失を被ったことはない。

報告日に個別の金融資産又はグループとしての金融資産が減損しているという客観的証拠がある場合、OeKBグループは貸倒引当金を設定する。1つの金融資産又はグループとしての金融資産が減損しているという客観的証拠には、OeKBグループが集める以下の事象に関する客観的データを含む。

- ・発行者又は債務者の実質的な財務的困難、
- ・デフォルト又は元利金の支払い遅延などの契約違反、
- ・財務上の困難に関連して経済的若しくは法律的理由による借主への譲歩の付与（その他の場合では付与されなかったはずのもの）、
- ・借主が破産又はその他再編手段の対象となる可能性の上昇、
- ・財務的困難が原因となり金融資産の活発な市場がなくなること、
- ・減少がグループの個別資産にまだ割当てられない場合であっても、最初の認識以後、金融資産のグループからの将来予想キャッシュフローが測定可能な減少を示す観察可能なデータ。

報告日現在、減損した金融資産又は金融資産グループが存在する証拠はなかった。前の報告日においても、かかる減損の証拠はなかった。

注記18 その他金融資産

この項目は、すべての固定金利及び変動利付の証券並びに非連結子会社及びその他会社への投資を含む。

債券及びその他固定金利債券並びに株式及びその他変動利付債券は、ビジネス・モデルに従い損益を通じた公正価値で認識されている。投資ポートフォリオのビジネス・モデルは、債券及び投資資金の長期ポジションの仮定を必要とする。ポートフォリオは市場価格を基礎に管理される。OeKBグループはこれらの証券を公正価値で測定する。公正価値の変動は、損益計算書の「金融商品の純損益」の項目に認識される。当期の収益は「利息等収入」の項目に認識される。マイナス金利による損失は、「利息等支払」の項目に認識される。OeKBグループは売買目的のポートフォリオを所有しない。

その他非連結会社への投資の更新情報を集めることが可能であった。これにより信頼できる公正価値の計算が現在可能である。OeKBグループはこれらの株式保有を売却可能として測定する。公正価値の変動は、その他包括利益書におい

て、「その他非連結会社への投資（売却可能）の公正価値測定による純損益」の項目に認識される。当期の収益は、損益計算書の「その他非連結会社への投資からの当期収入」の項目に認識される。

その他金融資産

（単位：1,000ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
短期国債及び類似証券	1,620,716	1,715,728
公的部門発行者による固定金利債券	1,522	-
債券	918,848	887,994
債券及びその他固定金利債券	2,541,086	2,603,721
うち、上場債券	2,541,086	2,603,721
株式	-	-
投資証券	460,793	426,078
株式及びその他変動利付債券	460,793	426,078
うち、上場株式及びその他変動利付債券	168	182
非連結子会社への投資	5,738	1,536
その他非連結会社への投資	28,712	8,015
小計	34,450	9,551
その他金融資産合計	3,036,328	3,039,350
うち、損益を通じた公正価値	3,001,878	3,029,799
うち、取得原価	-	9,551
うち、その他包括利益の公正価値	34,450	-

債権及びその他固定金利債権のうち、38.4百万ユーロ（2016年度：145.5百万ユーロ）が翌年度満期を迎える。

その他非連結会社への投資には、CEESEGアクティエンゲゼルシャフト（CEESEG）への投資25,652千ユーロを含む。CEESEGは、ウィーンのWiener Börse AG（ウィーン証券取引所）及びプラハのBurza cenných papírů Praha, a.s.（プラハ証券取引所）の株式を所有する持株会社である。CEESEGの認識価値は、割引キャッシュフロー法を用いて2017年12月31日に行われた評価に基づく。評価の最も重要な仮定は以下である。

	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所
フリーキャッシュフロー	4年	4年
WACC	8.40%	8.82%

感応度分析

（単位：1,000ユーロ）	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所
WACCの変動（WACCの増加）	1.00%	1.00%
CEESEGの価値（公正価値）合計の変動		(44,004)
CEESEGにおけるOeKBグループの公正価値の影響		(2,904)

注記19 非支配持分の取得

2017年12月31日付で、OeKBはオーストリア連邦経済評議会（WKO）からエクスポートフォンの残りの30%を取得し、現在は同社の100%を所有する。

非支配持分の取得

（単位：1,000ユーロ）	2017年
---------------	-------

取得時の純資産	14,817
非支配持分	30%
被支配持分の正味帳簿価格	4,446
被支配持分の支払購入価格	3,670
親会社株主の持分増加	776

株式の購入は親会社株主の株主資本における留保利益を0.8百万ユーロ増加させた。

注記20 持分法投資

持分法投資の増減

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	60,986	62,142
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	5,856	5,601
持分法投資	66,843	67,743

持分法投資の純損益

損益計算書

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	3,937	6,034
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	255	(66)
持分法投資の損益の割合、税引後	4,193	5,968

その他包括利益

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	105	(88)
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	0	0
持分法投資 - その他包括利益の割合	106	(88)

純利益

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	4,042	5,946
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	255	(66)
当期純利益	4,298	5,880

持分法適用投資について偶発債務はない。

OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン、オーストリア

その他サービス業務セグメント	2017年	2016年
株式保有	51%	51%

議決権の割合

51%

51%

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、非上場持株会社である。同社は、アクレディア・フェアジヒャルングAGの単独所有者である。アクレディアはブランド名「PRISMA-ディ・クレディットフェアジヒャルング」及び「0eKBフェアジヒャルング」でその商品を販売する。アクレディアは、オーストリアの企業に全種類の信用保険を提供する。

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、ハンブルグのEuler Hermesアクティエンゲゼルシャフトとの合併会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に含まれている。0eKB AGは、議決権又はその他の権利を通じて関係会社からの利益に影響を及ぼすことができる決定権限を持たない。

保険契約は、保険監督法（以下「VAG」という。）の規定を考慮し、IFRS第4号に従い計上される。IFRS第4号に従い、VAGに基づく請求平準化準備金（繰延税金を控除後）はIFRSの株主資本において報告される。

（単位：1,000ユーロ）	2017年	2016年
経過保険料	24,368	25,194
保険数理的業績	7,220	12,014
税引前当期利益	9,282	14,733
うち、減価償却及び償却	565	571
うち、利息収入	786	1,022
うち、利息支払	-	-
当期純利益	7,722	11,832
その他包括利益	205	(172)
当期包括利益合計	7,927	11,660
流動資産	60,064	70,469
うち、現金及び現金同等物	23,864	33,411
非流動資産	115,158	114,553
流動負債	13,076	20,416
非流動負債	42,564	42,759
株主資本	119,582	121,847
期首株主資本の比例按分割合	62,142	62,096
当期包括利益合計の比例按分割合	4,042	5,946
受取配当	(5,198)	(5,900)
期末株主資本の比例按分割合	60,986	62,142

CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン、オーストリア

資本市場業務セグメント	2017年	2016年
株式保有	50%	50%
議決権の割合	50%	50%

CCPオーストリアは、ウィーンのウィーン証券取引所との合併会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に認識されている。

CCP.Aは、上場会社ではない。同社はウィーン証券取引所の清算代理機関として、ウィーン証券取引所で行われるすべての取引の中央清算機関として行為する。CCPオーストリアは、2014年、規則（EU）第648/2012（欧州市場インフラ規則、以下「EMIR」という。）の第14(1)条に従い免許を与えられた。

（単位：1,000ユーロ）	2017年	2016年
---------------	-------	-------

収入	3,803	3,278
営業利益	529	(130)
税引前利益	544	(131)
うち、減価償却及び償却	(215)	(2)
うち、利息収入	52	-
うち、利息支払	(37)	-
当期純利益/損失	510	(131)
その他包括利益	-	-
当期包括利益合計	510	(131)
流動資産	39,029	34,730
うち、現金及び現金同等物	38,460	33,986
非流動資産	643	-
流動負債	27,959	23,528
非流動負債	-	-
株主資本	11,713	11,202
期首株主資本の比例按分割合	5,601	5,667
当期包括利益合計の比例按分割合	255	(66)
受取配当	-	-
期末株主資本の比例按分割合	5,856	5,601

[次へ](#)

注記21 固定資産及び無形資産

固定資産は、当グループ使用の土地及び建物並びに備品、付属品及び機器から成る。当グループ使用の土地及び建物は主に当グループ自身の業務活動に利用される土地・建物である。土地自体の価格は4.4百万ユーロ（2016年度：4.4百万ユーロ）であった。

無形資産は、購入ソフトウェアのみから成る。

固定資産及び無形資産は、取得原価から計画的な減価償却及び償却を差引いて認識される。以下の耐用年数を仮定する。

耐用年数

	(年数)
建物	40年
備品、付属品及び機器	3年から10年
ITハードウェア	3年から5年
ソフトウェア	3年から5年

減価償却、償却及び評価増しを定期的に見直す。

2017年度固定資産及び無形資産 - 原価

(単位：1,000ユーロ)	2017年1月 1日現在取得・生産原価	追加	うち、利息	譲渡	処分	2017年12月31 日現在取得・生産原価
土地・建物	73,977	-	-	-	-	73,977
備品、付属品、機器	13,833	1,265	-	-	1,777	13,322
建設中の資産	-	-	-	-	-	-
固定資産	87,810	1,265	-	-	1,777	87,299
ソフトウェア	5,970	540	-	-	-	6,510
ソフトウェアの前払い	-	198	-	-	-	198
無形資産	5,970	738	-	-	-	6,708
合計	93,781	2,003	-	-	1,777	94,007

2017年度固定資産及び無形資産 - 減価償却及び消却累計

(単位：1,000ユーロ)	2017年1月 1日現在減 価償却及び 消却累計	2017年12月 31日までの 当期の減価 償却/消却	評価増	譲渡	処分	2017年12月31 日現在減価償 却/昇格累計
土地・建物	60,064	3,350	-	-	-	63,415
備品、付属品、機器	9,215	1,346	-	-	1,776	8,784
建設中の資産	-	-	-	-	-	-
固定資産	69,279	4,696	-	-	1,776	72,199
ソフトウェア	4,236	673	-	-	-	4,908
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	-	-
無形資産	4,236	673	-	-	-	4,908
合計	73,515	5,369	-	-	1,776	77,108

固定資産及び無形資産の正味帳簿価格

(単位：1,000ユーロ)	2017年 1 月 1 日現在 正味帳簿価格	2017年12月31日現在 正味帳簿価格
土地・建物	13,913	10,563
備品、付属品、機器	4,619	4,537
建設中の資産	-	-
固定資産	18,532	15,100
ソフトウェア	1,735	1,602
ソフトウェアの前払い	-	198
無形資産	1,735	1,800
合計	20,266	16,900

2016年度固定資産及び無形資産 - 原価

(単位：1,000ユーロ)	2016年 1 月 1 日現在取得・生産原価	追加	うち、利息	譲渡	処分	2016年12月31 日現在取得・生産原価
土地・建物	73,977	-	-	-	-	73,977
備品、付属品、機器	19,515	1,418	-	600	7,700	13,833
建設中の資産	-	600	-	(600)	-	-
固定資産	93,492	2,018	-	-	7,700	87,810
ソフトウェア	5,524	447	-	-	-	5,971
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	-	-
無形資産	5,524	447	-	-	-	5,971
合計	99,016	2,465	-	-	7,700	93,781

2016年度固定資産及び無形資産 - 減価償却及び消却累計

(単位：1,000ユーロ)	2016年 1 月 1 日現在減価償却及び 消却累計	2016年12月 31日までの 当期の減価 償却/消却	評価増	譲渡	処分	2016年12月31 日現在減価償 却/昇格累計
土地・建物	56,712	3,352	-	-	-	60,064
備品、付属品、機器	15,584	1,302	-	-	7,671	9,215
建設中の資産	-	-	-	-	-	-
固定資産	72,296	4,654	-	-	7,671	69,279
ソフトウェア	3,655	581	-	-	-	4,236
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	-	-
無形資産	3,655	581	-	-	-	4,236
合計	75,951	5,235			7,671	73,515

資産及び無形資産の正味帳簿価格

(単位：1,000ユーロ)	2016年 1 月 1 日現在 正味帳簿価格	2016年12月31日現在 正味帳簿価格
土地・建物	17,265	13,913
備品、付属品、機器	3,931	4,619
建設中の資産	-	-
固定資産	21,196	18,532

ソフトウェア	1,869	1,735
ソフトウェアの前払い	-	-
無形資産	1,869	1,735
合計	23,065	20,266

注記22 銀行からの預金及び顧客からの預金

銀行からの預金及び顧客からの預金は、ビジネス・モデルに従って、償却原価で測定される。

銀行からの預金

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合計	
	2017年 12月31日	2016年 12月31日*	2017年 12月31日	2016年 12月31日*	2017年 12月31日	2016年 12月31日*
国内銀行	128,008	75,122	-	0	128,008	75,122
外国銀行	31,947	30,483	265,132	803,869	297,080	834,353
合計	159,955	105,606	265,132	803,869	425,088	909,475

*表示が変更された（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

顧客からの預金

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		外国顧客		合計	
	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 12月31日
国又は政府関連機関	676,349	724,059	1,064	1,244	677,413	725,303
その他	48,653	88,957	27,899	23,331	76,553	112,288
合計	725,002	813,017	28,963	24,575	753,965	837,592

注記23 発行済み債務証券

発行済み債務証券は一般的に、ビジネス・モデルに従って、償却原価で測定される。発行済み債務証券は実際に受領する対価の金額で認識される。プレミアム、割引又は手取金と償還額との間のその他差額は、実効金利法により商品の期間を通じて実現し、財務上の結果（償却原価による）で認識される。発行済み債務証券は多くの場合、組成時に金利リスク及び通貨リスクに対してヘッジされる。公正価値オプションは会計上の不一致を回避するためにヘッジされた発行済み債務証券に対して行使され、公正価値測定による純損益はヘッジ商品と同じ方法で損益計算書に認識される。

報告日付の発行済み債務証券の大半はすべて、AFFG第1(2a)条及び(2b)条に基づく保証が特徴である（前年度と同じ）。

発行済み債務証券

(単位：1,000ユーロ)	正味帳簿価額		うち、上場されているもの	
	2017年12月31日	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
発行債券	17,886,200	18,684,843	17,886,200	18,684,843
その他の発行済み債務証券	3,754,215	2,576,358	-	-
合計	21,640,415	21,261,202	17,886,200	18,684,843
うち、公正価値オプション	16,594,202	15,963,327		
うち、償却原価	5,046,213	5,297,874		

公正価値オプションで測定される発行済み債務証券の満期時の償還額は、16,543.8百万ユーロ（2016年度：15,930.5百万ユーロ）であった。

発行済み債務証券のうち、6,607.3百万ユーロが翌年度に満期を迎える予定である（2016年度：5,174.0百万ユーロ）。

注記24 引当金

引当金の推移

（単位：1,000ユーロ）	期首	使用	取崩し	追加	期末
長期従業員給付引当金	131,365	(6,373)	-	3,482	128,474
その他当期引当金	17,356	(9,096)	(352)	9,126	17,034
2017年度引当金合計	148,722	(15,469)	(352)	12,608	145,508
2016年度引当金合計	145,155	(16,758)	(4)	20,328	148,722

長期従業員給付引当金

年金及び類似の債務（退職給付）引当金は、IAS第19号の範囲に該当する退職後給付を表す。

確定給付制度に基づく債務は、予想単位クレジット法（Projected Unit Credit Method）を用いて測定される。この方法に基づき、支払うべき事態が生じた後の予想される給付支払を計算するために動の変数が考慮される。これらの支払は、受益者である従業員の残りの平均勤務期間全体にわたり分散している。この方法は、金利コスト（これは、給付が支払に近づいていくため債務が所定の年に増加する金額である。）と勤務コスト（雇用の年度中に従業員により新たに発生する給付）を区別する。勤務コスト及び金利コストは人件費に、従って営業利益に認識される。これに反して、保険数理損益は、損益計算書に組替えられない項目で、その他包括利益に認識される。

確定給付債務の計算には、割引率、給与の増加率及び年金傾向並びに従業員の回転率に関する保険数理上の仮定を含む。これらは経済状況に従って決定される。それぞれの割引率は、適切な満期及び通貨の質の高い社債のイールドに基づき選定される。確定給付債務（以下「DB0」という。）の現在価値は、貸借対照表日の価値で認識される。制度資産（すなわち、それに対して、DB0を相殺するために基金が保有する資産）はない。

年金負債は確定給付及び確定拠出制度の両方に関連し、現在及び将来の年金債務から成る。

適格従業員の大半に対して、OeKBグループは確定拠出制度へ参加する機会を提供する。OeKBグループは、年間給与の決められた割合を年金機関（年金基金）へ移転する義務がある。確定拠出制度は、専用年金機関への拠出の支払いを超えた債務を含まない。拠出は当年度の人件費に認識される。

少数の上級管理職に対して、当グループは一般に勤続年数及び給与水準に基づく確定給付制度を依然として維持する。これらの確定給付退職年金制度は全額引当金により賄われる。

退職給付引当金は、一定の条件を満たす場合、退職時に特定の金額を従業員に払う法律上及び契約上の義務に係る。

計算のための寿命根拠として、Pagler & Paglerの従業員向け計算表の最新版が利用される。

長期従業員給付引当金の推移

（単位：1,000ユーロ）	年金	退職報酬	2017年合計	2016年合計
確定給付債務（DB0）の現在価値 = 1月1日現在の従業員給付引当金	106,136	25,229	131,365	130,103
勤務費用	384	734	1,118	1,170
利息費用	1,813	432	2,245	3,031
支払	(4,375)	(1,998)	(6,373)	(7,172)
保険数理利益/損失	1,348	(1,229)	119	4,231
うち、変数の変動に起因する保険数理利益/損失	1,217	(545)	672	5,890
うち、経験調整に起因する保険数理利益/損失	131	(684)	(553)	(1,655)
12月31日現在DB0	105,306	23,168	128,474	131,365
12月31日現在従業員給付引当金	105,306	23,168	128,474	131,365

主要な仮定

	2017年	2016年
割引率	1.80%	1.75%
給与の傾向	1.25%	1.25%
年金の傾向	1.50%	1.50%
団体協約の変更及び定期的・臨時的増加を考慮した、給与の増加率	2.75%	2.75%
2003年予算実施法に基づくASVG（オーストリア国民年金制度）の移行規定による退職年齢		
	2017年	2016年
女性	65歳	59歳 9 か月
男性	65歳	64歳 9 か月

確定給付債務に関する過去の情報

（単位：1,000ユーロ）	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
年金引当金	88,051	91,781	104,160	103,841	106,136
退職給付引当金	24,503	23,869	26,939	26,262	25,229
長期従業員給付引当金	112,554	115,650	131,099	130,103	131,365

従業員の大部分の年金債務は確定拠出制度に基づく年金基金に譲渡された。本制度の関係で、2017年に1.0百万ユーロ（2016年度：0.9百万ユーロ）の拠出が年金基金に支払われた。

人件費はまた、退職給付基金への0.2百万ユーロ（2016年度：0.2百万ユーロ）の拠出を含んでいた。

以下の表は、主要な保険数理仮定に対する債務の感応度を表示する。これは、1つの仮定がある時点で変化した場合の、2017年12月31日現在認識済みの引当金のそれぞれの絶対額を示す。いずれの場合もその他の仮定は変更されない。

感応度分析—費用（-）/収益（+）の増減

（単位：1,000ユーロ）	年金	退職給付	2017年度合計	2016年度合計
割引率が0.50%上昇	6,687	1,156	7,843	7,772
割引率が0.50%下降	(7,465)	(1,247)	(8,712)	(8,617)
予想給与増加率が0.50%上昇	(781)	(1,228)	(2,009)	(1,640)
予想給与増加率が0.50%下降	738	1,151	1,889	1,554
年金の傾向が0.50%増加	(6,388)	-	(6,388)	(6,700)
年金の傾向が0.50%減少	5,848	-	5,848	6,118

感応度分析は独立保険数理士により、予測ユニット・クレジット法を使用して実行された。

長期従業員給付引当金の満期構成

（単位：1,000ユーロ）	年金		退職給付	
	2017年12月 31日現在DBO	2016年12月 31日現在DBO	2017年12月 31日現在DBO	2016年12月 31日現在DBO
1年	5,190	5,129	527	2,288
2年から3年	10,105	10,178	2,133	2,003
4年から5年	9,725	9,872	3,232	2,522
5年超	80,286	80,958	17,276	18,416
合計	105,306	106,136	23,168	25,229

デュレーション	13.7年	13.6年	10.5年	8.9年
---------	-------	-------	-------	------

退職給付のデュレーションの増加は、世代管理施策に関連する従業員の早期退職及び女性の退職年齢の65歳への引上げの結果である。

その他当期引当金

その他当期引当金は以下の場合に設定される：

- ・過去の事象の結果、0eKBグループが第三者に対する法的又は現実の債務を有し、
- ・その債務が資源の流出をもたらす可能性があり、
- ・債務の金額が確実に見積もることができる。

引当金は、債務の清算に必要な支出の最善の見積りである金額で設定される。市場金利を基準に決定した債務の現在価値がその額面価額と大きく異なる場合、債務の現在価値が使用される。

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
従業員関連引当金（賞与、有給休暇、タイム・クレジット）	12,324	13,433
法務及びコンサルティング費用、財務監査	697	1,018
ITプロジェクト	166	435
その他引当金	3,847	2,470
合計	17,034	17,356

引当金は概ね、翌年度の上半期に期限が到来する。

注記25 税金資産及び税金負債

税金資産及び税金負債は、それぞれ、IFRSの帳簿価格と当グループ会社の対応する課税標準額との間の一時的差異から生ずる繰延税金資産及び債務を含む（注記14も参照のこと）。

0eKBグループは、（未使用の）損失繰越金を持たない。

繰延税金は以下の項目に生ずる。

(単位：1,000ユーロ)	繰延税金資産		繰延税金負債	
	2017年12月31日	2016年12月31日 (調整済)*	2017年12月31日	2016年12月31日 (調整済)*
銀行貸付	-	-	2,032	851
その他金融商品	-	-	70,363	71,969
デリバティブ金融商品	138,913	179,906	133,472	262,892
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	1,023,935	1,420,789
固定資産及び無形資産	47	66	-	-
発行済み債務証券	970,140	1,441,120	-	-
引当金	16,637	17,138	-	-
EFS金利安定化引当金	160,482	182,527	-	-
合計	1,286,219	1,820,757	1,229,802	1,756,501
税金決済	(1,229,802)	(1,765,501)	(1,229,802)	(1,756,501)
税金（債務）、純額	56,418	64,256	-	-

*表示が変更された（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
増減	(7,839)	4,846
うち、損益計算書	(1,644)	5,904
うち、その他包括利益純額	(6,195)	(1,058)

未認識の支払繰延税金

前年度同様、2017年12月31日現在、子会社及び合併会社の株式に関する一時的差異について支払うべき繰延税金はなかった。

注記26 EFS金利安定化引当金

EFS金利安定化引当金は、輸出金融スキームのために設定されている。この引当金は、輸出金融スキームの剰余金の利用についての現実の債務を基準とする。この債務は輸出金融スキームの金利を固定させる規則から（0eKBの固定マージンを特定する。）、及びスキームの剰余金利用についてのオーストリア大蔵省による指示から生じる（注記1も参照のこと）。

EFS金利安定化引当金への加算及び使用は、輸出金融スキームの純利息収入からスキームの運用の0eKBの固定マージン及びスキームのリファイナンスに直接関連するコストを控除した結果である。デリバティブ金融商品、AFFG第1(2b)条に基づく保証、及びEFSの受取債権及び支払債務の測定 of 正味の効果も、この項目に含まれる。関連する決定に従い、引当金は輸出金融ローンの条件を安定させるために利用される。

EFS金利安定化引当金の増減

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
期首現在	1,743,311	1,352,918
純利息収入からの取崩し/割当て	(20,305)	51,423
金融商品に係る純損益からの取崩し/割当て	(84,429)	338,970
EFS金利安定化引当金の増減	(104,734)	390,393
期末現在	1,638,577	1,743,311

注記27 資本管理

株式の開示

1億3,000万ユーロ（2016年度：1億3,000万ユーロ）の発行済み株式資本は、880,000株の無額面株式から成る。これらの譲渡制限付き記名式普通株式は、各個人株主の名義で登録される包括券として証される。

資本準備金は、330万ユーロと変わらなかった。資本準備金はUGB第229(4)条により制限を受ける。

親会社株主に帰属する留保利益は、20.6百万ユーロ増加して667.5百万ユーロ（2016年度：646.9百万ユーロ）であった。留保利益は、UGB第229(4)条に基づく法定準備金としての金額10.6百万ユーロ（2016年度：10.6百万ユーロ）を含む。

IAS第19号の準備金は確定給付制度の保険数理損益の結果であり、対前年比で変化なくマイナス18.7百万ユーロであった。売却可能準備金はその他非連結会社への投資公正価値測定によるもので、18.7百万ユーロであった。

執行取締役会は2018年5月29日開催の第72回年次株主総会において、2017年度のオーストリア輸出銀行の財務書類に報告された配当可能利益33.0百万ユーロを、1株当たり22.75ユーロの配当に加えて1株当たり14.43ユーロの特別配当を支払うために使用する提案を行う予定である。提案済みの配当は、総額で32.7百万ユーロである。これは2017年度の配当可能株式資本の約25%である。監事会メンバーへの報酬支払いの後、残額が繰越される。

2016年度の配当支払は、2017年5月に行われたが、1株当たり22.75ユーロ、すなわち総額2,000万ユーロであった。BWG第64(1)19条に基づく親会社株主に帰属する総資産利益率は2017年度に0.2%（2016年度：0.2%）であった。

資本管理

BWG第3(1)7条に従い、規則(EU)第575/2013並びにBWG第39(3)条及び第39(4)条は、輸出保証法及び輸出金融保証法に基づく輸出促進に関連するオーストリア輸出銀行の取引には適用されない。BWG第3(2)1条に基づき、以下の法規定も適用されない：規則(EU)第575/2013の第6部、並びにBWG第27a条、第39(4)条に関連して第39(2b)7条、第39(3)条及び第74(1)条に関連して第74(6)-3a条。

BWG第30条に基づく銀行グループは、オーストリア輸出銀行、「オーストリア・エクスポートフォンス」GmbH、OeKB CSD GmbH及びオーストリア・エントヴィックルングスバンクAGで構成される。OeKBグループの戦略は、長期的に安定した資本基盤を維持することを目指す。自己資本管理には重要な変更はなかった。当グループは本報告期間を通じて、国の監督機関による自己資本要件を満たしている。

信用リスクに関する最低自己資本要件は、規則(EU)第575/2013の規定に従い決定される。オペレーショナル・リスクのために保有が必要な資本は、基本指標アプローチに従い決定される。銀行グループはトレーディング勘定を持たない。当グループのレベルにおいて、リスクは経済的な資本概念に沿って合計される。リスク負担能力の分析を通じて、必要な経済資本は利用可能な経済資本と比較され、この両方の基準が監視される。

OeKBは、BWG第30条の目的で、OeKB銀行グループの親金融機関である。規則(EU)第575/2013に従い決定されるOeKBグループの規制資本は、以下の構成及び推移を示す。

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
リスク加重資産(信用リスク標準アプローチ)	595,350	602,750
リスク・エクスポージャー合計(=自己資本要件合計/8%)	917,888	927,425
規制上の最低自己資本要件：		
信用リスク	47,628	48,220
外為リスク	5,437	5,416
オペレーショナル・リスク(基本指標アプローチ)	20,366	20,558
規制上の自己資本要件合計	73,431	74,194
CRR第2部に基づく連結自己資本要件		
払込済資本	130,000	130,000
準備金*	629,829	588,439
CRR第480条に関連する第84条に基づく少数持分からの追加金額	0	1,725
控除		
無形資産	(1,800)	(1,714)
普通株式Tier 1資本	758,029	718,450
CRR第480条に関連する第85条に基づく少数持分からの追加金額	0	21
追加Tier 1資本	0	21
CRR第472(4)条に基づく控除		
無形資産	0	(21)
Tier 1資本	758,029	718,450
CRR第480条に関連する第87条に基づく少数持分からの追加金額	0	28
Tier 2資本	0	28
CRR第2部に基づく利用可能自己資本	758,029	718,478
剰余自己資本	684,598	644,284
連結自己資本比率(リスク加重資産合計に対する規制自己資本の割合)	82.6%	77.5%
連結Tier 1比率	82.6%	77.5%

カバーレシオ（資本要件に対する規制自己資本の割合） 1032.3% 968.4%

* CRR第26(2)条に基づき、最終の年次財務業績の正式な採択の後でのみ、当期の収益は普通株式Tier 1 に含まれる。技術援助専用準備金（BWG第3[1]7条を参照）は準備金から控除される。

この結果、報告日付現在の規則（EU）第575/2013の第92(1)条のa項からc項に基づく以下の比率が得られ、これは当グループの最低比率と比較される。

規則（EU）第575/2013の第92条に基づく最低比率

（単位：％）	2017年		2016年	
	最低比率	実際の比率	最低比率	実際の比率
中核Tier 1 比率	5.751	82.584	5.125	77.500
Tier1比率	7.251	82.584	6.625	77.500
資本比率合計	9.251	82.584	8.625	77.500

実際の比率の計算方法

$$\begin{aligned} \text{中核Tier 1 比率} &= \frac{\text{CRR第2章に基づく普通株式Tier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \\ \text{Tier 1 比率} &= \frac{\text{CRR第2章に基づくTier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \\ \text{資本比率合計} &= \frac{\text{CRR第2章に基づく利用可能な規制自己資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \end{aligned}$$

0eKBの最低比率

（単位：％）	2017年	2016年
規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に基づく中核Tier 1 比率	4.500	4.500
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第23条に基づく資本保全バッファ	1.250	0.625
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第23a条に基づく景気対策資本バッファ	0.001	0.000
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に基づく中核Tier 1 比率	5.751	5.125
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条b項に基づくTier 1 比率	7.251	6.625
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条c項に基づく資本比率合計	9.251	8.625

求められる比率は、規則（EU）第575/2013の第92(1)条、BWGの追加資本保全要件及びFMAの資本バッファ規則に由来する。

その他の開示及びリスク報告

注記28 連結キャッシュフロー表に関する情報

連結キャッシュフロー表は、0eKBグループの現金及び現金同等物の状態及び推移を示す。報告されるキャッシュポジションは、現金及び中央銀行への預け金残高で主に構成され、貸借対照表上の同じ名称の項目に対応する。当グループには追加的な流動性準備金（注記41を参照）があるが、これらは現金及び現金同等物の定義に含まれない。この追加的な流動性バッファはEFSにおいて形成され、ストレス・シナリオの状況においてのみ使用される。報告される現金及び現金同等物は、すべてユーロ建てである。

営業活動からのキャッシュフローには、銀行貸付・顧客貸付の増減、銀行からの預金・顧客からの預金の増減、発行済み債務証券の増減が含まれる。当社は前年度と比較してこれらの項目の認識を変更した（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。営業活動からの純キャッシュの中に、すべての収入及び費用の要素は非現金項目、特に減価償却及び減損、引当金の増減、繰延税金及び未実現通貨換算損益並びにその現金の効果が投資活動又は財務活動からのキャッシュフローであるその他すべての項目について調整される。外貨換算損益は主にEFSのための長期及び短期の債務証券の発行に関連して発生する。為替レートリスクは、その大半がAFFG第1(2b)条に基づく保証によりカバーされる。従って、0eKBグループは輸出金融スキームから為替レートリスクを負わない。為替レートの変動は外貨での保有又は支払うべき現金及び現金同等物にほとんど影響を与えない。

投資活動からのキャッシュフローは、投資ポートフォリオ中のその他金融資産、有形固定資産及び無形資産の増減を反映する。

財務活動からのキャッシュフローは、親会社との株式取引の増減を反映する。

株主資本の変動と財務活動からのキャッシュフローの調整

（単位：1,000ユーロ）	注記	留保利益	非支配株主持分	財務活動からの純キャッシュ
2017年1月1日現在（調整済）		646,912	4,585	
非支配株主持分の取得	19	776	(4,446)	(3,670)
支払配当	19、27	(20,020)	(140)	(20,160)
財務活動からのキャッシュフローの増減の合計		(19,244)	(4,585)	(23,830)
当期純利益		39,863	-	
2017年12月31日現在		667,531	-	

当年度中の最重要の進展を以下に説明する。

営業活動からのキャッシュフロー（30.7百万ユーロ）は対前年比（調整済）で584.1百万ユーロ変動した。この変動は、主に、銀行貸付・顧客貸付の変化、銀行からの預金・顧客からの預金の増減、及び発行済み債務証券の増減によるものである。銀行貸付・顧客貸付の購入の支払は、償還による支払を1,674.9百万ユーロ上回った。前年度は、早期のローン返済により大きく影響を受けた。銀行貸付及び顧客貸付の返済による手取金は、かかる資産の購入の支払を3,261.2百万ユーロ超過した。銀行貸付、顧客貸付に対応して、銀行からの預金、顧客からの預金及び発行済み債務証券は1,725.7百万ユーロ増加した。資金調達のニーズは、早期ローン返済のため前年度には2,718.2百万ユーロ減少した。

投資活動からのキャッシュフロー（3.9百万ユーロ）は、対前年比（調整済み）で408.4百万ユーロ変動した。主にEFSの流動性バッファがさらに拡大したため、前年度は、支払が手取金を402.1百万ユーロ上回った。

注記29 満期構造の分析

満期までの残存期間は貸借対照表日から資産又は負債の契約満期日までの期間である。分割償還の場合、満期までの残存期間は各分割償還で決定される。

2017年12月31日現在の満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月以内	3ヶ月から1年	1年から5年	5年超	合計
銀行貸付	207,200	411,680	4,863,211	7,151,022	3,559,768	16,192,881
顧客貸付	2,771	450,299	709,504	140,779	233,633	1,536,986
その他金融資産	492,749	37,035	23,252	1,108,086	1,375,206	3,036,328
合計	702,720	899,014	5,595,967	8,399,887	5,168,607	20,766,195
銀行からの預金	159,956	215,118	5,000	20,000	25,014	425,088
顧客からの預金	696,857	1,577	507	49,908	5,116	753,965
発行済み債務証券	-	3,305,651	3,301,649	10,795,290	4,237,825	21,640,415
合計	856,813	3,522,346	3,307,156	10,865,198	4,267,955	22,819,468

2016年12月31日現在の満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月以内	3ヶ月から1年	1年から5年	5年超	合計
銀行貸付	13,004	737,793	4,949,463	5,461,991	3,321,241	14,483,492
顧客貸付	51	434,922	730,510	221,142	186,021	1,572,646
その他金融資産	424,194	18,939	150,534	790,576	1,655,107	3,039,350
合計	437,249	1,191,654	5,830,507	6,473,709	5,162,369	19,095,488
銀行からの預金*	61,826	774,595	-	44,594	28,460	909,475
顧客からの預金	801,648	114	396	16,693	18,741	837,592
発行済み債務証券	-	2,012,346	3,161,690	12,995,065	3,092,101	21,261,202
合計	863,474	2,787,055	3,162,086	13,056,352	3,139,302	23,008,269

*表示が変更された(注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと)。

注記30 劣後資産

貸借対照表には劣後資産を含まない。

注記31 担保に付される資産

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
デリバティブ金融商品の信用リスクの担保		
担保差入れ	137,750	312,600
担保受入れ	214,830	730,530

担保差入れ及び担保受入れの変動は、デリバティブ金融商品の決済についての中央決済機能(LCH-ロンドンクリアリングハウス)への段階的切替の結果である。

注記32 偶発債務及びその他オフバランスシート・コミットメント

貸借対照表に報告されていない偶発債務84.1百万ユーロ(2016年度：89.6百万ユーロ)はOeEBより発行された保証に関連し、同時にAusfFGに基づきオーストリア共和国の保証により担保されている。貸借対照表日現在、OeKBグループは総額3,072.4百万ユーロ(2016年度：3,529.7百万ユーロ)の未引出しの信用コミットメントを保有していた。

注記33 その他オフバランスシート・コミットメント

BWG第93条に従い、ウィーンに本拠地を置くアインラーゲンジヒャルング・デア・バンケン・ウント・バンキエGmbHが運用する預金保険制度に基づき、OeKB、OeKB CSD及びエクスポートフォonzは、預金の比例的割合を保証することを求められている。

注記34 信託資産及び負債

貸借対照表に報告されないもの

オフバランスシートの信託業務は、119.9百万ユーロ（2016年度：111.6百万ユーロ）に達した。オーストリア共和国のための信託取引は、アドバイザー・プログラム及びAusfFG第9(1)条に基づく契約の第3条に従う「連邦基金により資金供与される持株会社」に基づき締結された開発銀行の業務、並びに連邦政府の信託会計に主に関連する。

貸借対照表に報告されるもの

（単位：1,000ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
銀行貸付	5,575	6,923
信託資産	5,575	6,923
顧客からの預金	5,575	6,923
信託債務	5,575	6,923

注記35 BWGに基づく資産・負債に関する補足開示

BWG第43条及び第64条に基づく補足開示である。

（単位：1,000ユーロ）	2017年12月31日		2016年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
外貨建て	1,988,660	16,393,889	1,628,053	15,643,644
オーストリア国外で発行又は組成	2,443,261	18,234,903	2,364,723	16,535,874

注記36 ヘッジ商品

総論

デリバティブ金融商品及びAFFG第1(2b)条に基づく保証が、市場リスクをヘッジするために使用される。これらのヘッジ商品は、主に金利及び為替レートの変動に対する将来のキャッシュフローを保護する。関連するデリバティブは主にOTC金利スワップ及びOTC通貨金利スワップであり、これは銀行貸付、顧客貸付、その他金融資産及び発行済み債務証券に対するヘッジ商品として利用される。ヘッジ商品として、AFFGに基づく保証は通貨ベースのデリバティブ金融商品として機能する。

ヘッジされた金融商品は、会計上の不一致を避けるため損益を通じた公正価値で測定される。ヘッジ商品及びヘッジされた金融商品の価値変動は、連結包括利益計算書において「金融商品の純損益」の項目に直接認識される。デリバティブ金融商品は投機目的で使用されない。

デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品の公正価値は、一般に認められた方法を用いて算定される。デリバティブは取引日付で認識される。デリバティブ金融商品は独立した資産及び負債項目において現在価値で認識される。

価値の変動により発生する信用エクスポージャーは担保により保証される。EMIR（規則[EU]第648/2012号）が要求するとおり、金利スワップの清算は、2016年第4四半期から中央清算機関（LCH-ロンドン・クリアリングハウス）に移管され、このことにより担保要件が着実に減少する。

2017年デリバティブ金融商品

(単位：1,000ユーロ)	額面価額	公正価値ポジティブ	公正価値ネガティブ
金利デリバティブ			
金利スワップ	16,464,555	133,406	268,382
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	16,036,674	400,481	287,269
合計	32,501,229	533,887	555,651

2016年デリバティブ金融商品

(単位：1,000ユーロ)	額面価額	公正価値ポジティブ	公正価値ネガティブ
金利デリバティブ			
金利スワップ	17,960,615	147,119	314,165
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	16,342,689	904,547	405,457
合計	34,303,304	1,051,666	719,622

公正価値の変動は主に米ドル及びスイスフランに対する為替レートの上下によるものである。

グローバル・ネットティング取決めにに関する情報

OeKBは国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のグローバル・ネットティング取決め（フレームワーク契約）に従い、デリバティブ金融商品を締結する。かかる合意に基づき支払うべき金額は一般的に個別取引ベースで決済され支払いが行われる。特定の場合、例えば信用事由が生じた場合、契約に基づくすべての未決済の取引は解除され、解除価格が決定され、すべての取引を決済するために1つのネット金額が支払われる。

ISDA契約は貸借対照表におけるネットティング基準を満たさない。これは、ネットティングの権利は信用事由のような一定の将来の事由の場合のみ強制できるため、OeKBが対象金額のネットティングについて法律上の債権を持たないという事実を理由とする。

以下の表は、報告される契約の対象デリバティブ金融商品の帳簿価格を示す。

2017年グローバル・ネットティング契約

(単位：1,000ユーロ)	貸借対照表における デリバティブ金 融商品	相殺されないデリバ ティブ金融商品のグロ ス及びネットの金額	ネットの金額
プラスの公正価値を持つデリバティブ金融商品			
金利デリバティブ			
金利スワップ	133.406	(105.469)	27.937
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	400.481	(275.042)	125.439
合計	533.887	(380.511)	153.376
マイナスの公正価値を持つデリバティブ金融商品			
金利デリバティブ			
金利スワップ	268.382	(135.164)	133.218
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	287.269	(245.347)	41.923
合計	555.651	(380.511)	175.140

2016年グローバル・ネットティング契約

(単位：1,000ユーロ)	貸借対照表における デリバティブ金 融商品	相殺されないデリバ ティブ金融商品のグロ ス及びネットの金額	ネットの金額
プラスの公正価値を持つデリバティブ金融商品			
金利デリバティブ			
金利スワップ	147,119	(103,732)	43,387
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	904,547	(266,899)	637,648
合計	1,051,666	(370,631)	681,035
マイナスの公正価値を持つデリバティブ金融商品			
金利デリバティブ			
金利スワップ	314,165	(187,898)	126,267
通貨デリバティブ			
通貨スワップ	405,457	(182,733)	222,724
合計	719,622	(370,631)	348,991

AFFG第1(2b)条に基づく保証

EFS（注記1を参照のこと）において為替リスクに対するヘッジとして機能するAFFG（連邦法公報第216/1981、修正済み）第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の保証は、公正価値で測定され、独立した資産項目として報告されている。

AFFG第1(2b)条に基づく保証の変動

(単位：1,000ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
期首の公正価値	5,683,157	5,167,195
外国為替差異から生ずる変動	(1,936,339)	355,090
公正価値測定から生ずる変動	348,923	160,872
当期純利益	(1,587,416)	515,962
期末の公正価値	4,095,741	5,683,157

外国為替差異の変動は、主として米ドル/ユーロ及びスイス・フラン/ユーロの為替レートによるものである（報告日付の為替レートの表示については、注記4を参照のこと）。スイス・フランのポジションもまた当年度中に減少した。

注記37 種類別金融商品及び公正価値

下記の表は、IAS第39号に基づく金融資産及び金融負債を示す。

IAS第39号の分類による2017年金融商品

(単位：1,000ユーロ)	注記	貸付及び 債権	償却原価	売却可能	FVTPL	公正価値 オプション	合計
資産							
銀行貸付	16	15,494,455	-	-	-	698,426	16,192,881
顧客貸付	16	1,536,986	-	-	-	-	1,536,986
その他金融資産	18	-	-	34,450	3,001,878	-	3,036,328
デリバティブ金融商品	36	-	-	-	-	533,887	533,887
AFFG第1(2b)条に基づく保証	36	-	-	-	-	4,095,741	4,095,741
合計		17,031,441	-	34,450	3,001,878	5,328,054	25,395,824
負債							
銀行からの預金	22	-	425,088	-	-	-	425,088
顧客からの預金	22	-	753,965	-	-	-	753,965
発行済み債務証券	23	-	5,046,213	-	-	16,594,202	21,640,415
デリバティブ金融商品	36	-	-	-	-	555,651	555,651
合計		-	6,225,266	-	-	17,149,853	23,375,120

IAS第39号の分類による2016年金融商品

(単位：1,000ユーロ)	注記	貸付及び 債権	償却原価	売却可能	FVTPL	公正価値 オプション	合計
資産							
銀行貸付	16	14,394,447	-	-	-	89,045	14,483,492
顧客貸付	16	1,572,646	-	-	-	-	1,572,646
その他金融資産	18	-	9,551 *	-	3,029,799	-	3,039,350
デリバティブ金融商品	36	-	-	-	-	1,051,666	1,051,666
AFFG第1(2b)条に基づく保証	36	-	-	-	-	5,683,157	5,683,157
合計		15,967,093	9,551	-	3,029,799	6,823,868	25,830,311
負債							
銀行からの預金	22	-	909,475	-	-	-	909,475
顧客からの預金	22	-	837,592	-	-	-	837,592
発行済み債務証券	23	-	5,297,874	-	-	15,963,327	21,261,201

デリバティブ金融商品	36	-	-	-	-	719,622	719,622
合計		-	7,044,941	-	-	16,682,949	23,727,890

* 2016年度における「その他金融資産」の項目は、原価による「その他非連結会社の株式」を示す。

下記の表は、金融資産及び金融負債の公正価値及び公正価値の階層を示す。

2017年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定する金融資産						
銀行貸付	16	698,426	698,426	-	698,426	-
その他金融資産	18	3,036,328	3,036,328	3,001,878	-	34,450
デリバティブ金融商品	36	533,887	533,887	-	533,887	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	36	4,095,741	4,095,741	-	4,095,741	-
公正価値で測定しない金融資産						
現金及び中央銀行への預け金	15、28	424,206	424,206	-	424,206	-
銀行貸付	16	15,494,455	15,771,438	-	15,771,438	-
顧客貸付	16	1,536,986	1,582,092	-	1,582,092	-
その他金融資産	18	-	-	-	-	-
公正価値で測定する金融負債						
発行済み債務証券	23	16,594,202	16,594,202	-	16,594,202	-
デリバティブ金融商品	36	555,651	555,651	-	555,651	-
公正価値で測定しない金融負債						
銀行からの預金	22	425,088	426,788	-	426,788	-
顧客からの預金	22	753,965	754,507	-	754,507	-
発行済み債務証券	23	5,046,213	5,658,604	-	5,658,604	-

2016年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定する金融資産						
銀行貸付	16	89,045	89,045	-	89,045	-
その他金融資産	18	3,029,799	3,029,799	3,029,799	-	-
デリバティブ金融商品	36	1,051,666	1,051,666	-	1,051,666	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	36	5,683,157	5,683,157	-	5,683,157	-
公正価値で測定しない金融資産						
現金及び中央銀行への預け金	15、28	413,360	413,360	-	413,360	-
銀行貸付	16	14,394,447	14,794,056	-	14,794,056	-
顧客貸付	16	1,572,646	1,641,764	-	1,641,764	-
その他金融資産	18	9,551	9,551	-	9,551	-

公正価値で測定する金融負債

発行済み債務証券	23	15,963,327	15,963,327	-	15,963,327	-
デリバティブ金融商品	36	719,622	719,622	-	719,622	-

公正価値で測定しない金融負債

銀行からの預金	22	909,475	913,255	-	913,255	-
顧客からの預金	22	837,592	837,882	-	837,882	-
発行済み債務証券	23	5,297,874	6,071,961	-	6,071,961	-

感応度分析

資本市場を通じて輸出金融スキームのリファイナンスを行うという事実のために、OeKBグループは資本市場に高度に依存しており、また必要とされる資金を他通貨で利用できる。OeKBグループにとり最も重要なリファイナンス通貨はユーロ、米ドル及びスイス・フランである。以下の感応度分析はユーロの為替レートが10%変動した場合のありうる動きを示す。

AFFG第1(2b)条に基づく保証のために、計算は外国為替リスクが非常に低いことを示す。

2017年米ドル為替感応度

(単位：1,000ユーロ)	2017年12月31日 帳簿価格	含まれるUSDポジ ション(ユーロ)	米ドル/ユーロ -10%	為替レート変動後 の価値
資産				
銀行貸付	16,192,881	1,145,550	(114,555)	1,030,995
顧客貸付	1,536,986	147,154	(14,715)	132,439
その他金融資産	3,036,328	90,803	(9,080)	81,723
デリバティブ金融商品	533,887	362,987	(217,881)	145,106
AFFG第1(2b)条に基づく保証	4,095,741	-	(12,564)	(12,564)
負債				
銀行からの預金	425,088	26,872	(2,687)	24,185
顧客からの預金	753,965	60	(6)	54
発行済み債務証券	21,640,415	13,585,773	(1,358,577)	12,227,196
デリバティブ金融商品	555,651	336,461	993,458	1,329,919
EFS金利安定化引当金	1,638,577	-	(916)	(916)
株主資本	800,864	-	(67)	(67)
損益計算書				
発行済み債務証券及びデリバティブ からの外国為替差異			147,238	
AFFG第1(2b)条に基づく保証からの 外国為替差異			(12,564)	
その他資産/負債からの外国為替差異			(135,657)	
外国為替差異小計			(983)	
EFS金利安定化引当金の測定の上乗れ			916	
発行済み債務証券及びデリバティブ の測定小計			916	
金融商品の純損益			(67)	

2016年米ドル為替感応度

(単位：1,000ユーロ)	2016年12月31日 帳簿価格	含まれるUSDポジ ション(ユーロ)	米ドル/ユーロ -10%	為替レート変動 後の価値
資産				
銀行貸付	14,483,492	981,844	(98,185)	883,659
顧客貸付	1,572,646	155,176	(15,518)	139,658
その他金融資産	3,039,350	69,367	(6,937)	62,430
デリバティブ金融商品	1,051,666	909,380	(909,380)	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	5,683,157	-	(51)	(51)
負債				
銀行からの預金	909,475	49,608	(4,961)	44,647
顧客からの預金	837,592	-	-	-
発行済み債務証券	21,261,202	14,915,286	(1,491,529)	13,423,757
デリバティブ金融商品	719,622	270,812	466,341	737,153
EFS金利安定化引当金	1,743,311	-	2	2
株主資本	766,142	-	76	76
損益計算書				
発行済み債務証券及びデリバティブ からの外国為替差異			115,807	
AFFG第1(2b)条に基づく保証からの 外国為替差異			(51)	
その他資産/負債からの外国為替差異			(115,678)	
外国為替差異小計			78	
EFS金利安定化引当金の測定の繰越し			(2)	
発行済み債務証券及びデリバティブ の測定小計			(2)	
金融商品の純損益			76	

2017年スイス・フラン為替感応度

(単位：1,000ユーロ)	2017年12月31日 帳簿価格	含まれるスイス フラン・ポジ ション(ユーロ)	スイス・フラン/ ユーロ -10%	為替レート変動 後の価値
資産				
銀行貸付	16,192,881	8,404	(840)	7,564
顧客貸付	1,536,986	-	-	-
その他金融資産	3,036,328	-	-	-
デリバティブ金融商品	533,887	444,691	1,006,707	1,451,399
AFFG第1(2b)条に基づく保証	4,095,741	-	(1,487,892)	(1,487,892)
負債				
銀行からの預金	425,088	3,097	(310)	2,787
顧客からの預金	753,965	995	(100)	896
発行済み債務証券	21,640,415	3,954,737	(395,474)	3,559,263
デリバティブ金融商品	555,651	107,917	(86,138)	21,780
EFS金利安定化引当金	1,638,577	-	(5)	(5)
株主資本	800,864	-	(0)	(0)
損益計算書				
発行済み債務証券及びデリバティブ からの外国為替差異			1,488,318	
AFFG第1(2b)条に基づく保証からの 外国為替差異			(1,487,892)	
その他資産/負債からの外国為替差異			(431)	
外国為替差異小計			(5)	
EFS金利安定化引当金の測定の繰越し			5	
発行済み債務証券及びデリバティブ の測定小計			5	
金融商品の純損益			0	

2016年スイス・フラン為替感応度

(単位：1,000ユーロ)	2016年12月31日 帳簿価格	含まれるスイス フラン・ポジ ション(ユーロ)	スイス・フラン/ ユーロ -10%	為替レート変動 後の価値
資産				
銀行貸付	14,483,492	8,011	(801)	7,210
顧客貸付	1,572,646	-	-	-
その他金融資産	3,039,350	-	-	-
デリバティブ金融商品	1,051,666	887,313	960,961	1,848,274
AFFG第1(2b)条に基づく保証	5,683,157	-	(1,665,869)	(1,665,869)
負債				
銀行からの預金	909,475	1,666	(167)	1,499
顧客からの預金	837,592	1	-	1
発行済み債務証券	21,261,202	4,395	(439,520)	(435,125)
デリバティブ金融商品	719,622	265,985	(265,985)	-
EFS金利安定化引当金	1,743,311	-	(37)	(37)
株主資本	766,142	-	-	-
損益計算書				
発行済み債務証券及びデリバティブ からの外国為替差異			1,666,466	
AFFG第1(2b)条に基づく保証からの外国 為替差異			(1,665,869)	
その他資産/負債からの外国為替差異			(634)	
外国為替差異小計			(37)	
EFS金利安定化引当金の測定の上繰り			37	
発行済み債務証券及びデリバティブ の測定小計			37	
金融商品の純損益			0	

注記38 リスク管理

OeKBは資本市場業務、エネルギー市場業務及びオーストリアの輸出産業のための特別目的銀行である。OeKBは、リテール又は預金受入業務には従事しない。金融機関である2つの子会社「オーストリア・エクスポートフォンス」GmbH及びオーストリア・アントヴィックルングスバンクAGがOeKBの輸出業務を補完し、金融機関である子会社OeKB CSD GmbHが資本市場業務を補完する。重要な事業セグメントの中で、OeKB銀行グループ（OeKBグループと一致する。）はオーストリア共和国からの請負として行為する。

すべての利害関係者（特に、顧客、株主及びオーストリア共和国）の利益のために当銀行の安定性及び収益性を確保するために、リスク管理及びリスク制御は、事業戦略の中の重要なプロセスである。OeKB銀行グループはリスク・プロファイル及びビジネス・モデルが要求するとおり、包括的かつ適切なリスク管理システムを維持する。

2017年度の最も重要なリスク管理手段には、監事会のリスク委員会と協力した執行取締役会による重要リスクとしてのビジネスリスクの認定を含む。銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関するEBA指針の実施が終了し、標準的報告に統合された。銀行グループのレベルでの社内統治及びグループ全体の標準の改良、並びにデータ・ガバナンス（BCBS第239号）とデータ利用及び包括的IT戦略の創造に、さらなる重点が置かれた。2018年度の焦点は、より広いセンス（ICTリスク、アウトソーシング）におけるORMのトピックス、集中報告、並びにストレステスト及び金利リスクの分野の改良に置かれる予定である。

リスク方針の主要な特徴

受け容れられる各リスク・エクスポージャーはOeKBグループの執行取締役会が決定したリスク方針及びリスク戦略に合致しなければならない。この方針及び戦略は毎年見直しが行われ、ビジネス・リスク及びオペレーショナル・リスクへの慎重なアプローチを基礎に、安定した株主資本利益率の確保を目指す。

リスク方針及び戦略は、リスク管理原則、リスク管理組織の主要な特徴、リスク選好並びに定義されるリスク分類の測定、制御及び限界の原則を詳述する。このようにして、OeKBの執行取締役会は銀行グループ全体での統一されたリスク管理を確保する。

市場リスク、信用リスク、ビジネスリスク及びオペレーショナル・リスクは主要リスクとして認識されている。OeKB銀行グループはまた、ストレス期間においても常にすべての支払義務を満たすことができることを目的として、流動性リスクの慎重な管理にも重点を置く。

OeKBの特別な機能 - 法的環境及びそのリスク管理に与える効果

輸出金融スキームは貸借対照表上の資産の圧倒的大部分を占める（注記1も参照のこと）。

オーストリア共和国のために運営されている輸出金融スキームのリスクは、全般的な担保及び特にオーストリア政府の保証により軽減される。輸出金融保証法は、輸出貸付保証の要件、従ってスキームに基づく信用を顧客が利用する条件、さらにOeKBのリファイナンス業務において債権者を保護するオーストリア政府の保証（債権者保証）及びOeKBを為替レートリスクから保護する政府の保証（為替レート保証）の規則を詳述する。

規制上の要件からの免除は、OeKBのビジネス・モデルの非常に重要な点である。OeKBは流動性規則（LCR、NSFR）並びに欧州及び国内の銀行業ユニオンの規定（銀行再建・破たん処理指令、BRRDなど）から免除される。輸出保証（すなわち、EFS）に関してはさらに免除があり、特に欧州連合のCRR（規則[EU]第575/2013）から免除される。これらの免除は、完全連結子会社「オーストリア・エクスポートフォonz」GmbH及びオーストリア・アントヴィックルングスバンクAGにも適用される。同様の免除が、2017年にCSD規則に従い認可を申請した、完全連結子会社のOeKB CSD GmbHに適用される。OeKBとともに、これらの子会社は銀行グループを構成する。

OeKBは親銀行として、グループICAAPとして連結ベースでBWG第39a(1)条に基づく「自己資本充実度に関する評価プロセス（ICAAP）」を実行する。従って、銀行レベルでの個別ICAAPは実施されない。

輸出金融スキームの特別な重要性のために、かつOeKBの経営原則に基づき、EFSは当グループのICAAPの中で独立した投資リスク事業体（信用リスクの一部）として処理される。この目的で、EFSのために独立したリスク・カバレッジ計算が実施される。EFSが自己のリスクを負うことができる限りは、EFSはOeKBグループにリスクを課さない。輸出金融スキームのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクは、当グループの信用リスクの一部となる。詳細については、注記40の「ICAAP EFS及びその当グループICAAPへの統合」を参照のこと。

組織

OeKBグループの重要な事業活動及びその具体的な事業及びリスク構造を前提として、当銀行は適切に定義された任務を持つリスク管理プロセスのための明確な機能的組織編成を採用している。比例規則に従い、執行取締役会においてリスクの発生とリスクの監督の間に区別はない。

執行取締役会： オーストリア銀行法に規定される責任に従い、執行取締役会は、監事会のリスク委員会と協力の上、リスク方針及びリスク戦略を策定する。当グループの全体的なリスクを管理する一環として、執行取締役会は、受容可能なリスクの合計金額（計算されたリスク引受け能力を基準とする。）を決定するためにリスク管理委員会と協働し、この合計金額から派生するリスク限度額を承認し、並びにリスク監視手続きを採用する。

リスク管理委員会： リスク管理委員会の任務は、有効なリスク方針に沿った戦略的リスク制御及びリスク監視から成る。リスク管理委員会はリスク報告の第1の名宛人であり、個別のリスクタイプのリスク・プロファイルを監視及び制御し、リスク報告に基づきどのような対策を取るべきかを決定する。委員会は、執行取締役会、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）及び副CRO、オペレーショナル・リスク・マネジャー（ORM）、フィナンシャル・リスク・マネジャー（FRM）、内部統制システム・オフィサー、リーガル・コンプライアンス・オフィサー並びに経理及び財務管理部門及び事業セグメントの代表者達により構成される。

チーフ・リスク・オフィサー： リスク管理委員会により決定される対策の実施は、フィナンシャル・リスク・マネジャー、オペレーショナル・リスク・マネジャー及びチーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）の支援を受け、チーフ・リスク・オフィサーが監督する。CISOは執行取締役会に直接報告し、また年1回、監事会のリスク委員会に報告を行う。

リスク制御部門： リスク制御部門は、財務リスクの測定・査定、オペレーティング・レベルの財務リスク制御（内部の限度額の監視を含む。）及び内部自己資本比率査定プロセスの現実的な実施に責任を持つ。

オペレーショナル・リスク管理： オペレーショナル・リスク管理基準は、組織、建設、環境問題及びセキュリティ部門（OBUS）によりOeKBの事業運営の中で実行される。情報セキュリティの事項を例外とし、これはチーフ情報セキュリティ・オフィサーの責任である。オペレーショナル・リスク管理及び情報セキュリティに関する業務、並びに内部制御システム・オフィサーの権限に入る業務は、継続的な調整を条件とする。

資産負債管理委員会（ALCO）： ALCOの任務は、主にEFS貸出金利の設定及びEFS商品の決定及び流動性の査定並びに現行の市場状況に従いEFSの市場リスクを管理することである。

内部監査： リスク管理プロセス及び適用される手続きに関与する組織部門は、内部監査部（防御の第3ライン）により定期的に見直しを受ける。

監事会： 監事会はOeKBのリスク管理の取決めに監視し、また四半期毎にOeKBのリスク状況に関する報告を受ける。これらのリスク報告は、OeKBグループのリスク状態についての詳細な見解を提示する。監事会はまた、BWG第39d条に基づくリスク委員会を維持する。リスク委員会は2017年に会合を1回開いた。監事会の監査委員会はまた、内部制御システムの有効性についても監視する。

報告及びその他リスク軽減ユニット及び手段

財務リスク及びオペレーショナル・リスクを管理及び監視する責任のある上級経営陣が十分かつ適時に情報が確実に与えられるようにするため、OeKBは包括的及びリスクに基づく報告スキームを実施している。この報告には執行取締役による監事会向けの四半期リスク報告並びにBWG第39d条に基づく監事会のリスク委員会の中での毎年の調整及び話し合いを含む。

リスク管理は、ガイドライン及びリスク低減方法の遵守を確保する、内部統制のシステム（ICS）により補足される。内部統制システム・オフィサーが、ICSの法的要件への遵守を確実にし、かつ執行取締役会が制定したICSガイドラインの実施及び継続的改善のために指名された。ほぼ自動化された全般的IT制御及び社内監査部により行われる監査がその実効性を確保する。

法的リスクを最小限にするために、リーガル・コンプライアンス・オフィサーが執行取締役会に直接報告を行い、OeKBの異なる法律事項の効果につき包括的な見解を提供する。同オフィサーは、証券監督法（WAG）に基づく法令順守にも責任を持つ。OeKBは組織構造も設定し、オーストリア銀行法に記載されるマネーロンダリング防止とテロ資金対策法を実施するオフィサーを指名した。

オペレーショナル・リスク管理戦略の一部として、組織構造が様々な緊急及び危機シナリオのために定義されている。

リスク管理フレームワーク、方針及びガイドライン

適切なリスク管理組織を維持するのに加えて、OeKB銀行グループは、執行取締役会がグループ・レベルのリスク及び個別会社としてのOeKBレベルでのリスクを管理することを可能とする社内ガイドラインの包括的なシステムを有する。

このフレームワークは、次につながる構造を持っている。執行取締役会が採択する方針及びガイドラインは、最高レベルを構成する。リスク管理に責任があるその下の組織ユニットは、より詳細で具体的なガイドラインを必要に応じて執行取締役会の方針及びガイドラインに基づき作成する。採択されたガイドライン及び方針から導かれるこの作業指示、標準的業務手順並びに方法及び手続の書面作成は、最低水準を形成し、一般に部門長の責任の下にある。方針及びガイドラインは個別の目的及び内容に依拠して、全体的な銀行グループ又は個別の会社に適用される。

リスク選好及びリスク管理の方法

ICAAPは、定義された銀行固有の自己資本比率水準の維持を確実にし、かつ測定及び制御手段として、測定プロセスの重要な一部をなす。リスク選好は、監事会のリスク委員会と協力の上、執行取締役会により毎年定められる。

プロセスは、監督当局により要求されるとおり、ゴーイング・コンサーン・アプローチ及びゴーン・コンサーン・アプローチから成る。2つの方法の主要な相違は、リスクをカバーするのに利用可能な経済資本の定義、及びリスクの信頼水準（ゴーイング・コンサーン・アプローチは99.9%、ゴーン・コンサーン・アプローチは99.98%）の選択にある。

リスク選好を表現するもう1つの評価基準は、支払不能リスクとしての流動性リスクに基づいている。これは、現在及び将来の支払義務を期限到来時に十分に満たすことができない短期リスクである。最低1ヶ月の最短サバイバル期間及び最低2ヶ月の目標サバイバル期間がOeKBグループについて設定されている。

注記39 内部自己資本比率査定プロセス（ICAAP）

0eKBは、内部自己資本比率査定プロセスをグループ・レベルでのみ行う。これは注記38で特定された2つの運営の見直し（ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン）で行われる。

限られた関連性のために、0eKBの中に個別の事業部門又はセグメントの運営はない。銀行子会社の運営はリスク予算に基づき、EFSのために別のICAAPが実行される（注記40を参照のこと）。

リスク・カバレッジの計算は四半期毎にリスク制御部門（リスク監視職務として、リスクのオリジネーションから独立している。）により行われ、リスク管理委員会及び監事会の両方に報告される。流動性及び市場リスク分析の結果もまた、ALCOにより処理される。リスク測定及びリスク監視の最も重要なシステムは、SAP、QRM、ブルームバーグおよび独自システムである。

リスク測定の原則

リスクを測定及び管理する主要な変数は、経済資本である。リスクは0eKBにより「現実の結果が予想された結果より好ましいものでないであろう危険性（予想外の損失）」と定義される。経済資本は、運営原則で定義される信頼水準で1年間の対象期間を基準に算定される。

リスク・カバレッジの計算は、特にすべての定義された重要なリスク分野、すなわち信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクを考慮する。信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）アプローチ及びVaRアプローチを用いる市場リスクを用いて測定される。ビジネス・リスクは営業利益中の経験による目標からのズレの統計的分析を基準に決定される。

流動性リスクはまずサバイバル期間を基準に測定・管理される。サバイバル期間は、流動性バッファと比較される、キャッシュフロー及び資金調達予測（特異かつ組織的ストレス仮定を用いる）に基づいて決定される（注記41を参照のこと）。

リスク・カバレッジの計算及び限度

リスク・カバレッジの計算において、必要経済資本はリスク・カバレッジ資本（内部又は事業資本）と比較される。これは、異なるカバレッジの目標及びアプローチ（ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン）を考慮して行われる。注記38を参照のこと。

リスク・カバレッジの計算結果及びリスク管理委員会の勧告に基づき、執行取締役会は0eKBグループ全体としての市場リスク及び信用リスクの限度並びに銀行子会社向けのリスク予算を規定した。これらの限度及びリスク予算の遵守は、リスク制御部門により監視され、四半期毎にリスク管理委員会及び執行取締役に報告される。運用上の追加制限もまた、主要分野において準備されている。これらはリスクの集中の監視も対象とする。

リスク・カバレッジの計算において、リスク類型間のリスクの集中は合計リスクを類型特有のリスク資本金額の合計として決定し、従って完全なプラスの相関関係を想定することにより考慮される。

オペレーショナル・リスクの測定は、個別アプローチのそれぞれの信頼性水準で計測する分布により拡散する、基本指標アプローチに基づく。

以下の表は、ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン・アプローチにおける0eKBグループの高いリスク負担能力を示す。経済資本の増加は、投資ポートフォリオのヘッジポジションの減少を主たる原因とすることができる。

0eKBグループのリスクカバレッジの計算

(単位：1,000ユーロ)	2017年12月31日		2016年12月31日	
	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本
ゴーイング・コンサーン	78,704	713,082	60,231	660,978
ゴーン・コンサーン	104,125	870,532	82,714	818,428

経済資本の計算はストレス・テストにより補完される。これには主要なリスク要因の一変数のテスト及び多変数の市場特有のテストを含む。良くない市場状況の下でのリスク負担能力の持続可能性を査定するために、ボラティリ

ティ、相関関係及びデフォルト率などの投入変数がマクロ経済のシナリオに基づくストレスを条件とし、その後リスク負担能力に基づき査定される。

ICAAPに基づくリスクと規則（EU）第575/2013の第92条に基づく最低自己資本要件との比較

(単位：1,000ユーロ)	ICAAPに基づくバリュエ・アット・リスク（99.98%の信頼水準）		規則（EU）第575/2013に基づく自己資本要件（注記27を参照）	
	2017年12月31日	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
信用リスク	36,019	33,153	47,628	48,220
商品及び為替リスク	33,010	1,203	5,437	5,416
銀行勘定のその他市場リスク	4,224	18,261	-	-
その他リスク	4,958	3,939	-	-
オペレーショナル・リスク	25,914	26,159	20,366	20,558

「商品及び為替リスク」及び「銀行勘定のその他市場リスク」の項目のリスクの変動は、主に、投資ポートフォリオの変動の結果である。これらは、一方では為替及び株式ヘッジの減少によるOeKBの特別目的ファンドにおけるリスクの直接的な増加、他方では金利リスクの減少（多様な分散化の効果を含む。）の双方を反映する。

当グループのICAAPにおいて考慮される個別のリスク類型についての詳細は、注記40を参照のこと。

注記40 詳細なリスク類型

市場リスク

市場リスクは、マーケットの変数が変動することによる損失リスクである。OeKBは、個別的及び一般的な金利リスク、為替リスク及び株価リスクを区別する。トレーディング勘定は維持されていないため、OeKBの市場リスクは銀行勘定のポジションのみに関係している。

単年度での最大損失の可能性を推計するために、バリュエ・アット・リスク（VaR）概念を使用して、リスクは当グループICAAPにおいて査定される。運営原則に従い、計算は99.9%及び99.98%の2つの信頼水準で実施される。この方法で決定される経済資本はその後リスク・カバレッジの計算において考慮される。

経済資本の最大額は、OeKBの投資ポートフォリオ（注記18「その他金融資産」を参照のこと）から生じ、このうち9.6%（2016年度：9.4%）は投資ファンドから成り、90.4%（2016年度：90.6%）が当グループが保有する債券で構成される。これらの債券のうち、2,254.8百万ユーロ（2016年度：2,298.1百万ユーロ）は輸出金融スキームにおける流動性バッファとして使用された。バッファの金利リスクはデリバティブ金融商品でヘッジされている。投資ポートフォリオの残りのバリュエ・アット・リスクは、毎月決定される。2017年12月31日現在、VaRは、保有期間1年間、信用水準99.9%について31.3百万ユーロ（2016年度：12.2百万ユーロ）であった。投資ポートフォリオのリスク管理において、インハウスのポートフォリオ管理は外部のオーバーレイ・マネジャーによる支援を受ける。

為替リスクは、とりわけ、輸出金融スキームにおける長短期資金の調達に関連して発生する。これらのリスクは概ね輸出金融保証法に基づくオーストリア共和国の為替レート保証によりカバーされている（注記1も参照のこと）。輸出金融スキームに基づく金利リスクのために、EFS金利安定化引当金が維持されている。これはアーニング・アット・リスク（を用いて測定される注記1も参照のこと）。金利安定化引当金は輸出金融スキームのためのリスク・カバレッジの計算において決定されるリスクをカバーするために利用可能な専用の資金である（詳細については、下記「EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合」を参照のこと）。

輸出保証法及び輸出金融保証法に基づく輸出促進業務を例外として、極端な市場シナリオの効果はストレス・テストを用いて計算される。これらのテストは、ストレス状況（例えば、信用移動及び相互関係）でのバリュエ・アット・リスクの決定及び具体的な過去のシナリオ（例えば、ブラック・マンデー、9.11テロ及び2007年/2008年の金融危機）に基づく多変数ストレス・テストの両方から成る。銀行勘定の金利リスクについてEBAガイドラインに定義される金利シフト及びツイストの影響も、四半期ベースで現在価値及びネットの業績の面で計算される。

ギャップ分析

以下の表は、OeKBグループについてのギャップ分析を示す。前年度の表との比較はOeKBがギャップ戦略に大きな変更を行わなかったことを示す。

2017年12月31日現在ギャップ分析

(単位：1,000ユーロ)	3ヶ月以内	3ヶ月から 6ヶ月	6ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超	帳簿価格
現金及び中央銀行預け金 残高	424,206	-	-	-	-	424,206
銀行貸付	8,138,526	1,527,590	467,199	3,634,520	2,425,045	16,192,881
顧客貸付	1,376,554	146,106	570	4,285	9,471	1,536,986
債券及びその他固定金利 債券	289,301	62,000	11,000	912,900	1,265,885	2,541,086
合計	10,228,587	1,735,697	478,768	4,551,705	3,700,401	20,695,158
銀行からの預金	(400,088)	(25,000)	-	-	-	(425,088)
顧客からの預金	(728,729)	(25,000)	-	(236)	-	(753,965)
発行済み債務証券	(4,964,823)	(1,880,013)	(833,546)	(9,782,000)	(4,180,034)	(21,640,415)
合計	(6,093,639)	(1,930,013)	(833,546)	(9,782,236)	(4,180,034)	(22,819,468)
デリバティブ金融商品前 のギャップ	4,134,947	(194,316)	(354,777)	(5,230,531)	(479,633)	
デリバティブ金融商品の効果	(7,068,301)	1,113,140	(364,269)	5,103,590	1,215,839	
合計	(2,933,354)	918,824	(719,046)	(126,940)	736,207	

2016年12月31日現在ギャップ分析

(単位：1,000ユーロ)	3ヶ月以内	3ヶ月から 6ヶ月	6ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超	帳簿価格
現金及び中央銀行預け金 残高	413,360	-	-	-	-	413,360
銀行貸付	7,998,155	875,730	305,059	3,077,885	2,226,662	14,483,492
顧客貸付	1,416,151	94,929	34,457	15,950	11,159	1,572,646
債券及びその他固定金利 債券	333,336	19,000	108,500	659,750	1,483,135	2,603,721
合計	10,161,003	989,659	448,016	3,753,585	3,720,956	19,073,220
銀行からの預金*	(884,475)	(25,000)	-	-	-	(909,475)
顧客からの預金	(832,066)	(5,000)	-	(525)	-	(837,592)
発行済み債務証券	(3,945,216)	(2,487,652)	-	(11,809,191)	(3,019,142)	(21,261,202)
合計	(5,661,758)	(2,517,652)	-	(11,809,717)	(3,019,142)	(23,008,269)
デリバティブ金融商品前 のギャップ	4,499,245	(1,527,993)	448,016	(8,056,131)	701,814	
デリバティブ金融商品の効果	(6,544,142)	1,207,705	(139,719)	6,041,534	(565,378)	
合計	(2,001,116)	(320,288)	308,297	(2,014,597)	136,436	

*表示が変更された（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

信用リスク

OeKBは、以下の種類の信用リスクを区別する：相手方リスク/デフォルト・リスク、投資社リスク及び集中リスク。信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）を用いて評価される。これは、所与の信頼水準（例えば、ゴーン・コンサーン・アプローチの99.98%）の完全VaRとそれぞれのデフォルトに関連する予想損失との間の差異である。

取引相手方の信用度は、明確な格付け及びマッピング・システムを用いて査定される。この格付けは、デフォルト可能性の査定において非常に良い格付セグメントにあるソブリンとその他取引相手方を区別する、詳細な22の部分に分かれた内部マスター基準に基づく。

0eKBグループの銀行勘定の資産の格付区分による内訳を以下に示す。保証が付された資産は、保証の金額で、保証人の格付区分に割当てられる。

2017年信用ポートフォリオ（格付別内訳）

（単位：1,000ユーロ）	格付区分 1 （AAA/AA）	格付区分 2 （A）	格付区分 3 （BBB）	格付区分 4 （BB）	格付区分 5 （B）	格付区分 6 （CCC以下）	帳簿価格
現金及び中央銀行預け金	424,206	-	-	-	-	-	424,206
銀行貸付	15,791,124	231,866	169,743	7	-	141	16,192,881
顧客貸付	1,490,232	42,830	2,411	28	-	1,485	1,536,986
貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-
その他金融資産	2,686,167	51,917	296,844	1,368	-	32	3,036,328
デリバティブ金融商品	78,928	374,384	80,575	-	-	-	533,887
AFFG第1(2b)条に基づく保証	4,095,741	-	-	-	-	-	4,095,741

信用枠及び貸付約定は報告日現在、3,075,769千ユーロであった。

2016年信用ポートフォリオ（格付別内訳）

（単位：1,000ユーロ）	格付区分 1 （AAA/AA）	格付区分 2 （A）	格付区分 3 （BBB）	格付区分 4 （BB）	格付区分 5 （B）	格付区分 6 （CCC以下）	帳簿価格
現金及び中央銀行預け金	413,360	-	-	-	-	-	413,360
銀行貸付	14,018,835	260,116	204,013	12	-	515	14,483,492
顧客貸付	1,515,104	37,291	15,522	-	338	4,391	1,572,646
貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-
その他金融資産	2,693,402	43,191	301,599	-	1,127	31	3,039,350
デリバティブ金融商品	301,965	661,922	87,778	-	-	-	1,051,666
AFFG第1(2b)条に基づく保証	5,683,157	-	-	-	-	-	5,683,157

信用枠及び貸付約定は報告日現在、3,539,113千ユーロであった。

0eKBグループの信用エクスポージャーは主に輸出金融スキームの金融商品（銀行貸付及び顧客貸付）で構成される。これらの貸付は厳格な原則及び高い担保要件（主にオーストリア共和国の保証による）に従い供与されている。これらの保証のため、2017年度の貸付額の増加分のほとんどが、最高レベルの信用格付けの約定である。デリバティブ金融商品に関連する信用リスクを保証するため、全ての取引相手と担保契約が締結されている。クレジット・デリバティブは使用されていない。

信用リスクの集中

著しい信用リスクの集中が、主にEFSにおいて見受けられ、主に銀行、オーストリア共和国及び追加の担保供与者に関係する。これらの集中はビジネス・モデルに固有のものであり、この点から多角化の範囲は限られている。

以下の表は、銀行貸付及び顧客貸付の地域的な内訳である。

担保の認識後の国別ポートフォリオ内訳

（単位：1,000ユーロ）	銀行貸付		顧客貸付		国別帳簿価格	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
オーストリア	14,849,706	13,292,536	1,535,507	1,570,848	16,385,213	14,863,384
ドイツ	343,057	248,470	5	8	343,062	248,478
フィンランド	264,512	231,932	-	-	264,512	231,932
フランス	207,937	143,947	-	-	207,937	143,947
イタリア	206,082	133,310	-	-	206,082	133,310
英国	69,671	243,674	-	-	69,671	243,674
その他諸国	251,915	189,624	1,474	1,790	253,389	191,414

合計	16,192,881	14,483,492	1,536,986	1,572,646	17,729,867	16,056,138
----	------------	------------	-----------	-----------	------------	------------

上記の表に示す銀行貸付及び顧客貸付の98.6%（2016年度：95.0%）超につき、中央政府及び国際機関による保証が付されている。

規制上の要件に加えて、執行取締役会は当銀行の事業運営の取引種類、ポートフォリオ及び取引相手のレベルにより、量的制限を設定した。ITシステムのSAPにおいて実施される限度システムを通じ、確定した信用限度の遵守及び監事会が定めた高額貸付限度の遵守が毎日検証される。

EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合

0eKBの運営原則に合わせて、0eKBはEFSのために独立したリスク・カバレッジの計算を実行する。オーストリア共和国の保証によりカバーされないEFS内のリスクは、UGBに基づくEFS金利安定化引当金（EFSのためのリスク・カバレッジ資本として利用される。）と査定、比較される。

0eKBグループの内部自己資本比率査定プロセス（ICAAP）において、EFSは投資リスクとして考慮される。従って、EFSのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクはいずれも、0eKBの信用リスクの一部となり、0eKBグループのリスク・カバレッジの計算に含まれる。

主たる運営原則に従い、市場リスクはアーニングス・アット・リスク及びCVaRを使用する信用リスクを利用して測定される。オーストリア政府が供与する包括的な担保及び保証の結果、高水準のオーストリア共和国に対するリスク集中がある。これは担保の質が高いため、測定されない。市場リスクの計算のように、信用リスクの計算もまた、経済資本における内部集中リスクを考慮することを認める、モンテカルロシミュレーション法を使用する。担保の質は、発行者の信用格付け及び借主との相関関係に従い考慮される。その他関連するリスク類型は、デリバティブ金融商品及びリファイナンス・リスクに関連するCVAリスクである。EFS以外の流動性リスクは金額が少ないので、リファイナンス・リスクは全額EFS ICAAPに計上される。確定したリスク選好に合わせて、リスクは当グループのICAAPの信頼水準と同じ、すなわち99.9%及び99.98%で計算される。

リスクの合計は、EFSがその関連するリスク負担する能力を査定するために、リスク・カバレッジの計算においてリスク・カバレッジ資本と比較される。リスクのカバーに利用可能な資金は本質的にUGBに基づくEFS金利安定化引当金に相当する。これらの資金はEFSから生み出される余剰金から生じ、1968年以降大蔵省命令に従いEFSに留保されることになっている（無利息の負債）。これらの資金が実効リファイナンス金利の低減に使用される場合のみ、税務当局が「控除可能な負債項目」としてEFS金利安定化引当金を取扱うので、リスク負担能力の計算の際、税金引当金が信用リスクの経済資本に加算される。

EFSのリスク・カバレッジ資本を超過するリスクは、このように0eKBの信用リスクの一部となり、0eKBグループのリスク・カバレッジの計算に含まれる。EFSのリスク回避型の運用のために、2007年にリスク・カバレッジの計算を開始して以降、これは起きていない。

ビジネス・リスク

0eKBグループは、ビジネス・リスクが第一に、事業規模又はマージンの予想しない変化により引き起こされる利益の悪化を意味すると理解している。このリスクは、事業方針の決定及び経済状態もしくは法的状態の変化から生ずるビジネスモデル・リスク及び戦略リスク並びに利害関係者の否定的な感じ方の結果としてのレピュテーション・リスクを默示的に含む。

ビジネス・リスクは、最初に計量的基準で決定し、具体的な限度をリスク管理委員会が毎年設定するためにその後専門家の検討を受ける。このリスクの種類は利益リスクであるため、リスク・カバレッジ資本から控除されることにより、リスク・カバレッジ計算を構成する（リスク・カバレッジの自由資本については、注記39を参照のこと）。

ICAAPにおいて量が含まれることを除き、0eKBは輸出金融スキームの重要性が高いため、かつ関連する法的な例外の観点から、特に特別目的銀行としての役割においてこれらのリスクの関連性を承知している。法的変更の活発な監視、利害関係者との対話、保守的なリスク方針の固持、及び先を見越したレピュテーション方針（行動規範を含む。）は、これらのリスクを軽減する中心的な要因である。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不十分又は機能不全の社内プロセス、人員及びシステム、又は外部の出来事から生ずる損失リスク（法的リスクを含む。）である。

基準、規則及びプロセスはリスク方針から導かれ、マニュアルの形で書類にまとめられる。マニュアルにはまた、緊急事態マニュアル、緊急事態計画及び危機シナリオを含み、これらは全て毎年見直しを受ける。計画及び概念の有効性がテスト及び訓練を用いてチェックされる。集中的な損失事象のデータベースの持続的な維持管理及び評価（この中で損失になりそうなものも書面化される。）により、オペレーショナル・リスクの継続的な最適化が確保される。

情報セキュリティの重要性を前提として、当グループは独立した情報セキュリティ・オフィサーを有する。法的リスクは、事業セグメントによる継続的監視を通じて、銀行のリーガル・オフィサーの業務を通じて、及びリーガル・コンプライアンス・オフィサーによる調整を通じて、軽減される。

オペレーショナル・リスクは、市場リスク及び信用リスクより強く、会社の文化及び各個人の行動に影響される。これを念頭において、執行取締役会は拘束力のある行動規範を設定している。これは、とりわけ、汚職防止、内部告発者の制度及び苦情制度に関する明確な価値の概念及び規則を提供する。

経済資本要件は、それぞれの秘密レベルに対する基本指標アプローチに基づく自己資本要件の計測により決定される。

内部監査により行われる定期的なチェック及び効果的な内部統制システムがオペレーショナル・リスクの一層の軽減に寄与する。

その他リスク

モデル・リスク及び独立して測定されないリスクタイプのリスクは、確定した経済資本に対する割合（パーセンテージ）による上乘せを適用することにより、リスク・カバレッジの計算において考慮される。

0eKBグループは様々なリスクの集中に直面している。最も重要な集中のうち2つは、特別目的銀行としての事業分野の集中及びEFSに関連するオーストリア共和国により供与される保証への依存である。これらの集中はビジネス・モデルに固有のものであり、この点から多様化の範囲は限られている。

異なるリスク類型間の相互依存から起きる、集中相互のリスクは、各リスク類型（信用リスク、市場リスクなど）の経済資本価値を合計することにより、当グループのICAAP並びにEFS ICAAPに組み込まれる。多変数ストレステストもまた、これらのリスクを査定するために実施される。

超過レバレッジのリスク、従ってレバレッジ比率は、0eKBグループの資産の大部分が輸出金融スキームから生ずるため、0eKBグループにとりあまり重要ではない。EFSのエクスポージャーは、大部分オーストリア共和国の保証により担保され、債務による資金調達にはビジネス・モデルの一部である。

注記41 流動性リスク管理（ILAAP）

0eKB銀行グループは、以下の流動性リスクの種類を区別する：

- ・期限を迎えたときに、現在又は将来の支払い義務を完全に満たすことができないリスク、
- ・リファイナンス・リスク、すなわち資金が好ましくない市場条件でしか得られないリスク、及び
- ・市場流動性リスク、すなわち資産を割引いてしか売却できないリスク。

流動性リスク管理は、輸出金融スキームを含めて、0eKBグループを1つの単位として実行される。

0eKBの流動性戦略の目標は、困難な市場状況であっても受入可能な条件で必要な流動性の十分な入手を確実にすることである。0eKBの国際金融市場における数十年にわたる優れた名声は、資金調達手段、市場及び満期の多様化と相まって、またとりわけ重要なことはオーストリア政府保証がAFFG第1(2a)条に基づき貸し主を保護しているため、市場が特別なストレス下にある場合でも当グループの市場アクセスに役立つ。流動性リスクの測定及び管理に使用されるプロセスは、流動性リスク管理マニュアルにおいて書面化されている。

流動性の圧倒的な必要は輸出金融スキームに起因するため、借換えリスクはEFSのリスク・カバレッジの計算に組み込まれている。

より狭い意味での流動性リスクの測定の中心的手段は、毎月の流動性ギャップ分析である。これは今後12ヶ月間の毎日の数字を用いて行われ、流動性バッファー（主にECBによる再割引に適切な証券で構成される。）に対して設定されているキャッシュフロー及び資金調達計画（特異かつ組織的ストレス仮定に基づく。）に基づいている。市場流動性リスクが流動資産に対する対応するヘアカットを通じて考慮される。

この方法により決定された平均サバイバル期間は、2017年に6ヶ月間を超えた。OeKBはサバイバル期間を、同時に起こる特異かつ組織的ストレスの想定される組み合わせのもとで、金融市場で追加の資金調達を行う必要なしにすべての支払義務を満たすために（オーストリア共和国の十分な信頼と信用がOeKBによるかかる借入を支援するのであるが）、現在の流動性バッファが十分な期間と定義する。ストレス期間において、サバイバル期間は、このようになんらかの必要な戦略的措置を取るのに利用できる時間である。流動性危機管理計画が危機的状況のために用意されている。

OeKBグループの拘束されていない流動性バッファの構成は以下のとおりである。

OeKBグループの流動性バッファ

(単位：1,000ユーロ)	2017年公正価値	2016年公正価値
現金及び中央銀行への預け金	424,206	413,360
差引：最低準備金	(39,782)	(44,530)
現金及び中央銀行への預け金	384,424	368,830
中央銀行による預託証券	5,831,052	4,182,707
大蔵省証券及び再割引できる類似証券	957,355	1,087,902
再割引できる他発行体による債券	14,698	18,754
合計	7,187,529	5,658,193

ECBによる再割引に適格な大蔵省証券のほぼすべてが、複数通貨のスイス・レボ市場へのアクセスを確保するために、担保として差し入れられる。これらは、対応する割引を考慮して、実現可能な流動性として中央銀行への預け入れ証券と共に直ちに利用できる。

以下の表は、金融負債の満期構造を示す。利息及び元本キャッシュフローは、契約上の満期に基づき、それぞれの満期範囲に割当てられる。未使用の信用枠の利用は契約上合意された支払日をベースに計上される。デリバティブ金融商品からのキャッシュフローは、契約上合意された金額に基づき正味のインフロー又はアウトフローとして分析に含まれる。

金融負債 - 2017年12月31日現在

(単位：1,000ユーロ)	契約上の キャッシュ フロー	1ヶ月以内	1ヶ月から 1年	1年から5年	5年超	帳簿価格
銀行からの預金	(427,245)	(318,575)	(5,391)	(23,061)	(80,218)	(425,088)
顧客からの預金	(773,156)	(196,833)	(3,270)	(543,111)	(29,942)	(753,965)
発行済み債務証券	(22,547,368)	(1,283,794)	(5,473,826)	(11,093,235)	(4,696,512)	(21,640,415)
デリバティブ金融商品	(526,647)	9,337	(133,943)	(354,886)	(47,155)	555,651
未使用の限度額	1,520,201	62,610	575,636	863,408	18,547	
合計	(22,754,215)	(1,727,256)	(5,040,795)	(11,150,885)	(4,835,280)	

金融負債 - 2016年12月31日現在

(単位：1,000ユーロ)	契約上の キャッシュ フロー	1ヶ月以内	1ヶ月から 1年	1年から5年	5年超	帳簿価格
銀行からの預金*	(915,357)	(792,819)	(580)	(48,205)	(73,754)	(909,475)
顧客からの預金	(838,980)	(302,704)	(2,476)	(506,617)	(27,182)	(837,592)
発行済み債務証券	(22,427,377)	(1,242,962)	(4,211,768)	(13,333,519)	(3,639,128)	(21,261,202)
デリバティブ金融商品	(707,402)	(6,895)	(280,066)	(383,231)	(37,211)	(719,622)
未使用の限度額	2,221,700	504,111	786,264	931,326	-	
合計	(22,667,416)	(1,841,269)	(3,708,626)	(13,340,246)	(3,777,275)	

*表示が変更された（注記1「認識及び測定方法の変更」を参照のこと）。

2017年12月31日現在の流動性バッファは、1年以内に満期となる金融債務を上回る。

毎日の流動性はニーズとカバレッジの計算に基づき確認され、長期流動性はギャップ分析を元に評価される。

ギャップ分析によるギャップ

(単位：1,000ユーロ)	2年以内		2年から5年		5年から10年		10年超	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
流動性ギャップ	(2,661,607)	(2,093,520)	(862,693)	(4,534,551)	2,321,675	3,761,570	(587,596)	(332,218)

0eKBはその流動性を流動性カバレッジレシオ（LCR）又は安定調達比率（NSFR）に従って管理しない。BWG第3(2)1条に従い、以下の法律規定も適用されない：規則（EU）第575/2013の第6部並びにBWG第27a条、第39(4)条に関連する第39(2b)7条、第39(3)条及び第74(1)条に関連する第74(6)3a条。

注記42 従業員に関する開示

当年度中、当グループには、フルタイム換算で平均402人（2016年度：406人）の従業員が雇用されていた。

注記43 役員の報酬及び貸付

以下の表は、執行取締役会及び監事会メンバーの総報酬に関する情報である。執行取締役会の報酬には、給与、会社の成功に基づく変動部分、現物給付及び雇用関係終了後の確定拠出給付の支払を含む。2016年7月31日付で執行取締役会の構成に変更があった。

執行取締役の報酬

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
当期の給付	(854)	(992)
雇用関係の終了後に支払われる給付	(126)	(1,629)
その他長期給付	(668)	(665)
雇用関係の終了に関する給付	(101)	(202)
合計	(1,749)	(3,488)

執行取締役会及び監事会の前メンバーの報酬

(単位：1,000ユーロ)	2017年	2016年
前執行取締役会メンバー	(1,197)	(1,025)
前監事会メンバー	(191)	(198)

前年度の雇用関係終了後に支払われる給付の数字は主に、従業員給付引当金の割引率の2.40%から1.75%への引下げによる結果である。2016年度の執行取締役会の変更の後、確定給付制度の資格のある現職の執行取締役はいない。

0eKBは株式ベース報酬を提供しない。

執行取締役会及び監事会のメンバーは、前年度と同じく、当年度中に0eKBグループから貸付も保証も受けていない。

注記44 その他関係者取引

輸出業務及び資本市場業務の専門金融機関として、EFSに基づくメインバンクとして、及び証券の発行者として行為するなど、0eKBはその株主との多数の取引に従事する。株主に加えて（下表を参照のこと）、0eKBグループはまた、当グループが支配するが連結されていない会社及び持分法会計により連結財務書類に認識されている会社を関係者として定義する。関係者とみなされる個人には、オーストリア輸出銀行の執行取締役会及び監事会のメンバー（注記45を参照のこと）を含む。以下のすべての取引は、「独立企業」の条件で行われる。

銀行貸付（EFSに基づく金融商品）の大半は、0eKBの株主との取引に係る。2017年度の株主との取引により生み出された利息等収入の割合は、62.9百万ユーロ、すなわち20.2%（2016年度：185.0百万ユーロ、すなわち53.0%）であっ

た。この利息等収入は、早期ローン返済による満期前解約手数料10.0百万ユーロ（2016年度：84.1百万ユーロ）を含んでいた。

その他金融資産はOeKBの株主が公募発行した債券である。その他非連結会社への投資による手数料収入は主にエネルギー決済に関連する業務からもたらされる。

オーストリア輸出銀行と完全連結子会社との間の取引は、連結の過程において除去されるため、連結財務書類に開示されない。

以下の貸借対照表項目はOeKBグループの関係者との取引である。

2017年関係者取引

(単位：1,000ユーロ)	OeKBグループ 株主	非連結子会社及びそ の他持分への投資	持分法投資
その他金融資産	25,927	-	-
銀行貸付	11,642,678	-	-
資産	11,668,605	-	-
銀行からの預金	57,521	-	-
顧客からの預金	-	17,460	28,387
負債	57,521	17,460	28,387
約定ローン、金融保証及びその他約定の名目金額	2,476,743	-	20,000
利息等収入	62,908	-	-
利息等支払	6,031	-	-
投資からの収入	-	2,983	5,198
手数料収入	403	2,516	93
その他営業収支	1,281	362	3,079

前年同様、執行取締役会又は監事会メンバーとの取引はなかった。

2016年関係者取引

(単位：1,000ユーロ)	OeKBグループ 株主	非連結子会社及びそ の他持分への投資	持分法投資
その他金融資産	29,117	-	-
銀行貸付	10,818,778	-	-
資産	10,847,895	-	-
銀行からの預金	16,213	-	-
顧客からの預金	-	17,549	40,211
負債	16,213	17,549	40,211
約定ローン、金融保証及びその他約定の名目金額	2,696,007	-	20,000
利息等収入	185,002	-	-
利息等支払	-	1	3
投資からの収入	-	3,412	5,880
手数料収入	7,776	3,323	330
その他営業収支	1,150	-	3,341

以下の表はOeKBの株主の構成を示す。年次比較で変更はなかった。

2017年12月31日現在のオーストリア輸出銀行の所有構成

株主の名称	所有株式数	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	217,800	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	142,032	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパーカッ センAG、ウィーン	113,432	12.890%
シェーラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	72,688	8.260%
AVZ・GmbH、ウィーン	72,600	8.250%
ライフアイゼン・バンク・インターナショナルAG、ウィーン	71,456	8.120%
BAWAG P.S.K. バンク・フュア・アルバイト・ウント・ヴィルツ シャフト・ウント・オーストリア・ポストシュパーカッセ・アク ティエンゲゼルシャフト、ウィーン	44,792	5.090%
ライフアイゼンOeKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH、ウィー ン	44,000	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	34,224	3.889%
バンク・フュア・ティロル・ウント・フォラルベルク・アクティ エンゲゼルシャフト、インスブルック	26,888	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	26,888	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	13,200	1.500%
株式合計	880,000	100.000%

注記45 執行取締役会、監事会メンバー及び当局担当官

執行取締役会メンバー

氏名	任期	
	開始	満了
Helmut Bernkopf	2016年 8 月 1 日	2019年 7 月31日
Angelika Sommer-Hemetsberger	2014年 1 月 1 日	2018年12月31日

監事会メンバー

職位	氏名	任期	
		開始	満了
監事会議長	Erich Hampel	2010年 1 月 1 日	2021年AGM
監事会第一副議長	Walter Rothensteiner	1995年 8 月 2 日	2021年AGM
監事会第二副議長	Stefan Dörfler	2017年 5 月18日	2022年AGM
メンバー	Harald Brückl	2017年 5 月18日	2018年AGM
メンバー	Dieter Hengl	2011年 5 月25日	2021年AGM
メンバー	Claudia Höller	2017年 5 月18日	2018年AGM
メンバー	Peter Lennkh	2017年 5 月18日	2022年AGM
メンバー	Herbert Messinger	2012年12月18日	2021年AGM
メンバー	Jozef Sikela	2015年 5 月12日	2020年AGM
メンバー	Herta Stockbauer	2014年 5 月21日	2019年AGM
メンバー	Herbert Tempsch	2013年 5 月29日	2018年AGM
メンバー	Susanne Wendler	2017年 5 月18日	2022年AGM
メンバー	Robert Wieselmayr	2016年 5 月19日	2021年AGM
メンバー	Robert Zadrazil	2009年 5 月19日	2021年AGM

メンバー	Franz Zwickl	1999年 5月20日	2021年AGM
メンバー	Rainer Borns	2016年 5月19日	2017年 5月18日
メンバー	Heinrich Schaller	2016年 5月19日	2017年 5月18日
メンバー	Karl Sevelda	2013年 9月24日	2017年 5月18日
監事会第二副議長	Thomas Uher	2015年 5月12日	2017年 5月18日

AGM = 年次株主総会

従業員代表

		任期	
		開始	満了
従業員協議会会長	Martin Krull	2002年 3月14日	2018年 3月13日
副会長	Erna Scheriau	2001年 4月 1日	2018年 3月13日
メンバー	Alexandra Griebel	2010年 3月14日	2018年 3月13日
メンバー	Elisabeth Halys	2013年 7月 1日	2018年 3月13日
メンバー	Ulrike Ritthaler	2014年 3月14日	2018年 3月13日
メンバー	Christoph Seper	2014年 3月14日	2018年 3月13日
メンバー	Markus Tichy	2011年 7月 1日	2018年 3月13日

監査委員会

職位	氏名
委員長	Walther Rothensteiner
メンバー	Erich Hampel
メンバー	Martin Krull

リスク委員会

職位	氏名
委員長	Walther Rothensteiner
メンバー	Erich Hampel
メンバー	Martin Krull

ワーキング委員会

職位	氏名
委員長	Erich Hampel
メンバー	Walther Rothensteiner
メンバー	Martin Krull

指名委員会

職位	氏名
委員長	Erich Hampel
メンバー	Walther Rothensteiner
メンバー	Martin Krull

報酬委員会

職位	氏名
委員長	Erich Hampel
メンバー	Walther Rothensteiner
メンバー	Stefan Dörfler
メンバー	Martin Krull
メンバー	Erna Scheriau

政府査察官

オーストリア銀行法第76条に基づく

役職	氏名	就任日
政府査察官	Harald Waiglein	2012年 7月 1日
政府副査察官	Johann Kinast	2006年 3月 1日

上記の政府査察官はまた、輸出金融保証法第 6 条に基づいて指名される連邦大蔵大臣の代理でもある。

政府査察官

定款第27条（見返資金）に基づく

役職	氏名	就任日
査察官	Beate Schaffer	2013年11月 1 日
副査察官	Karl Flatz	2017年12月 1 日
副査察官	Edith Wanger	1997年 6 月 1 日から2017年11月30日

注記46 損害賠償訴訟

当銀行は報告書日付現在、損害賠償訴訟を認識していなかった。

注記47 貸借対照表日後の事象

貸借対照表日以後、報告が必要となる事象は起きなかった。

注記48 公表の承認日

本財務書類は2018年 3 月21日付で、承認のために監事会に提出される。規則（EU）第575/2013の第 8 部に従った追加の開示（Disclosure Report、ドイツ語のみ）は、OeKBのウェブサイト（www.oekb.at）において提供される。

長期債務の明細⁽¹⁾

		2017年12月31日現在の残高 (償還プレミアムを含む)	最終償還年
		(単位：1,000ユーロ)	
() 自己発行債券及び輸出金融関連のその他負債(利息を除く)			
自己発行債券			
1.00% - 3.25%	スイス・フラン建債券	3,905,315	2036
1.125% - 2.375%	米ドル建債券	10,672,892	2021
0.75% - 5.75%	英ポンド建債券	1,352,524	2028
0.21% - 0.25%	ユーロ建債券	6,400,000	2024
3.20% - 6.655%	豪ドル建債券	703,766	2027
1.25% - 4.30%	ノルウェー・クローネ建債券	152,434	2021
小計		23,186,931	
その他負債			
国内借入		27,997	2024
海外借入		0	-
自己発行債券及びその他負債小計		27,997	
() その他負債(信託代理業務を含む)			
		0	-
当銀行の長期債務合計		23,214,928	

注(1) 長期債務とは調達時からの期限が1年以上のものである。

輸出金融関連長期債務の今後5年間の支払予定額⁽¹⁾

次の表は、当銀行の輸出金融関連の長期債務に対する2018年から2023年及びそれ以降の元本支払予定額を示したものである。

(単位：百万ユーロ)						
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年及びそれ以降
元本支払額	4,641	4,550	4,885	4,111	820	4,180

注(1) 共和国は、当銀行の外国通貨借入について、調達時の為替レートで換算した元本及び利息のユーロ表示額を上回る額の支払いをする必要がない旨保証する権限を有する。従って上記支払予定額は外国通貨建借入の各通貨別表示を行わない。

(6) 【その他】

債務不履行の有無

当銀行は、1946年に設立されて以来、当銀行のすべての国内及び外国債務について元本及び利息を支払期日に支払ってきた。

訴訟

当銀行にとって重要とは考えられない金額にかかわる通常の訴訟（及びその他の争訟）以外には、当銀行が当事者となっている係争中の訴訟はない。

(7) 【オーストリア共和国の概況】

概要

オーストリア共和国は、ヨーロッパ中部に位置し、西はスイス及びリヒテンシュタイン、北はドイツ連邦共和国、チェコ共和国及びスロバキア共和国、東はハンガリー、南はスロベニア及びイタリアに接している。

オーストリアの国土の面積は83,859平方キロメートルで、北海道よりやや大きい。オーストリアの西部及び南部地域はオーストリア・アルプスが連なる山岳地帯で、森林に深くおおわれている。共和国の東部及びオーストリアを350キロメートルにわたって流れるドナウ河流域には肥沃な平野部がある。オーストリアの最高峰はグロスグロックナー山で、海拔3,797メートルである。

2017年のオーストリアの人口は、オーストリア統計局の推計によると、約880万人であった。2010年から2017年にかけて、オーストリアの人口は4.8%の増加をみた。2017年の首都ウィーンの人口は約190万人であった。

オーストリアの現在の国境は、1919年のサンジェルマン条約によって決められた。第二次世界大戦後のオーストリアの占領は、1955年の独立、民主オーストリア再建のための国家条約によって終結した。この条約は核兵器を含む特定の軍用兵器の共和国による製造及び保有を制限している。その後オーストリア議会は、オーストリアの永世中立を宣言するとともにいかなる軍事同盟をも結ばず、自国領土にいかなる国の軍事基地も認めないとする連邦憲法（下記「 外交関係」の項参照）を採択した。

政治体制

1920年に制定され、1929年に改正されたオーストリア連邦憲法のもとで、オーストリアは民主的な連邦共和国であり、立法権及び行政権は、連邦政府と連邦を構成する9つの州とに分与されている。

連邦政府の立法権は、下院（Nationalrat、国民議会）と上院（Bundesrat、連邦議会）からなる両院制議会に付与されている。下院議員は、比例代表制に基づく直接、秘密、普通選挙により5年の任期で選出される。かかる5年間の任期満了前においても、下院は、院自体の決議により解散し、又は連邦大統領により解散させられることがある。現在の下院議員は2017年10月15日に選出された。

上院議員は、各州の人口に比例して、州議会議員又は州議会議員の被選挙資格を有する他の市民の中から州議会により定期的に選出される。

連邦政府の行政権は、連邦大統領、首相及び内閣に付与されている。連邦大統領の任期は6年で、直接、秘密、普通選挙により選出される。アレクサンダー・ファン・デア・ベレン氏が2016年12月4日付で連邦大統領に選出され、2017年1月26日付で大統領に就任した。連邦大統領の主な憲法上の権限は、首相及び閣僚の任命並びに下院の解散である。現在の内閣は2017年12月18日、オーストリア国民党とオーストリア自由党の連立で組織され、オーストリア国民党のセバスティアン・クルツ氏が首相、オーストリア自由党のハインツ-クリスティアン・シュトラッシュ氏が副首相として率いる。

次の表は、直近の選挙後の下院議員及び現在の上院議員の政党別内訳である。

	下院	下院	下院	下院	上院
	2006年選挙	2008年選挙	2013年選挙	2017年総選挙	2018年1月 以降の構成
オーストリア国民党	66	51	47	62	22
オーストリア社会民主党	68	57	52	52	20
オーストリア自由党	21	34	40	51	13
新しいオーストリア	－	－	9	10	－
緑の党	21	20	24	－	4
オーストリア未来同盟	7	21	－	－	－
チーム・フランク・シュトロ					
ナハ	－	－	11	－	－
リスト・ペーター・ピルツ	－	－	－	8	－
無所属	－	－	－	－	2
合計	183	183	183	183	61

資料出所：オーストリア議会発表のデータ

司法制度

司法権は連邦裁判所に属している。普通裁判所は、民事及び刑事事件の双方を審理するが、民事事件については控訴裁判所、さらには最高裁判所に上訴することができ、また刑事事件については、減刑の申立ては控訴裁判所に、法令の適用の誤謬に対する申立ては最高裁判所に、それぞれ上訴することができる。

共和国及び州の行政行為にかかわる最終審としての裁判権は上記とは別に設けられた最高裁判所に属しており、違法な行政行為により影響を被った者による申立てにつき、同裁判所は独立の裁判官により上訴を審理する。

下院が制定した法律及び国際条約の合憲性、選挙の合憲性、連邦及び州政府の一般的に適用がある法令の適法性、並びに共和国もしくは州の行政行為による憲法上の基本的市民権の侵害の申立てを審理するために、さらに第3の最高裁判所が設けられている。この裁判所は、また、連邦憲法に定める共和国又は州の公務員に対する弾劾事件の裁判を行う。

外交関係

オーストリアの外交政策の主たる目的は、自国の独立を堅持し、強化することにある。オーストリアは、ヨーロッパの緊張緩和をはかり、かつ地理的、歴史的、政治的環境を考慮した積極的外交政策こそがこれを達成する最善の方策と考えている。かかる外交政策の基盤は、1955年10月26日ウィーンの議会で可決されたオーストリアの中立に関する連邦憲法によって確立されている。

オーストリア政府は、中立政策をオーストリアの独立を維持する手段と考えており、同時に国際社会における平和維持の安定要素とも考えている。オーストリアの政策は、個人のよりよき幸福を追求するものであり、その最も重要な目的の中に人道主義が含まれている。

ウィーンは、国際会議の開催地として認められており、数多くの国連会議、SALT（戦略兵器制限交渉）会議などの開催地として利用されてきた。特に、国際原子力機関（IAEA）、国連工業開発機構（UNIDO）、石油輸出国機構（OPEC）の本部はウィーンに所在する。

オーストリアは国連加盟国であり、すべての国連関連機関に加盟している。オーストリアは、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会、アジア開発銀行、アジア開発基金、米州開発銀行、特別運営基金、経済協力開発機構（OECD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、シェンゲン協定、欧州評議会、国際エネルギー協会、国際農業開発基金、アフリカ開発基金、アフリカ開発銀行及び欧州復興開発銀行（EBRD）の加盟国である。オーストリアは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の締結国である。オーストリアは1993年12月に終了したウルグアイ・ラウンドにも積極的に参加した。オーストリアは世界貿易機関（WTO）の設立国の1つである。

1994年6月12日、オーストリアの有権者は3分の2以上の賛成をもって欧州連合（EU）への加盟を承認した。オーストリアは、1995年1月1日付でEUに加盟したが、引続き他のEU加盟国と同じく欧州経済地域（EEA）に加盟している。EFTAへの加盟は両立しなくなった。

国際連合

平和維持活動への参加によって、オーストリアは国際平和及び安全保障を維持する国連の努力に大きく貢献している。オーストリアは1960年に初めて国連コンゴ活動（ONUC）のために医療部隊を派遣して国連主導の活動に参加し

た。その時以来、オーストリアは9万人を超える兵士、軍事監視要員、文民警察及び軍隊並びに民間専門家を世界各地の50以上の平和維持活動に派遣した。

2018年5月には、オーストリア兵士865名が、国連安全保障理事会で認められた平和維持活動に従事していた。これには、キプロス（UNFICYP）、レバノン（UNIFIL）、西部サハラ（MINURSO）、マリ（MINUSMA）での国連主導活動、NATO軍主導のコソボ（AUTCON/DEU ORFbn、KFOR）、EU主導のボスニア（EUFOR-Althea）、ジョージア（EUMM）及びマリ（EUTM）、OSCE（欧州安全保障協力機構）主導のウクライナ派遣（SMMU）並びにアフガニスタン（RSM）における多国籍国際治安支援部隊が含まれる。

平和維持及び紛争予防に加えて、国連の枠内でのオーストリアの協力は第一に人権、武力紛争における市民（特に女性及び子供）の保護、法の支配並びに国際法のさらなる発展、軍備縮小、不拡散及び環境問題に焦点を合わせる。

次の表は、表示日現在のオーストリアが加盟している主要な国際金融機関の情報を示す。

機関名	加盟年月日	出資割当額	割当比率 (%)	払込出資額	下記日付現在の 情報
国際復興開発銀行 (IBRD)	1948年8月27日	1,762,600,000米ドル	0.66	106,400,000米ドル	2017年6月30日
国際通貨基金 (IMF)	1948年8月27日	3,932,000,000SDR ⁽¹⁾	0.83	3,932,000,000SDR ⁽¹⁾	2017年4月30日
国際金融公社 (IFC)	1956年9月28日	19,741,000米ドル	0.77	19,741,000米ドル	2017年6月30日
国際開発協会 (IDA)	1961年6月28日	3,107,030,000米ドル	1.26	3,107,030,000米ドル	2017年6月30日
アジア開発銀行 (ADB)	1966年9月29日	485,600,000米ドル	0.34	24,300,000米ドル	2016年12月31日
米州開発銀行 (IADB)	1977年10月1日	284,200,000米ドル	0.16	20,800,000米ドル	2017年12月31日
米州投資公社 (IIC)	1986年5月9日	8,870,000米ドル	0.59	8,870,000米ドル	2016年12月31日
国際農業開発銀行 (IFAD)	1977年12月12日	107,345,000米ドル	1.36	107,345,000米ドル	2016年12月31日
アフリカ開発基金 (AfDF)	1981年12月30日	486,436,000SDR ⁽¹⁾	1.83	486,436,000SDR ⁽¹⁾	2016年12月31日
アフリカ開発銀行 (AFDB)	1983年3月30日	289,155,000SDR ⁽¹⁾	0.45	18,495,000SDR ⁽¹⁾	2016年12月31日
欧州復興開発銀行 (EBRD)	1991年3月28日	684,000,000ユーロ	2.30	143,000,000ユーロ	2016年12月31日
欧州投資銀行 (EIB)	1995年1月1日	5,393,232,000ユーロ	2.22	481,036,000ユーロ	2016年12月31日
多国間投資保証機構 (MIGA)	1997年12月16日	14,780,000米ドル	0.77	2,806,000米ドル	2017年6月30日
地球環境ファシリティ (GEF)	1991年8月2日	180,380,000SDR ⁽¹⁾	1.56	180,380,000SDR ⁽¹⁾	2016年12月31日
アジアインフラ投資銀行 (AIIB)	2015年12月25日	500,800,000米ドル	0.55	100,200,000米ドル	2016年12月31日

注(1) SDR計算単位。2016年12月31日現在 1 SDR = 1.27534ユーロ。2017年4月30日現在 1 SDR = 1.25437ユーロ。

経済

a) 概要

オーストリア経済は高度に発達し、多様化している。製造業、鉱業、建設業、エネルギー産業及び水道事業を含む工業は、2017年の粗付加価値（時価表示）の28.4%を占めていた。工業は、国内の電力、原材料資源によって発展が促進されてきた。観光、農林業もまたオーストリア経済において重要な役割を果たしている。

b) 経済における政府の役割

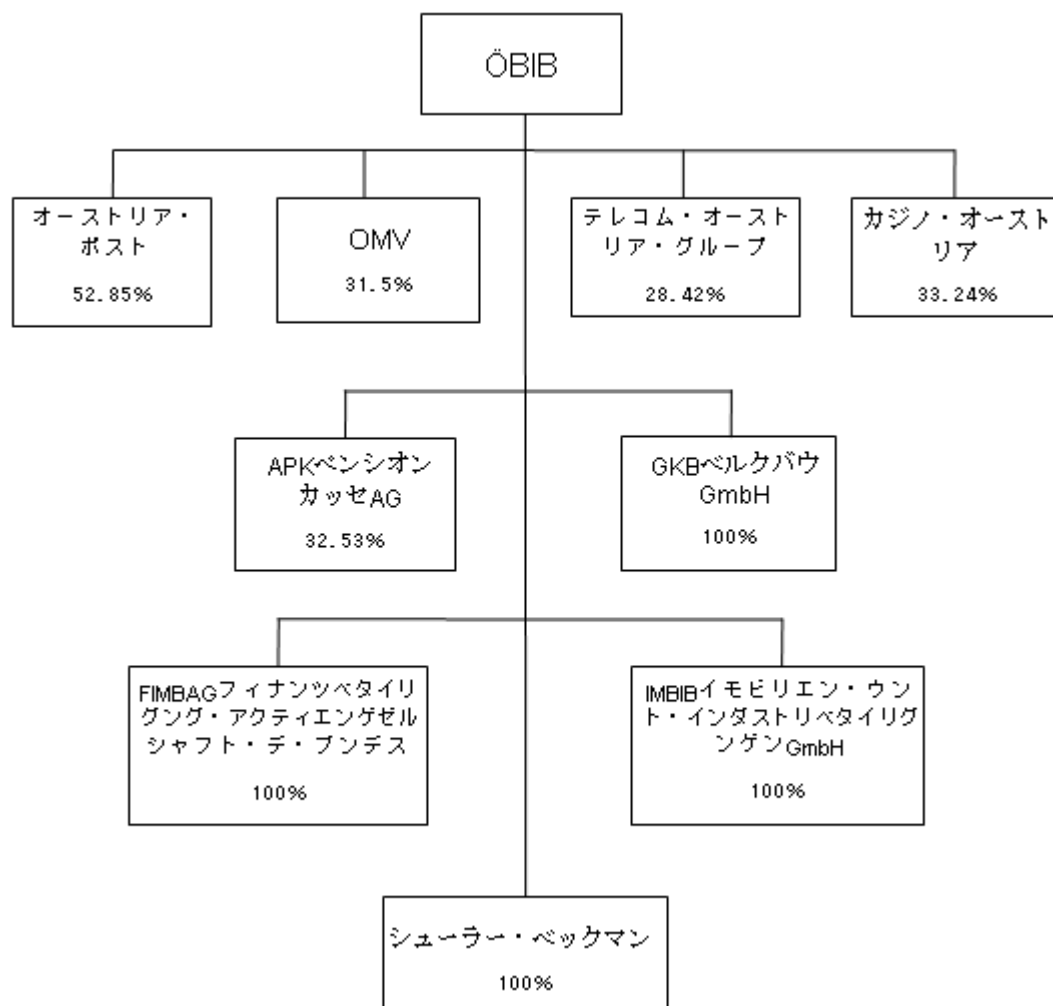
1946年に制定された第1次国有化法の下で、共和国経済における（当時の）3大商業銀行と主要企業の所有権は共和国管轄になった。石炭、鉄鉱石、鉄鋼産業のすべて、並びに非鉄金属及び原油・天然ガス産業の大部分、さらに多数の機械・運輸・電気機器・化学・化学製品製造会社が、国有化された。国有産業における共和国の所有権管理は、オーストリア産業持株会社（「ÖIAG」）に帰属し、ÖIAGの株式は共和国により保有されていた。

1993年、ÖIAG法の改正及びÖIAG金融改正法の採択の後、ÖIAGはその所有する企業又は企業グループの民営化を開始した。その後ÖIAGは、証券取引所への株式上場の成功を含め、多数の民営化取引を遂行した。2015年3月、ÖIAGは、有限責任会社に転換され、オーストリア・ブンデス・ウント・インダストリベタイリグンゲンGmbH（Österreichische Bundes- und Industriebeteiligungen GmbH、「ÖBIB」）と改称された。ÖBIBはオーストリア共和国により全額出資されている。

2018年4月現在、ÖBIBは3つの上場会社（OMV、テレコム・オーストリア及びオーストリア・ポストAG（「オーストリア・ポスト」））の株式を所有していた。さらにÖBIBは、カジノ・オーストリアAG及びAPKペンションカッセに出資をしており、オーストリア鉱山所有AG（「GKB ベルクバウ」）、IMIBイモピリエン・ウント・インダストリベタイリグンゲンGmbH、シュラー・ベックマンGmbH及びフィナンツマルクトベタイリグンゲンAGデ・ブンデス（「FIMBAG」）を完全所有子会社として所有する。これらの株式所有に関して、

- ・OMVは石油及びガスの探査、開発及び精錬並びに肥料産業で使用する化学製品の生産に従事する。
- ・テレコム・オーストリアはオーストリア最大の電気通信グループであり、固定ネットワーク、携帯通信、データ通信及びインターネット・サービスを提供する。
- ・オーストリア・ポストは主要な郵便配達サービス業者である。
- ・GKBベルクバウは、フォイツベルク-ケフラッハ、ヴィース-アイビスヴァルド、ヴォルフスベルク及びバッド・ブライベルクの使用されていない鉱山並びにその他小規模の外部採掘現場の閉鎖、保護及び監視、並びにフォイツベルク地区の旧褐炭採掘地域の閉鎖及び再生に責任をもつ。
- ・FIMBAGは、オーストリアの金融市場を強化するために、2008年金融市場安定化法（FinStaG）で定める任務を実行してきた営業主体である。2016年7月1日現在、FIMBAGはその任務を全て終えており、今後清算される。

以下の組織図はÖBIBの2018年4月現在の組織及び重要な子会社の持分及び株式保有の範囲を示す。



加えて、オーストリア国有鉄道の持株会社である、ÖBBホールディングAGはオーストリア共和国が完全に所有している。

1947年に制定された第2次国有化法により、電力事業が公的機関の支配下に入り、公益電力事業の調整・拡張を計画する国有のオーストリア電力統合会社（フェアブントゲゼルシャフト、「フェアブント」）が設立された。1988年には、政府はオーストリア電力統合会社の株式資本の49%を民有化した。

フェアブントはヨーロッパ有数の水力発電会社である。2017年、フェアブントの発電量の90%が気候に優しい、再生可能な水力から得られていた。発電に関連して、水力は多くの長所を持つ：再生可能、クリーン、信頼に足り、かつ柔軟である。水力はまた再生可能エネルギーの中で最も費用効率の良い形態の発電の1つである。新しい再生可能エネルギー源（風力及び太陽光発電）と異なり、大規模水力発電は既に財政支援なしに運営している。今日蔓延する厳しい市場環境の中で、フェアブントの強固な水力発電基盤は競争上絶対的な強みである。

2017年、フェアブントの水力による電力は、92の流れ込み式水力発電所及び22の揚水発電所からのものであった。フェアブントはまた、Ennskraftwerke AG が所有する14の流れ込み式水力発電所の購入権も保有していた。2017年12月31日現在、水力発電の最大発電能力（持続運転による最大能力）は8,215MWであった。エネルギー能力の中央値（これまでの水量に基づき計算された水力発電所の平均潜在発電量）は、29,039GWhであった。

フェアブントは、その電力をオーストリア国内及び国外の消費者、卸売業者及びトレーダーに販売する。2017年、フェアブントが販売した電力の約54%はオーストリア市場向けであった。ドイツ市場が国際的な取引及び販売活動の中心であり、海外で販売される量全体の87%を占めた。

フェアブントは、子会社であるオーストリア電力送電網AG（「APG」）とともに、3,431キロメートルの長さのオーストリアの高圧送電網を運営する。オーストリアの高圧送電網は欧州において重要な役割を果たす。オーストリアの高圧送電網はヨーロッパの最も重要な電力ハブの1つであり、西欧市場と東欧市場及び北欧市場と南欧市場を接続する。APGは、EUが要求する、送電からの発電、取引及び販売の分離を完了して、2012年3月に独立送電システム運営業者としてE-コントロール・オーストリアにより認められた。

2017年、フェアブントの収益は29億1,320万ユーロ、営業利益は4億10万ユーロ、グループ純利益は3億140万ユーロであり、2,819人を雇用していた。

オーストリア連邦鉄道(Österreichische Bundesbahnen)は、国有企業であり、実質的にはオーストリアのすべての鉄道、並びにバス、船舶及びケーブルカーを運営している。国有のオーストリア・ラジオ放送(Österreichische Rundfunk)は、同国のラジオ及びテレビ放送網を運営しており、独立した監督機関により管理されている。

国有企業はすべて、独立した商業ベースの企業として運営されており、税の軽減による優遇は受けていない。国有企業の業績は、共和国に配当が支払われる場合に限り、共和国の歳入・歳出に反映される。

c) 海外直接投資

海外直接対内投資額は、2016年の3.5%の減少の後、2017年は10.2%の減少であった。海外直接対内投資はその大部分がEU加盟国28か国(54.8%)からのものであったが、この割合は過去10年間(2007年:67.0%)で低下してきている。2017年の最大の投資国は、ドイツ及びロシアであった。

すべての欧州諸国を合計すると、海外直接対内投資の79.0%を占めた。EU以外の欧州諸国でオーストリアへの最も重要な投資国はロシア(17.4%)並びにスイス及びリヒテンシュタイン(合わせて、オーストリアへの海外直接対内投資の5.8%を占める。)であった。海外では、米国がオーストリアに対する単独で最も重要な投資国で、直接対内投資全体の7.5%を占めた。さらにアラブ首長国連邦は直接対内投資の2.3%を占め、他方カナダ及び香港はそれぞれ2.2%及び1.7%のシェアを占めた。中国のシェアは2017年に0.4%(2016年:0.5%)へと減少した。

部門ごとでは、銀行及び保険業務(プラス2.8%)及び貿易(プラス18.5%)が2017年の海外直接投資全体の10.2%の増加の最大の要因であった。サービス部門への投資は、2017年の海外直接対内投資の89.0%を占め、製造業部門への海外直接対内投資よりはるかに大きかった。外国投資家は、主に専門的・科学的及び技術的サービス(53.4%)、銀行及び保険業務(14.1%)並びに貿易(12.5%)に投資を行ってきた。外国企業が大きな持分を取得している重要な製造業は、化学工業(2017年の海外直接投資総額の3.1%を占めた。)及び輸送機器製造(2017年の海外直接投資総額の1.9%を占めた。)であった。

d) 国内総生産

次の表は、2013年から2017年までのオーストリアの主要部門別国内総生産（「GDP」）を示す。2017年のGDP（時価表示）は合計3,692億ユーロであり、2016年比4.5%の増加となっている。2017年に実質GDP（基準年：2010年）は合計3,264億ユーロで、2016年比2.9%の増加であった。2017年のGDPの増加は、国内需要及び輸出が牽引した。

	国内総生産 ⁽¹⁾					2017年の 粗付加価値 合計に 占める割合 (%)
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	(単位：10億ユーロ、時価表示)					
農林漁業	4.1	4.0	3.8	3.9	3.9	1.2
工業：						
鉱業及び採石業	1.5	1.4	1.2	1.1	1.2	0.4
製造業	53.4	55.2	57.0	57.3	61.0	18.5
電気、ガス及び水道、廃棄物処理	9.2	9.0	8.7	8.9	9.7	2.9
建設業	18.5	18.9	19.3	20.1	21.5	6.5
工業合計	82.7	84.5	86.2	87.3	93.4	28.4
サービス業：						
卸売及び小売	35.4	36.6	38.1	38.4	40.3	12.2
運輸及び倉庫	16.1	16.8	17.5	17.8	18.1	5.5
ホテル及びレストラン	14.5	15.1	15.9	17.0	17.9	5.4
情報及び通信	9.8	10.4	10.8	11.1	11.4	3.5
金融及び保険業	12.8	13.0	13.6	13.5	13.5	4.1
不動産業	27.7	28.7	29.7	31.0	32.5	9.9
その他ビジネス・サービス	27.0	28.0	29.1	30.3	31.7	9.6
行政 ⁽²⁾	50.3	51.6	53.7	55.6	57.2	17.4
その他サービス業	8.3	8.5	8.8	8.9	9.2	2.8
サービス業合計	201.9	208.7	217.2	223.5	231.8	70.4
粗付加価値合計	288.6	297.1	307.3	314.7	329.2	100.0
税（製品補助金控除）	35.3	35.9	37.2	38.6	40.0	
国内総生産金額	323.9	333.1	344.5	353.3	369.2	
量 ⁽³⁾	306.7	309.2	312.6	317.1	326.4	
対前年度比国内総生産変動率						
金額	1.6%	2.8%	3.4%	2.6%	4.5%	
量 ⁽³⁾	0.0%	0.8%	1.1%	1.5%	2.9%	

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 欧州国民経済計算体系（ESA）2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 防衛、社会保障、教育、健康及び社会福祉事業を含む。

(3) 2010年を基準年とする。

これらのGDPの結果は、2014年9月に法的拘束力を持つようになった、2010年版欧州国民経済計算体系（「ESA2010」）に基づいている。ESA2010は、欧州連合の全ての加盟国について、データを国際水準で比較可能とするために、国民経済計算の編集にどの概念、定義及び計算規則を適用されなければならないかを定める。

国内支出

次の表は、2013年から2017年までの各年につき、国内支出向け財貨及びサービスの合計並びにそれらに対する支出合計を時価表示で示したものである。

国内支出⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2017年国内総生産に占める割合(%)
	(単位：10億ユーロ、時価表示)					
国内総生産	323.9	333.1	344.5	353.3	369.2	100.0
加算：輸入	164.0	167.0	169.5	172.8	187.1	50.7
総需要	487.9	500.0	514.0	526.1	556.3	150.7
控除：輸出	173.1	177.9	182.3	184.6	199.5	54.0
国内需要合計	314.8	322.2	331.7	341.4	356.8	96.6
国内支出：						
消費支出：						
家計 ⁽²⁾	173.8	177.9	181.3	186.2	192.7	52.2
一般政府	64.5	66.0	68.4	70.6	72.3	19.6
最終消費支出	238.3	243.9	249.8	256.9	265.0	71.8
投資：						
機械、設備 ⁽³⁾	24.1	23.8	24.5	26.8	29.2	7.9
建設	34.9	35.8	36.9	38.0	40.1	10.9
その他投資 ⁽⁴⁾	15.6	15.8	16.2	16.7	17.6	4.8
総固定資本形成	74.6	75.4	77.6	81.5	86.8	23.5
在庫変動 ⁽⁵⁾	2.2	2.9	3.6	3.7	4.9	1.3
総資本形成	76.8	78.3	81.2	85.2	91.8	24.9
総計誤差	-0.4	0.0	0.7	-0.6	0.0	0.0
国内最終支出合計	314.8	322.2	331.7	341.4	356.8	96.6

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) ESA2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 家計に関する非営利団体を含む。

(3) 武器を含む。

(4) 知的財産製品及び培養生物製剤資源を含む。

(5) 処分価値を差引いた取得分を含む。

e) 産業構造及び主要産業の状況

2017年に、オーストリア経済において工業部門は時価による粗付加価値の28.4%、サービス業部門は約70.4%を占めた。同年、農林業部門は1.2%を占めた。

農林業

オーストリアの国土の約半分は、農業と牧畜に使用されている。国内農産物は、国内で消費される全食糧のおよそ90%を賄っている。2017年、家畜生産量（例えば、牧畜及び酪農）は、農業総生産の約47%を占めた。

オーストリアは、ヨーロッパにおける大森林地帯の1つを有する。その国土の約44%、すなわち約14,200平方マイルが森林である。紙、板紙、パルプを含む木材及び林産物の輸出は、2017年のオーストリアの輸出額の6.0%を占めた。

2017年には、平均約15万3,000人が農林業に従事していたが、これはオーストリア全労働力人口の4.0%に当たる。

工業

製造業は2017年の粗付加価値の18.5%を占めた。従って、オーストリアのGDPに占める製造業の割合はEU加盟国の平均より高い。EU（28か国）の製造業生産高に占めるオーストリアの割合は、2006年から2017年で、2.6%から2.7%へ増加した。雇用者1人当たりの粗付加価値はEU28か国内で6番目に高かった。

GDPへの貢献の面からは、2017年の製造業の中では依然として機械及び設備が最大の部門であり、金属及び金属製品がそれに続いた。オーストリアの輸出産業に貢献した主要な部門は、自動車産業、機械産業及び非金属製品産業である。オーストリアの製造業における輸出の強さは際だっている。2017年、輸出の約21%がヨーロッパ以外（主としてアジア及びアメリカ）の諸国向けであったが、EU諸国が依然としてオーストリアの主たる輸出先であり、オーストリア輸出のおよそ70%を占めた。2017年のGDPの3.14%に達する研究開発支出は、EUの平均レベル以上であった。

2017年には、平均252,906人が建設業に従事していたが、これはオーストリアの賃金・給与所得者の7.1%を占めた。建設業は、2017年の粗付加価値の6.5%を占めた。

観光業

オーストリアの観光業は、総合的な夏冬シーズンを持つ1年を通しての目的地であることから利益を享受している。多数の海外からの観光客が、オーストリアの多面的な自然及び景観並びに芸術や科学の豊かな伝統に魅了されている。

2017年の宿泊延べ日数合計は1億4,450万日であり、前年と比較して2.6%の増加であった。国内観光客が宿泊日数合計の26.7%（3,850万日に相当する。1.3%の増加）を占め、他方非居住者観光客の割合は73.3%（1億600万日に相当する。2016年対比3.0%増加）であった。海外からの宿泊需要における相対的に高い伸びは、中国（プラス25.7%）、インド（プラス19.5%）、ロシア（プラス18.3%）、アラブ首長国連邦（プラス17.2%）、ルクセンブルグ（プラス11.3%）、米国、フィンランド（それぞれプラス8.1%）、ポーランド（プラス7.8%）、ルーマニア（プラス6.6%）、チェコ共和国（プラス6.4%）、ハンガリー（プラス5.6%）及びスロバキア（プラス5.3%）からの訪問客により生み出された。全部を合わせて、これらの国々の海外からの宿泊需要の合計において13.2%の市場占有率である。オーストリアの二大重要市場であるドイツ（宿泊日数プラス1.8%、市場占有率50.1%）及びオランダ（プラス2.7%、市場占有率9.2%）からの需要は、平均以下の成長であった。これはフランス（プラス2.1%）、スペイン（プラス1.8%）、英国（プラス1.0%）、日本（プラス1.0%）及びイタリア（プラス0.8%）にも当てはまる。2017年、スウェーデン（プラス0.3%）及びスイス（マイナス0.3%）からの訪問客がオーストリアの宿泊施設で過ごす宿泊数は、安定していた。

オーストリアの最新の旅行・観光サテライト勘定（TSA）によると、旅行業部門（出張を除く。）は、2016年のオーストリアのGDP合計の7.1%を占めた。これは、2015年に対して0.1パーセンテージ・ポイント及び2000年（基本年）に対して0.5パーセンテージ・ポイントの増加である。間接的な効果（中間投入物により生み出される）を含めて、観光は経済全般に8.8%貢献した。この数字は2015年及び2000年と比較して0.1パーセンテージ・ポイントの上昇である。EU28か国の中での名目観光輸出に基づく、2017年にオーストリアは5.0%（マイナス0.1パーセンテージ・ポイント）の市場シェアを達成した。次の表は、オーストリアに宿泊した外国人観光客の宿泊延べ日数及びそこから得られた国際観光収益を示したものである。

外国人宿泊延べ日数及び外貨獲得高

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
外国人宿泊延べ日数（単位：千日）	96,874	96,233	98,824	102,863	105,977
国際観光収益 ⁽¹⁾ （単位：百万ユーロ）	17,126	17,446	18,355	18,953	19,711

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 国際輸送を含む。

銀行、保険、不動産及びビジネス・サービス

欧州連合の単一市場制度によりオーストリア国内の金融業の競争が激しくなり、一連の吸収合併をもたらした。技術的發展及びインターネット・バンキングの幅広い利用は、調整のペースを加速した。その結果、銀行の数は、2000年の923行から2017年第3四半期までには651行となり、支店数は766店舗減少した。

オーストリアの銀行に関する信頼性の危機は、2017年末までには解決したように見える。年度中に36%も上昇し、ウィーン証券取引所における銀行株式は著しい復活を示した。2017年半ばまでに、オーストリアの銀行の中央、東部及び南東部ヨーロッパ（「CESEE」）に対するエクスポージャー（与信）総額は、国際決済銀行によれば、2,100億ユーロであり、オーストリアのGDPの57%に達した。データ収集の方法調整のために、以前の数字との比較可能性は限定的である。2017年にオーストリア銀行の収益性はさらに改善した。通年度の推計（2017年上半期のデータの基づく）は営業利益が28%ほど増加することを示した。2016年の資産合計の面でのオーストリアの銀行の収益性についての最新情報は、欧州連合の平均を70%上回る。ただし利益の回復は、不良債権の引当金削減に依然として基づいている。オーストリアの銀行は統合Tier 1レシオを15.3%へと改善させることに成功した（2017年半ば）。

保険業における低成長の時期は、2017年度も継続した。仮集計の数字に基づくと、総保険料収入はわずかに0.3%増加した。非生命保険事業の健全な成長（プラス3.3%）にも関わらず、低金利及び高い流動性選好が生命保険事業の継続的な減少（マイナス5.1%）をもたらした。固定金利資産の低利回りを考えると、民間の家計は、比較的長い満期かつ満期前解約の場合高い解約費用を持つ生命保険契約に大きな資金を投じることを依然として躊躇している。加えて、保険会社は、支払能力の資本要件に関する旧来型の生命保険契約に組み込まれた保証の結果について懸念している。これは、1件あたりの保険料支払いをさらに5分の1減少させる結果となった。この部門の収益性は、金融資産の利回りよりむしろより良好な技術的な業績に依存する。非生命保険事業は、2016年の保険料率に対する歴史的に低い請求（64.9%）から始まる。2017年は大規模災害がなかったため、全体的な見通しは良好である。

2017年、金融及び保険業務は、オーストリアの粗付加価値（時価表示）の3.9%を占めた。

f) エネルギー

次の表は、2013年から2016年までの各年度のオーストリアの主要エネルギーの国内生産及び消費並びに国内生産の消費に対する割合を示すものである。

主要エネルギーの国内生産及び消費

	2013年	2014年	2015年	2016年
	(単位：テラジュール)			
国内第一次生産：				
電力	0	0	0	0
石油及び石油製品	37,076	41,475	37,174	33,661
天然ガス	49,828	45,427	43,437	40,804
石炭、コークス及び亜炭	4	4	4	0
再生可能エネルギー ⁽¹⁾	434,422	425,435	430,436	451,617
合計 ⁽²⁾	521,330	512,342	511,052	526,082
国内総消費 ⁽³⁾ ：				
電力	191,147	197,698	190,420	192,007
石油及び石油製品	515,379	507,919	507,869	519,696
天然ガス	295,610	269,832	287,931	300,691
石炭、コークス及び亜炭	137,281	125,716	135,874	125,920
再生可能エネルギー ⁽¹⁾	292,778	280,943	293,235	297,062
合計 ⁽²⁾	1,432,195	1,382,107	1,415,328	1,435,376
国内消費総量に対する本来の第一次生産の比率 (%)	36.4	37.1	36.1	36.7

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 水力、風力及び太陽光発電、廃物、薪、バイオ燃料、周囲熱など

(2) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(3) 生産業者、仲介業者、輸入業者の在庫品の変動及び諸外国との輸出入が反映されている。ただし最終消費者の在庫品の変動は除外してある。

国内エネルギー総消費の石油、石油製品及び水力発電への依存度が安定している一方で、天然ガス及び再生可能エネルギー（バイオマスを含む。）の利用が伸びている。あまり遠くない将来、オーストリアはその需要を満たすためにかなりの量の電力及び再生可能以外のエネルギーの継続的輸入を必要とするであろう。

2017年、オーストリアは74万2,000トンの原油（液化天然ガスを含む。）を生産し、これは実際の製油所摂取量の9.2%に達した。天然ガスの国内産出量は天然ガス総消費量の13.4%であった。地質学調査によると、2016年末現在のオーストリアの天然ガス（不活性ガスを除く。）の（利用可能性のある）埋蔵量は8.3億立方メートルであり、原油の埋蔵量は610万トンであった。

OMV AG（「OMV」、元オーストリア石油管理株式会社）は、オーストリア国内の探査・採掘活動の大部分を担う一貫生産能力をもつ石油化学会社であり、ウィーンに近いシュヴェハト地域にオーストリア唯一の製油所を有し、その運営にあっている。OMVは国が一部を（間接的に）所有する。外資系企業が、オーストリアにおける石油製品市場において大半のシェアを占めている。

2017年、オーストリアは2016年より水力発電量が1.9%減少し、風力ベースの発電は24.7%増加した（国内発電量の合計は2016年対比プラス4.1%増）。オーストリアは依然として電力の純輸入国（総電力の純輸入量は2010年と比較して3倍以上であった。）であった。国民投票により1978年以来、オーストリアの法律は原子力をエネルギー源として使用することを禁じている。

2017年における輸入エネルギー支出は、オーストリアの国内総生産の2.9%を占めた。2017年、カザフスタン、リビア、アゼルバイジャン及びイラクが、オーストリアに対する主な原油の供給国であった。同年、全天然ガス輸入の74%はロシアから、17%はドイツからであった（価格ベース）。他方、「トロール・ガス販売契約」によるノルウェーからのガス輸入のシェアはわずか1.4%であった。石炭及びコークスは、主にポーランドから輸入されていた。

天然ガス供給のおよそ3分の2というオーストリアのロシアへの依存は、オーストリアを供給の中断及びガス価格の上昇の危険にさらす。これはオーストリアの産業及び人口の大部分（電力及び暖房に関して天然ガスに依存している。）に悪影響を与える可能性がある。国際紛争及び自然災害等の様々な事象はロシアからの天然ガス供給の中断につながるかもしれない。例えば、2009年1月初頭、ロシアとウクライナ（ロシアとオーストリアの間のガス・パイプラインの通過国である。）の紛争の結果、ロシアのオーストリアへのガス供給がおよそ2週間最大で90%減少した。短期的な供給中断に対処するために、RAG Rohöl-Aufsuchungs Aktiengesellschaft（オーストリアの天然ガス貯蔵業者）は、天然ガスの貯蔵量を増やした。さらに、オーストリア当局は、大手産業ガス消費者（ガス火力発電所など）に供給中断の場合はガスの消費を減らすように求める規則を発行した。

g) 物価の動向

長年にわたり、オーストリアの物価上昇率は落ち着いていた。2017年、物価上昇率（消費者物価指数上昇率）は2.2%であり、これはEUの平均値より高かった。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
消費者物価（統合消費者物価）					
（2010年 = 100）	108.5	110.0	110.9	112.0	114.5
前年比上昇率	+2.1%	+1.5%	+0.8%	+1.0%	+2.2%
卸売物価					
（2010年 = 100）	109.7	107.6	103.6	101.2	105.9
前年比上昇率	-1.1%	-1.9%	-3.6%	-2.4%	+4.7%

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム

h) 労働情勢

2017年におけるオーストリアの平均就労可能人口（15歳から65歳までの男性及び15歳から60歳までの女性）は、約560万人と推定され、オーストリアの労働人口（賃金・給与所得者、自営業者及び失業者）は450万人と推定された。

近年、オーストリアは相当数の外人労働者を雇用してきた。その平均人数は、2017年には被雇用者数の19.5%に当たるおよそ70万人となった。外人労働者の約25%は旧ユーゴスラビア諸国人（スロベニアを除く。）であり、労働者の36%が中欧及び東欧7か国（ブルガリア、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロベニア及びスロバキア）からであり、約14%がドイツ人で、約8%がトルコ人であった。

賃金・給与所得者、自営業者及び失業者総数に占める割合としての失業率（EU統計局（ユーロスタット）労働力調査による）は2016年に6.0%であった。2017年の平均失業者数は約25万人で、労働人口の5.3%を占めた。

以下の表は、2013年から2017年までの各年の失業率と賃金の増加に関する情報を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
失業率（ユーロスタット労働力調査による）	5.4%	5.6%	5.7%	6.0%	5.5%
協定賃金の上昇率	+2.6%	+2.4%	+2.2%	+1.6%	+1.5%

資料出所：ユーロスタット、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

2017年、被雇用者人口総数の大半（73.8%）が、第三次産業の職に就いている。その他の21.5%が第二次産業で、4.7%が第一次産業に従事していた。

以下の表は2013年から2017年の雇用に関する一定の情報を示す。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(雇用総数に占める割合(％))				
第一次産業	5.2	5.3	5.0	4.8	4.7
第二次産業	21.9	21.8	21.7	21.6	21.5
第三次産業	72.9	72.9	73.3	73.6	73.8

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond - 国民計算の定義（jobs）による雇用

就業率は年齢及び性別で異なる。15歳から24歳の年齢グループにおいて、2017年中、50.6%が働いていた。これは国際比較においてもかなり高く、オーストリアの一般的な見習い制度による。男性と女性を分けて見ると、雇用においては性別の相違はかなり低いことがわかる。2017年において、15歳から24歳のグループでは男性の52.1%及び女性の49.0%が雇用されていた。25歳から49歳では、男性の就業率は87.3%、女性の就業率は81.2%であった（2017年）。就業において性別による大きな差異が見られるのは50歳から64歳のグループであり、これは主に男性と女性の退職年齢の相違によるものである。50歳から64歳の男性の就業率は70.5%であり、女性の就業率は57.0%であった（2017年）。

以下の表は、2013年から2017年までの年齢及び性別による就業率（%）を示す。

性別	年齢	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
合計	15歳から24歳	53.1	52.1	51.3	51.0	50.6
合計	15歳から64歳	71.4	71.1	71.1	71.5	72.2
合計	15歳から74歳	63.1	62.8	63.1	63.6	64.2
合計	25歳から49歳	84.5	84.0	83.9	84.0	84.2
合計	50歳から64歳	58.8	59.4	60.2	61.9	63.7
男性	15歳から24歳	56.4	54.3	54.0	52.9	52.1
男性	15歳から64歳	76.0	75.2	75.1	75.4	76.2
男性	15歳から74歳	67.9	67.2	67.3	67.7	68.4
男性	25歳から49歳	87.9	87.1	87.1	87.0	87.3
男性	50歳から64歳	66.0	66.2	66.4	68.3	70.5
女性	15歳から24歳	49.8	49.9	48.7	49.0	49.0
女性	15歳から64歳	66.9	66.9	67.1	67.7	68.2
女性	15歳から74歳	58.4	58.5	58.9	59.5	60.0
女性	25歳から49歳	81.0	80.8	80.8	80.9	81.2
女性	50歳から64歳	51.8	52.7	54.1	55.7	57.0

資料出所：ユーロスタット、Macrobond、WIFO（オーストリア経済調査研究所） - 労働力調査（個人）に基づくデータ

i) 社会保障制度

オーストリアの社会保障制度は、保健、出産、身体障害及び老齢手当、労働災害補償、家族手当、補足退職・福利厚生制度、失業手当、その他多くの社会サービス及び給付からなっている。2016年、オーストリア人口の99.9%は社会保障制度の主要部分である医療保険（オーストリア社会保障機構、2017年）に加入していた。社会保障給付は被雇用者及び雇用者からの現在の拠出金と、連邦政府予算からの現在の割当から支払われている。

ESSPROS（欧州統合社会的保護統計体系）によると、2016年のGDPに占める社会保障支出の比率は30.3%であった。2016年において社会保障支出の44%が老齢年金、5.8%が遺族年金のために使用され、25.6%が医療及び疾病に支出され、9.5%が家族手当、6.4%が障害者、5.8%が失業保険及び3%が住宅及び社会的共生に使用された。

オーストリアにおける、雇用者、自営業者及び有給農業従事者向け法定年金制度は、老齢年金、遺族年金及び障害者年金から成る。第1の柱は収入に関連する賦課方式の制度である。職業及び民間の第2及び第3の柱は全体的な給付の中では限定的な役割をもつ。2015年において高齢者収入の約89%が第1の柱からであり、4%が第2、

7%が第3の柱からもたらされた。現在の法定の退職年齢は男性については65歳、女性については60歳であり、2024年から2033年の間に0.5歳ずつ段階的に引き上げられる。

この10年間で、保険計算を強化し、特定の種類の早期退職制度の廃止を通じて早期退職を削減し、退職年齢を引き上げ、さらに早期退職の毎年の控除を増加させるという目的で、大規模な年金制度改革がオーストリア議会において成立した。早期退職の控除の範囲は、重労働者については1年につき1.8%及び長期保険加入者については5.1%である。最大の交換率は、保険期間45年の後に発生し、つまり有給雇用の各々が年金給付について1.78%と計算される。この改革の結果、新規加入者の年金給付は、2014年及び2015年に1.5%及び3.9%減少した。退職の延長及びより長い期間の就労のために、2016年に新規加入者はそれ以前の年より平均で8.9%高い給付を受領した。しかし、2017年には増加は再びわずか2.7%であり、他方退職年齢は2013年から2017年の間に1.5年延びた。

労働市場から障害者年金への早期移行による代替を避けるために、障害者年金制度にも改革が行われた。1964年より後に出生した者は、2014年1月1日以降、期限付き障害者年金の利用ができない。この改革は、リハビリテーション・プログラム、スキルの向上など、この種類の労働者を労働力に再統合するための一連の方策を伴っている。

全体として、この改革はプラスの効果があった。平均退職年齢は2012年60.8歳から2017年の61.7歳（老齢年金）及び2012年の52.5歳から2017年の53.9歳（障害者年金）であった（オーストリア社会保障機構、2016年）。就業率もまた、特に55歳から59歳の女性が上昇（2012年の48.1%から2017年の63.7%）しており、55歳から65歳の男性も上昇（2012年の46.5%から2017年の58.2%）した。

オーストリアの「年金制度の長期持続性に関する委員会」による、最も直近の2016年から2021年の年金予測によれば、年金支出は2016年のGDPの11.4%から2021年にはGDPの11.7%へと上昇する。2016年、GDPに対する年金支出の2.5%が連邦予算により賄われたが、2021年までにこれはGDPの2.9%に上昇するであろう。最近の年金改革は、年金支出の増加を鈍化させた。費用削減の効果は、ベビーブーマーが年金受給年齢に到達するという事実により一部相殺された。

貿易及び国際収支

a) 貿易の概要

1995年1月1日付でオーストリアはEUに加盟し、それ以来、EU統合深化の全ての段階に参加しており、かつEU拡大プロセスに参加した。2014年及び2015年、オーストリアはいくつかの記念となる年を迎えた：鉄のカーテンの崩壊から25年、このため東欧の解放を通じた新市場の機会が拡大。EU加盟から20年及びEMU（経済通貨同盟）から15年。さらに東欧への最初のEU拡大から10年。過去20年間にわたり、外国貿易はオーストリア経済の中での重要性を増してきた。2017年、時価による財貨輸出（1,419億ユーロ）はGDPの38.4%に相当したが、これに対して1995年は23.9%であった。オーストリアの財貨輸出は、2016年の減少（マイナス0.3%）の後、2017年には8.2%増加し、2012年以来の穏やかな成長率であった。2017年に財貨輸入は2016年に比較して8.8%増加し、時価で1,476億ユーロに達した。GDPに占める輸入の割合は27.5%（1995年）から40.0%（2017年）に上昇した。オーストリアの貿易収支は（外国貿易統計による。サービスを除く）56億9,700万ユーロの赤字であり、これは2016年と比較して11億5,500万ユーロの悪化を反映した。

次の表は、2013年から2017年までの各年のオーストリアの輸出入を示すものである。これは、下記の価格指数と合わせて考慮されるべきである。

年	外国貿易 ⁽¹⁾			
	輸出 (F.O.B.)	輸入 (C.I.F.)	貿易収支	輸入に対する 輸出の割合
	(単位：百万ユーロ)			(%)
2013	125,812	130,707	-4,895	96.3
2014	128,106	129,847	-1,741	98.7
2015	131,538	133,529	-1,991	98.5
2016	131,125	135,667	-4,542	96.7
2017	141,918	147,615	-5,697	96.1

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond
注(1) 財貨の移動に基づく。

2017年中、オーストリアの外国貿易の約70%がEU加盟国との間で行われていた。2012年以降EU28か国への輸出が穏やかに成長した後、オーストリアのEU28か国への輸出は2015年と比較して2016年に0.4%とわずかに成長したが、

2017年においては8.6%の成長であった。輸出の30.1%及び輸入の36.8%を占めるドイツが、オーストリアの最重要貿易相手国である。2017年、ドイツへの輸出は6.8%増加したが、ドイツからの輸入は2016年と比較して7.7%の伸びであった。一般的に、オーストリアの国際貿易関係は依然として、欧州共同市場の中に著しく集中している。特にEU13か国（2004年以降の新EU加盟国）とのオーストリアの貿易関係は、輸出合計の17.8%及び輸入合計の14.9%を占める。2017年、EU15か国（2003年12月31日時点でのEU加盟国）及びユーロ地域への輸出がそれぞれ、8.6%及び9.3%と拡大し、EU13か国への輸出は8.8%増加した。さらに、EU（欧州連合）以外の諸国への輸出は、全体で7.3%の増加であった。米国への輸出（プラス10.7%）が力強く増加した。米国への輸出の割合は輸出総額の6.8%であり、米国は依然としてオーストリアの2番目に重要な貿易相手国である。輸出総額の2.6%を占めて、中国は、オーストリアの輸出相手国の第10位にランクされ、2017年に名目価値は11.6%も増加した。機械及び輸送機器の輸出がオーストリアの輸出の中で群を抜いて最も重要な製品グループであり、2017年に7.7%増加した。

以下の表は、輸出入の量、輸出入価格並びにオーストリアの交易条件（すなわち輸出財貨の価格の輸入財貨の価格に対する関係）を示すものである。

貿易指数⁽¹⁾

(2010年 = 100)

年	輸出 (F.O.B.)		輸入 (C.I.F.)		交易条件 ⁽²⁾
	価格指数	量指数	価格指数	量指数	
2013	103.9	110.7	107.4	107.1	96.7
2014	103.0	113.8	105.4	108.4	97.7
2015	102.0	117.9	102.8	114.2	99.1
2016	100.8	119.0	101.1	118.0	99.6
2017	103.2	125.7	104.5	124.3	98.8

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づくものである。

(2) 輸出価格指数を輸入価格指数で除し、パーセントで示す。

次の表は、2013年から2017年までの各年におけるオーストリアの輸出入の品目別構成を要約したものである。

品目別輸出入 ⁽¹⁾						
	(単位：百万ユーロ)					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2017年割合(%)
輸出 (F.O.B.)						
食品・家畜	7,126	7,412	7,426	7,558	7,986	5.6
飲料・タバコ製品	1,672	1,680	1,990	2,099	2,332	1.6
原材料(食品・燃料を除く)	3,869	3,813	3,944	4,133	4,481	3.2
鉱物燃料・潤滑油及び関連材料	3,382	3,059	2,570	2,212	2,785	2.0
動植物油脂	239	184	164	217	231	0.2
化学及び関連製品	16,653	17,795	17,914	17,731	19,837	14.0
製造品 ⁽²⁾	27,541	28,150	28,790	28,156	30,905	21.8
機械・輸送機器	49,258	50,014	52,384	52,592	56,632	39.9
その他の加工品	16,072	15,999	16,356	16,428	16,730	11.8
輸出合計 ⁽³⁾	125,812	128,106	131,538	131,125	141,918	100.0
輸入 (C.I.F.)						
食品・家畜	8,363	8,656	9,010	9,219	9,722	6.6
飲料・タバコ製品	833	833	810	879	864	0.6
原材料(食品・燃料を除く)	5,928	5,741	5,594	5,331	5,899	4.0
鉱物燃料・潤滑油及び関連材料	14,758	13,010	10,524	8,924	10,699	7.2
動植物油脂	380	369	374	411	433	0.3
化学及び関連製品	16,989	17,647	18,387	18,652	20,275	13.7
製造品 ⁽²⁾	19,834	20,093	20,993	21,196	23,296	15.8
機械・輸送機器	43,232	42,907	45,522	48,444	52,664	35.7
その他の加工品	20,392	20,590	22,316	22,613	23,765	16.1
輸入合計 ⁽³⁾	130,707	129,847	133,529	135,667	147,615	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づくものである。

(2) 中間製品、最終品。

(3) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

次の表は、2013年から2017年までの各年のオーストリアの輸出入の地域別構成を示したものである。

地域別輸出入⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2017年割合 (%)
輸出 (F.O.B.)						
EU諸国 ⁽²⁾						
ドイツ	37,873	38,082	39,477	40,055	42,771	30.1
イタリア	8,228	8,237	8,259	8,373	9,098	6.4
英国	3,602	3,943	4,179	4,103	3,907	2.8
チェコ共和国	4,388	4,355	4,727	4,790	5,264	3.7
ハンガリー	3,851	4,290	4,318	4,381	4,815	3.4
その他のEU諸国	28,798	29,281	29,873	29,468	33,184	23.4
EU諸国合計	86,740	88,187	90,833	91,169	99,038	69.8
その他諸国						
スイス	6,337	6,686	7,121	7,165	7,006	4.9
ロシア連邦	3,472	3,194	1,978	1,882	2,185	1.5
その他東ヨーロッパ諸国 ⁽³⁾	2,089	1,878	1,693	1,802	1,986	1.4
アメリカ合衆国	7,060	7,781	9,083	8,727	9,661	6.8
日本	1,346	1,331	1,350	1,332	1,385	1.0
中国	3,136	3,380	3,305	3,313	3,699	2.6
その他のすべての国	15,631	15,670	16,176	15,734	16,958	11.9
輸出合計 ⁽⁴⁾	125,812	128,106	131,538	131,125	141,918	100.0
輸入 (C.I.F.)						
EU諸国 ⁽²⁾						
ドイツ	49,020	48,543	49,244	50,414	54,296	36.8
イタリア	8,007	8,033	8,200	8,394	9,077	6.1
英国	2,044	2,306	2,446	2,697	2,470	1.7
チェコ共和国	5,264	5,405	5,577	5,866	6,354	4.3
ハンガリー	3,729	3,824	3,457	3,521	3,975	2.7
その他のEU諸国	25,107	24,373	25,103	26,026	28,433	19.3
EU諸国合計	93,170	92,485	94,027	96,917	104,604	70.9
その他諸国						
スイス	6,822	6,633	7,498	7,103	7,619	5.2
ロシア連邦	3,189	2,295	2,436	2,463	2,761	1.9
その他東ヨーロッパ諸国 ⁽³⁾	1,544	1,557	1,490	1,550	1,870	1.3
アメリカ合衆国	4,318	4,404	5,255	5,002	5,811	3.9
日本	1,690	1,746	1,867	1,973	2,144	1.5
中国	6,788	7,323	7,957	7,972	8,498	5.8
その他のすべての国	13,186	13,404	12,999	12,687	14,308	9.7
輸入合計 ⁽⁴⁾	130,707	129,847	133,529	135,667	147,615	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づく。

(2) EUはオーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン及び英国から構成されている。

(3) アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビア、ウクライナ。

(4) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

b) 国際収支

以下の表は、2013年から2017年のオーストリアの諸外国との国際収支及びオーストリアの中央銀行であるオーストリア国立銀行の公的外貨準備高を示す。

国際収支⁽¹⁾

	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経常収支	6,294	8,242	6,623	7,512	6,960
貿易収支	-996	836	2,088	305	-1,209
輸出	123,695	126,107	128,748	128,925	138,776
輸入	124,691	125,269	126,657	128,621	139,985
サービス収支	10,190	10,078	10,256	11,073	10,434
輸出	48,610	51,685	53,252	55,365	58,865
輸入	38,420	41,606	42,996	44,292	48,432
第一次所得収支	1,018	438	-2,523	-180	728
第二次所得収支	-3,917	-3,113	-3,201	-3,687	-2,994
資本収支	-490	-347	-1,727	-593	-273
金融収支	10,922	2,840	4,298	9,977	8,723
直接投資	7,886	-1,972	5,696	1,268	1,568
証券投資	-2,192	12,811	14,053	23,566	19,397
その他投資 ⁽²⁾	8,645	-8,744	-14,612	-14,913	-8,223
金融派生商品	-3,810	-1,386	-531	-395	-909
外貨準備	396	2,129	-309	451	-3,111
誤差・脱漏	5,116	-5,054	-596	3,059	2,035

資料出所：WIFO（オーストリア経済調査研究所）データベース

注(1) 新表示制度BPM6（国際収支マニュアル第6版）。四捨五入のため、合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(2) 通貨及び預金、融資、貿易借款、SDR割当てなど。

2017年、経常収支の黒字は70億ユーロ、国内総生産の1.9%であった。黒字は主に、104億ユーロのサービス収支によるものである。貿易収支は、2015年及び2016年の黒字（それぞれ国内総生産の0.6%及び0.1%）の後、2017年は国内総生産のマイナス0.3%とわずかに赤字に転じた。国際資本収支は、外国直接投資のオーストリアへの流入フローの回復に主に基づき、2017年も好調を維持した。ECBの資産買入れプログラムは、引き続き外国投資家による固定金利債券の大量処分の原因となり、その結果、証券投資の大幅な黒字（190億ユーロ超）をもたらした。2017年にオーストリア中央銀行は2003年以来初めて、かなりの額の通貨準備の流入を記録した。

c) 外国為替レート

1999年1月1日、欧州連合の参加加盟国の法定通貨としてユーロが発足した。1999年1月1日から2001年12月31日までの移行期間中、オーストリア・シリング（ATS）はユーロの10進法単位ではなく、1998年12月31日付で固定された交換レートである1ユーロ＝13.7603シリングで表された。当初はユーロ、シリング共にオーストリアの法定通貨であった。ユーロ硬貨と紙幣が2002年1月1日より流通し、オーストリア・シリングは2002年2月末をもって法定通貨ではなくなった。

以下の表は、表示期間のユーロと米ドルの為替レートの平均を示す。

ユーロの為替レート

年平均値	
2013年	1.328
2014年	1.329
2015年	1.110
2016年	1.107
2017年	1.129
月平均値	

2018年 1 月	1. 220
2018年 2 月	1. 235
2018年 3 月	1. 234
2018年 4 月	1. 228
2018年 5 月	1. 181

資料出所：WDS-WIFOデータシステム、Macrobond

米ドルに対するユーロの為替レートは、2017年 1 月 2 日に 1 ユーロ = 1.0465米ドルで、2017年12月29日には 1 ユーロ = 1.1993米ドルであった。2017年中、ユーロは 1 月初旬に 1 ユーロ = 1.0385米ドルの最安値を、9 月に 1 ユーロ = 1.206米ドルの最高値をつけた。

通貨・金融制度

a) オーストリア国立銀行（オーストリア中央銀行）

以下の記述は、欧州連合設立条約（マーストリヒト条約）により修正された欧州共同体を設立する条約（以後、「EC条約」という。）及び欧州中央銀行制度法、欧州中央銀行法により定義された欧州中央銀行制度の一部としてのオーストリアの銀行制度の概要である。この制度の中でのオーストリアの中央銀行の役割は、オーストリア国立銀行法においても定められている。

オーストリア国立銀行は、1922年連邦法により設立されたオーストリアの中央銀行である。同行は株式会社であり、法により、オーストリア国立銀行の株式の100%がオーストリア共和国により所有されている。

オーストリア国立銀行は、14名のメンバーで構成される理事会により監督される。オーストリア国立銀行の理事長、副理事長、連邦政府が任命する 6 名及び株主総会で選任される 6 名のメンバーである。国立銀行法に従い、理事会のメンバーは銀行、工業、商業、中小企業及び農業並びに給与雇用者及び賃金労働者の代表を含む。オーストリア国立銀行の日々の業務は総裁、副総裁及びその他 2 名のメンバーで構成される運営委員会により運営される。

オーストリア共和国が資本の少なくとも50%の持分を保有する他の会社と同様、オーストリア国立銀行は会計検査院の監督を受ける。

欧州中央銀行制度：1999年 1 月 1 日にオーストリアが欧州通貨連合の最終段階に参加したことで、オーストリア国立銀行は欧州中央銀行制度（ESCB）の統合された一部になった。ESCBは、欧州中央銀行（ECB）と通貨統合に参加しているEU加盟国の各国中央銀行（NCBs）から構成され、単一の欧州金融政策を実施するために設立された。ESCBの第一の目標は価格安定の維持である。これに加えて、この目標をそこなうことなく、ESCBは参加各国の経済政策全般を支援する。基本的機能は、ユーロ圏内の金融政策の明確化及び実施、外国為替オペレーション実施、参加各国の公的外貨準備の維持及び管理、並びに決済制度の円滑な運用の促進である。ESCB内の意思決定プロセスは、ECBの意思決定機関、とりわけECBの政策委員会と理事会を通して集中化されている。

ECBの株主は加盟国の中央銀行のみで構成される。各NCBsの資本株式はEUに対するそれぞれの加盟国の人口及びGDPの割合を基準とする。2015年 1 月 1 日現在、オーストリア国立銀行は、ECBの払込済資本金の1.96%の割当てを負担する。

ECBを設立することにより、参加各国は金融政策に対する主権の一部を放棄した。しかし、NCBsはECBに移転されなかった機能を全て留保している。

ECBは、当銀行を含む参加している加盟国に設立された金融機関に、自国の中央銀行（すなわち、当銀行の場合はオーストリア国立銀行）の口座に最低責任準備金を維持するよう求めている。当銀行は当該ECB規則に従い、最低支払準備基準を計算する。ECBは準備率を随時変更できる。ECBの最低準備制度に従ったその他機関への負債並びにECB及び中央銀行への負債は、準備率の基準に含まれていない。

単一監督メカニズム（SSM）：ECBは新たな銀行監督任務を単一監督メカニズムの一部として引き受けた。SSMは、ECB及び参加するEU諸国の各国の所轄官庁から成る新金融監督制度を創設した。これらのEU諸国の中には、ユーロを通貨とする国及び通貨がユーロではないがSSMと密接な協力関係にある国を含む。金融機関の健全性監督に関連する特定任務は、欧州連合の機能に関する条約の第127(6)条に基づきECBに与えられた。SSMの主たる目的はヨーロッパの銀行制度の安全性及び健全性を確保し、ヨーロッパ内の金融統合及び安定性を強化することである。ECBは単一監督メカニズムの効果的及び持続的な機能に責任があり、参加するEU諸国の各国の所轄官庁と協力する。ECBは2014年11月（監督者創設の規則発効から12か月後）にその新銀行監督責任を継承した。

b) 銀行制度

2018年 3 月現在、オーストリアには628の独立銀行（いわゆる金融機関）があり、これらの銀行は法的な位置付けにより、以下の 7 部門に分類できる。

- ・ 株式会社組織の銀行及びプライベートバンク39行、
- ・ 貯蓄銀行49行、
- ・ 地域抵当銀行 9 行、
- ・ 地方信用組合419行、
- ・ 中小企業信用組合14行、
- ・ 住宅建築融資組合 4 行、
- ・ 特殊銀行68行、
- ・ 外国銀行の26支店。

2016年度末から2018年3月31日まで、オーストリアの金融機関の数は672行から628行へと44行減少した。この動きは、より大きくより競争力のある単位を作るために、小銀行、主に信用組合（ライファイゼンバンク、フォルクスバンク）の合併により推進された。この推移は継続しており、2018年中の銀行数の更なる減少につながるであろう。別途特定しない限り、本項のデータはすべてのオーストリアを本拠地とする金融機関（外国資本の所有を含む。）について言及する。

営業活動及び収益状況：オーストリアを本拠地とする全金融機関の総資産は2016年に比較して2017年は2.0%減少した。非銀行部門の貸付需要は、民間の家計及び非金融法人の貸付需要がそれぞれ2.7%及び5.4%増加し、一般政府需要は11.6%減少したため、2016年と比較して0.9%とわずかに増加した。国内非銀行預金は2017年には44.3%増であり、これは主に、フリーランスの専門家及び自営業者も現在含むことになった家計預金の統計上の分類変更によるものであり、このため2016年より12倍以上も増加した。

2017年、オーストリアを本拠地とする全金融機関の営業利益総額は、2016年と比較して22.2%減少した。同様に、2017年は利息収入の減少（マイナス3.7%）及び手数料収入の減少（マイナス13.4%）となった。しかし、金融取引収支（プラス4.1%）並びに証券及び出資持分による収入（プラス5.2%）のわずかな増加があった。営業収益は2.8%の微増であり、営業費用はさらに減少（マイナス5.0%）した。この結果、費用/収入比率は66.0%へと低下した。オーストリアの6つの銀行（エアステ・グループ、BAWAG P.S.K.、フォルクスバンク・ウィーンAG、ライファイゼン・ツェントラルバンク並びにライファイゼン・ランデスバンク2行）及びイタリア所有のユニクレディット・バンク・オーストリア並びにロシアが所有するスベルバンク・ヨーロッパAG及びVTBバンクAGは単一監督メカニズム（SSM）のもとで監督されている。

ヒボ・アルプ・アドリアの縮小：2009年12月、オーストリア共和国は、以前の株主からヒボ・アルプ・アドリア・バンク・インターナショナルAGの全株式資本を取得した。その後、いくつかの国の支援策がヒボ・アルプ・アドリアに供与され、欧州委員会とともに国の支援手続きが実施された。2013年9月、最終整理計画が承認され、国の支援が欧州委員会により承認された。2014年10月30日、オーストリア銀行法に基づくヒボ・アルプ・アドリア・バンク・インターナショナルAGの銀行業を営む免許が終了し、同行（以前の銀行）は、ヘタ・アセット・レゾリュション（「ヘタ」）という名称の段階的に縮小する法人としてその業務を継続した。

2015年、「ゴーイング・コンサーン（継続企業）」から「ゴーン・コンサーン」への会計及び査定方法の変更は、70億ユーロの資本不足の原因となった。その結果、オーストリア金融市場局（FMA）は、ヘタの整理を開始する行政決定を発行した。ケルンテン州が保証したヘタの債務証券の様々な債権者が訴訟を提起し、又は保証の不備に基づきケルンテン州に対して訴訟を起こすつもりであると発表した。オーストリア法は、オーストリア共和国はケルンテン州を含む州の負債に責任があるとは規定していない。

2016年9月、ケルンテン損失補填基金（KA-F）は、ケルンテン州が保証したヘタの債務証券に関する公開買付を発表し、これは買付対象であるすべての債務証券の発行済み額面総額の98.71%を代表する債券保有者により受入れられた。現金を受け取る代わりに、債権者の圧倒的多数が、満期16年でオーストリア共和国の保証付きのKA-Fのゼロクーポン債を選んだ。ヘタの縮小は今後3年以内に終了する予定である。

欧州周辺諸国並びに東欧地域・諸国に対する融資残高

2017年12月31日現在、オーストリアの銀行の海外の融資残高（エクスポージャー、債権）の総額は、3,160億ユーロ、オーストリアのGDPの86%に達した。オーストリアの銀行は中欧、東欧及び南東ヨーロッパ（CESEE）諸国での活動に力を入れているため、ソブリン債務危機の最中に困難な経済状況に直面した「周辺」ユーロ・ゾーン市場（すなわちキプロス、スペイン、ギリシャ及びポルトガル）にわずかにしかさらされていない。オーストリアの銀行のCESEEへの融資残高はかなり多額であるが、広く多様化している。2017年12月31日現在、オーストリア人が過半数を所有する銀行のCESEE地域に対する融資残高（エクスポージャー、債権）総額は、2,101億ユーロであった。これは2016年12月31日と比較して168億ユーロの増加である。

2016年同様、オーストリアの銀行のCESEE子会社の収益性は2017年にも再び改善し、対前年比で2億ユーロ増加し26億ユーロとなった。この増加は主に、特にロシア及びチェコ共和国の子会社による貸倒引当金の著しい減少によるものであった。ロシア及びチェコ共和国で営業する子会社はまた、2017年に利益面で最大の貢献をし、他方ロシ

ア及びハンガリーの子会社は利益の最大の伸びを記録した。チェコ共和国及びスロバキアにおいてオーストリアの銀行は比較的高い信用の成長を示した。

オーストリアの銀行のCESEE子会社の貸倒引当金総額の比率は、2017年12月に3.4%前後であった。オーストリアの銀行のCESEEにある子会社の外貨建貸付高は2017年12月に310億ユーロであり、これは2010年度末と比較して65%の減少であった。この減少は主に、監督施策（FMAからの監督施策を含む。これは外貨建て貸付供与の最低基準を設定する）によるものである。さらに、ユニクレジット・バンク・オーストリアAGの組織再編がこの減少の要因となった。

c) 金融政策

価格安定の維持という使命を達成するために、EC条約はユーロ制度（ECB及びユーロを採用した加盟国のNCBsを指す。）に機関の独立性をかなりの程度認めており、透明性及び責任に関する広範な義務により補足されている。

1998年10月に発表され、ユーロが導入されてから4年半の2003年5月に徹底的に評価が行われたユーロ制度の安定志向の通貨政策は、3つの主要な要素により成り立つ。すなわち、価格安定の量的定義、価格の動きの見通しの幅広い評価、及び価格安定リスク評価における貨幣の顕著な役割である。後の2つの要素はまた、通貨政策の決定が基準とすべき包括的な分析を構成する「2つの柱」と呼ばれる。経済分析は価格安定に対する中短期リスクを特定するが、貨幣分析はインフレにおける中長期傾向を評価するのに役立つはずである。

ユーロ制度は流動性を管理するため自由に使える多様な金融政策手段を持つ。ユーロ制度の不可分の一部としてオーストリア国立銀行の主要任務の1つはオーストリア国内で金融政策を遂行することである。

ユーロマネー市場は、TARGET（Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer）システム決済制度が重要な役割を果たしているが、ますます効率的な営業を継続して行っている。境界を越える取引数がユーロ圏発足前よりかなり増加しており、入札オペの最低貸付レートと少なくとも同程度の条件で無担保セグメントにおいて流動性を確保するために努力を要する銀行もあった。

直近の2017年のメンテナンス期間（2017年11月1日から2017年12月19日まで）時点で、ユーロ圏の支払準備全体に占めるオーストリアの割合は、およそ2.9%に達していた。銀行の負債ベースに適用される最低準備率は、2017年に変わらずに1%であった。2017年中、支払準備は2017年の直近のメンテナンス期間に約34億ユーロから36億ユーロへとわずかに増加した。最低準備高はユーロ制度が主要リファイナンス・オペレーションに課する限界率を基準に利息が発生する。ECBはこの率を変わらずに過去最低水準の0.00%を維持した。

財政

a) 連邦予算

2009年以来、連邦レベルでの年間予算編成プロセスは2つの部分に分かれる。春の中期歳出枠組み（「MTEF」）の作成及びMTFEに基づく秋の予算である。

MTEFは連邦政府のみに関するものであり、予算戦略報告書の提示を伴うが、予算の安定性を向上させるために2009年1月に導入された。新規則のもとで、議会は、5つの主要予算項目について名目価値での拘束力ある歳出上限を定める4か年計画を採用する義務がある。毎年春に、議会は4年計画を1年間進める。歳出の上限は固定されるか、弾力的である。弾力的な歳出上限は景気循環の変動にさらされる分野、例えば社会保障関係費に利用される。上限はまた、項目の副レベル、すなわち「チャプター」でも定められるが、これらは翌年度のみを拘束し、その後の3年については指標に過ぎない。MTEFは政府が定める優先事項及び予算目標の立案、実施及び管理の基礎となることを目的とする。年間予算については、チャプターごとの幅広い歳出分類が各歳出予算勘定に細分化されなければならない。固定された歳出項目はMTFEに一致することが求められ、変動する歳出項目の予算額は現在の経済予測に基づき決定される。上限からの逸脱は、既存の準備金及び追加歳入の金額の限度においてのみ許される。各省庁にとり、年度末の未使用の歳出予算は準備金として積み立てられ、これにより資源のより効率的な利用が促される。MTEF及び年次予算の双方が議会の承認を受けなければならない。予算の予想資金又はMTFEの固定の歳出上限が十分でない場合、それぞれ予算法又はMTFEの改正が議会で承認される必要がある。予算赤字は国内又は海外からの政府借入でまかなわれる。

連邦憲法に従い、会計検査院は連邦政府及び諸州の財政管理及び年次財務書類の監査を委任されている。会計検査院は行政機構からは独立しており、下院の直接の監督下にある。会計検査院は、毎年下院に提出される予算結果報告の編集、借入れ債務の契約締結補助（連邦の債務書類は会計検査院長官により副署されなければならない。）、歳出管理の統制及び特定の政令の公布補助につき責任がある。

連邦予算の数字は現金ベースで提示され、オーストリアの政府部門の一部のみを対象とする。オーストリアの財政状態の国際比較及び評価のために、「一般政府部門」の予算の数字は国民所得計算の発生主義に従って、作成されなければならない。連邦予算に加えて、マーストリヒト条約及び2010年版欧州国民経済計算体系（ESA2010）において定義される「一般政府部門」は、州政府（Länder）、地方当局（Gemeinden）及び社会保障部門も含む。

EU安定・成長協定に基づく赤字制限及び過剰赤字手続き

欧州連合の予算規律を継続的に確保するために、加盟国は、1992年にマーストリヒト条約（「本条約」）並びに1997年に「安定・成長協定（「本協定」）」の主要項目につき合意した。

本条約に基づき、加盟国のGDPに対する政府債務総額の比率は前会計年度末現在で60%を超えてはならない。債務比率がGDPの60%を超えるが、債務比率と60%の基準価値の差が平均で毎年20分の1ずつ削減される場合、財政上の要件は満たされていると考える。20分の1の債務削減規則は、金融危機による債務の影響又は他の加盟国への危機支援により発生した債務などの偶発的な措置が、20分の1の削減の評価が適用される前に差し引かれるように設計されている。

本協定は2013年に最終の改正がなされたが、これに基づき、加盟国は国家財政の長期的安定を確保し、欧州連合の機能に関する条約（「TFEU」）に基づくGDP比3%の参考価値を超える政府赤字のリスクを最小化するために、中期予算目標に向かい、着実に実行しなければならない。TFEU及び本協定に基づき、一般政府赤字が参考価値であるGDP比3%を超える加盟国、又は一般政府赤字がGDPの60%を超えていて、かつ満足できる速度で十分に削減しGDPの60%に近づいていない場合、債務要件を遵守していない加盟国は、過剰赤字手続き（「EDP」）に従わなければならない。EDPにもとづき、経済相・大蔵相理事会（「Ecofin理事会」）が過剰赤字が存在するかにつき決定する。Ecofin理事会は加盟国の経済及び財務担当大臣で構成される。過剰赤字が存在すると決定された場合、Ecofin 理事会は、欧州委員会の勧告に基づき、過剰赤字の是正を目的とした是正策を勧告し、加盟国が行う是正措置を検討する。通貨がユーロである加盟国においては、本協定は一連の財政制裁措置を考慮する。過剰赤字が存在すると決定された際に、これらの加盟国は前年度の国のGDPの0.2%以下の無利息預金の提供を求められる可能性がある。Ecofin 理事会が、加盟国の是正措置を検討した後で、過剰赤字の是正のために有効な措置が取られていないと決定する場合、預金を前年度の国のGDPの0.2%以下の罰金に充当することができる。Ecofin 理事会はこれらの決定を反対の特定多数決ルールを用いて決定する。すなわち、Ecofin 理事会が特定多数決をもって委員会の勧告を拒否する決定をしない限り、経済制裁に関する委員会の勧告が採択される。「その他の関連要因」もまた、過剰赤字（赤字及び/又は債務基準の違反）の存否の決定につながる手順において考慮される。例えば、激しい経済の低迷又は加盟国の制御できない異常な外部事象の結果の逸脱である場合、逸脱が中期的な財政状態の持続性を危険に晒さない限り、EDPの発動が回避される可能性がある。EDPの対象ではないこれらの加盟国は、本協定のいわゆる予防手段を着実に実行する必要がある。本協定の予防手段は、通常の経済状態の期間の加盟国の財政計画及び方針（中期予算目標及び歳出ベンチマーク）にパラメーターを設定することにより中期的に健全な予算方針を確保することを目指す。これには、景気循環の上昇及び下降を考慮する。

欧州ソブリン債務危機への対応

暫定金融安定メカニズム。2010年、欧州連合及びユーロ圏加盟国は、ユーロ圏のソブリン債務市場の厳しい緊張の中で財務上の安定性を確保するための暫定安定メカニズムを設定した。これは、欧州金融安定メカニズム（「EFSM」）及び欧州金融安定ファシリティ（「EFSF」）から成る。EFSMを通じて、欧州委員会は、EU予算による間接的な保証に基づき、EUを代理して最大で総額600億ユーロの借り入れが認められた。EFSFは、新たな融資プログラムに関与していないが、ユーロ圏加盟国の総額7,260億ユーロによる有効な保証の供与により裏付けられた4,400億ユーロの貸付枠を持っていた。EFSFは、ユーロ圏加盟国に提供されたすべての財政支援及びEFSFが発行したすべての資金調達手段が全額償還された場合に解散し、清算される。2018年3月現在、EFSFは約2,070億ユーロの債券及び手形を発行済みであった。

欧州安定メカニズム（ESM）。2012年10月以降、ユーロ圏加盟国による国際公法に基づき政府間機関として設立されたESMは、欧州経済・貨幣連合の財政的安定の維持を支援している。2013年7月1日現在、ESMはEFSF及びEFSMが果たした任務を継承し、支援がユーロ圏全体及びその加盟国の財政的安定の保護に不可欠であると見なされる場合、厳しい財政上の問題に直面又は脅かされているユーロ圏加盟国向けの第1の支援メカニズムである。ESMはユーロ圏加盟国への援助を提供するための資金調達のために金融市場で債券又はその他債務証券を発行する。ユーロ圏加盟国による保証に基づくEFSFと異なり、ESMはユーロ圏加盟国により提供される総額約7,050億ユーロの発行済資本を持つ。これにより5,000億ユーロの貸付能力が与えられている。ESMの発行済み資本のうちおよそ810億ユーロは払込済資本であり、残りの6,240億ユーロは請求払い資本である。各ユーロ圏加盟国の拠出はECBの払込済資本に基づく。これを踏まえ、オーストリアの拠出額はESMへの拠出総額のおよそ2.8%である。オーストリアはESMに対して約22億ユーロの払込済資本を拠出した。

ESMからの財政支援の承認手続きは、加盟国からESMの総務会会長への要請により行われ、選択した商品に適切な条件で提供される。ESMに利用可能な当初の商品は、EFSFに利用可能な商品をモデルとしており、財政的困難な状態にあるユーロ圏加盟国へのローンの供与、発行債券市場及び流通債券市場の介入、予防プログラム、及び政府へのローン供与、また2014年12月以降は資本構成の変更の目的で影響を受ける金融機関への直接のものを含む。各商品

は、ECBと連携して加盟国が欧州委員会と交渉した財政支援の条件を記載した覚書、並びに加盟国が財政的安定に向けて進歩していることを確実にするために設定されたモニタリング及び調査の手続きに関連づけられている。原則として、財政支援を供与する決定は相互契約により行われる。しかし、欧州委員会及びECBの双方が、ユーロ地域の財政的、経済的安定性が脅かされているため財政援助に関する緊急な決定が必要であると結論づけた場合、緊急手続きは投票の85%の適格過半数を必要とする。2018年4月現在、ESMはスペイン、キプロス及びギリシャに対して約799億ユーロの発行済みローンを所有していた。

ユーロ圏加盟国への財政支援

ギリシャ。2010年5月以降、財政的困難及び経済的課題に対処するために、ギリシャはユーロ圏加盟国及びIMFそれぞれからの財政支援を受けている。この支援は経済調整プログラムの形を取る。2010年5月に合意された最初の経済調整プログラムに基づき、ギリシャは総額730億ユーロを受領し、うち約530億ユーロがユーロ圏加盟国から（「ギリシャ・ローン枠」又は「GLF」）、200億ユーロがIMFから供与された。オーストリアは約15億6,000万ユーロを拠出した。

IMFのローンは既に返済されたが、GLFの返済は2020年に開始する予定である。欧州金融安定ファシリティ（EFSF）及びIMFにより資金供与された第2次経済調整プログラムは、2012年3月に承認された。EFSFプログラムは2015年6月に失効した。第2次プログラムに基づくギリシャへの発行済みEFSFローンは、約1,309億ユーロに達した。2018年3月末現在の未償還のIMFローンはおよそ107億ユーロであった。

2015年7月、ギリシャは欧州安定メカニズム（ESM）総務会へさらなる安定支援のための要請を提出した。承認を受け、ESMは2018年8月までの3年間でギリシャへの財政支援に最大860億ユーロを支出することができる。支出は、健全な財政、競争力の強化、高い雇用率及び金融の安定に基づく、ギリシャ経済の持続的成長経路への回帰を可能とすることを目指す覚書に記載された一定の政策条件を実現するギリシャ政府の進捗状況を条件とする。2018年3月末現在、ギリシャに対するESMの財政支援の総支出額は約459億ユーロに達した。加えて、2017年7月、IMFの理事会は、総額約16億ユーロのギリシャ向け予防的スタンドバイ契約（SBA）を原則承認した。同契約は原則として承認されており、これは基金がギリシャの欧州パートナーからの債務の持続可能性を保証する具体的かつ信用できる確証を受領した後、初めて有効となることを意味し、ギリシャの経済プログラムが順調に進んでいることを定めた。同契約は2018年8月31日に失効する。

アイルランド。EFSM及びEFSFによる支援を受けた最初のユーロ圏加盟国はアイルランドであった。財政援助は、2010年12月に合意され、経済調整プログラムの遵守を条件として提供されたが、総額約850億ユーロの金融支援（EFSMを通じての225億ユーロ、EFSFを通じての177億ユーロ及びIMFを通じての225億ユーロを含む。）から成る。アイルランドに対する財政援助プログラムは計画通り2013年12月に失効した。アイルランドは、EUが提供した財政援助の少なくとも75%が返済されるまでポスト・プログラム調査の対象であり続ける。アイルランドは既にIMFへ未償還融資の全額を返済した。

ポルトガル。ポルトガルによる2011年4月初頭の支援申請の後、2014年中期まで財政援助が提供された。EFSM、EFSF及びIMFが拠出した、財政支援パッケージの総額は780億ユーロであった。2014年5月の最終調査派遣団の終了後、ポルトガル政府はその後の取決めなしにマクロ経済調整プログラムから退出することを決定した。ポルトガルはEUが提供した財政援助の少なくとも75%が返済されるまでEUポスト・プログラム調査の対象であり続ける。2018年3月末現在、ポルトガルは約46億ユーロの未償還のIMF融資を保有していた。

スペイン。2012年6月、スペイン政府は一部金融機関の資本再編成（増強）のために、ユーロ圏加盟国からの財政援助を要請した。ユーロ圏加盟国の大蔵大臣は、スペイン政府の代理人として行為するFund for Orderly Bank Restructuring（秩序ある銀行再編のための基金）が資金を受領し、問題の金融機関にかかる資金を振り向けることに合意した。この援助は最初にEFSFが承認し、その後（優先順位の申請なしに）ESMに移管された。財政援助プログラムは2014年1月に無事に終了した。ESMは、スペインの銀行部門の資本増強のためにスペイン政府に総額413億ユーロを支出した。スペインはESMが提供した財政援助の少なくとも75%が返済されるまでEUポスト・プログラム調査の対象であり続ける。2018年2月末現在、スペインは既に116億ユーロを大部分自発的に返済した。

キプロス。キプロスに対する経済調整プログラムは2013年5月に正式に合意された。同プログラムはESM及びIMFにより資金が供与され、キプロスの金融部門の不均衡（キプロスの金融部門の適切な縮小、財政統合、構造的改革及び民営化など）に対処する。同プログラムは、ESMによる63億ユーロにのぼる支出をもって2016年3月に予定どおり満了となった。キプロスは、受けた財政援助の少なくとも75%が返済されるまでポスト・プログラム調査の対象であり続ける。2018年3月末現在、キプロスは約6億7,200万ユーロの未償還のIMF融資を保有していた。

連邦会計及び予算

下記の連邦会計は、2013年から2015年については会計検査院の監査及び下院の承認を受けている。2016年度の連邦会計は会計検査院の監査を受けている。2017年度の会計は会計検査院の監査をまだ受けていない仮集計である。2018年度の会計は連邦予算案である。

2013年から2018年度の予算に関する詳細は、下記「c) 歳入及び歳出」を参照のこと。

	要約歳入及び歳出表					
	2013年	2014年	2015年	2016年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
	(単位：百万ユーロ)					
・ 一般会計						
連邦政府歳入：						
公租公課合計（総額）	76,370	78,503	82,427	81,138	84,821	86,675
控除：州、地方公共団体及び基金 に対する移転	(27,598)	(28,278)	(29,603)	(30,064)	(30,467)	(30,826)
EU予算への移転	(2,971)	(2,752)	(2,452)	(2,557)	(2,644)	(2,900)
公租公課合計（純額）	45,801	47,473	50,372	48,517	51,709	52,949
その他の源泉	25,563	23,990	22,356	22,796	22,096	23,428
歳入総計	71,364	71,463	72,728	71,314	73,805	76,377
歳出総計	75,567	74,653	74,589	76,309	80,678	78,536
予算赤字（公債償還額控除後）	4,204	3,189	1,861	4,995	6,873	2,159
予算赤字（純額、GDP比率）	(1.3%)	(1.0%)	(0.5%)	(1.4%)	(1.9%)	(0.6%)
国民所得概要説明による一般政府赤字 （「マーストリヒト」赤字） （GDP比率）	(1.5%)	(2.7%)	(1.0%)	(1.6%)	(0.7%)	(0.4%)
国民所得概要説明による中央政府赤字 （「マーストリヒト」赤字） （GDP比率）	(1.6%)	(2.8%)	(1.2%)	(1.3%)	(0.8%)	(0.5%)
・ 財務会計						
歳出	47,778	65,055	87,576	87,963	94,907	該当なし
歳入	51,981	68,244	84,383	92,587	99,206	該当なし
剰余金	4,204	3,189	1,861	4,995	6,873	該当なし

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算。

(2) 連邦予算案。

2013年1月1日に、2013年連邦予算改革が施行された。この改革の主要な要素は以下のとおりである：業績重視（投入重視に代わり）の予算編成、省庁及び予算管理主体の説明責任の向上、グローバル予算及び詳細予算の実施による構造の改善、並びに以前の政府会計制度に代わる資本財政会計、損益計算書及び資本金会計を含む新会計制度。

b) 税制

共和国が課税する主な税としては、個人所得税（給与賃金税を含む。）、法人税及び付加価値税がある。個人所得税は累進税であり、1,000,000ユーロを超える課税所得に対する最高限界税率は55%である。被雇用者については、この最高限界税率は年収の6分の1の法定所得控除により軽減される。法人税については一律25%の税率が適用される。付加価値税は、一般付加価値税率は20%であり、主に食品、家賃、旅客輸送、書籍、新聞及び一定のサービスに適用される軽減付加価値税率は10%である。他の欧州諸国に比較して、直接税の実効税率は低く、間接税は平均以上である。

オーストリア法によれば、連邦政府によって徴収された税金の一定部分は、歳入分配計画に従って、州やその他の地方公共団体に配分されることになっている。配分額、対象となる税目並びに各州及び他の地方公共団体間における配分基準については、連邦政府その他の行政機関の間で定期的に交渉がもたれている。直近の2016年の合意は2017年から2021年までを対象とする。

オーストリアは米国を含む、世界中の多数の国と租税条約を締結している。

c) 歳入及び歳出

以下の表は、表示された各年度の歳入及び歳出を示したものである。

	歳入					
	2013年	2014年	2015年	2016年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
	(単位：百万ユーロ)					
公租公課合計（総額）	76,370	78,503	82,427	81,138	84,821	86,675
個人所得税	3,121	3,384	3,617	3,903	3,951	4,200
賃金税	24,597	25,942	27,272	24,646	25,350	27,700
利子源泉税	2,590	2,769	3,863	3,000	2,754	2,900
法人所得税	6,018	5,906	6,320	7,432	7,904	8,500
取引高税	24,867	25,472	26,013	27,056	28,346	29,400
原油税	4,165	4,135	4,201	4,313	4,436	4,525
その他の税金	10,895	11,180	11,140	10,789	12,079	10,250
控除：州、地方公共団体及び基金に対する移転	(27,598)	(28,278)	(29,603)	(30,064)	(30,467)	(30,826)
EUへの移転	(2,971)	(2,752)	(2,452)	(2,557)	(2,644)	(2,900)
公租公課合計（純額）	45,801	47,473	50,372	48,517	51,709	52,949
その他源泉	25,563	23,990	22,356	22,796	22,096	23,428
連邦歳入総計	71,364	71,463	72,728	71,314	73,805	76,377

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算。

(2) 連邦予算案。

. 一般会計	2013年	2014年	歳出			
			2015年	2016年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
			(単位：百万ユーロ)			
連邦政府：						
大統領府	8	8	8	8	9	9
連邦立法府	146	148	161	182	195	227
憲法裁判所	13	13	15	14	15	16
行政裁判所	18	19	19	19	20	20
検察庁	9	10	10	10	11	12
会計監査院	30	31	32	32	32	34
首相府	336	397	481	375	372	344
内務	2,524	2,600	2,850	3,302	3,416	2,838
外交	412	421	442	522	542	503
法務	1,311	1,372	1,477	1,457	1,508	1,574
軍務及び運動競技	2,273	2,180	2,080	2,288	2,341	2,420
財政	1,139	1,089	1,126	1,264	1,158	1,183
保護施設/移民	-	-	-	-	-	420
年金	8,611	8,999	9,011	9,918	9,025	9,570
州・地方公共団体に 対する交付金	880	876	897	873	1,377	1,492
連邦財産	1,717	1,063	550	579	666	847
金融市場安定化	3,286	765	1,492	45	4,850	145
財務	324	1	4	17	14	16
公債元利金支払 (スワップを含む)	6,397	6,703	5,249	5,891	5,316	5,930
雇用	6,707	7,424	7,905	8,226	8,343	8,324
社会問題・消費者保護	2,930	2,966	3,042	3,139	3,127	3,399
社会保障	9,793	10,403	10,174	9,098	9,202	9,249
保健	969	995	963	1,067	1,107	1,080
青少年・家族	6,570	6,834	7,023	7,154	7,100	7,307
商業(調査研究)	100	118	110	122	116	101
経済	402	346	361	333	428	621
教育、芸術・文化	8,516	8,434	8,658	9,051	9,137	9,281
科学	3,900	3,984	4,106	4,261	4,380	4,463
運輸、革新、技術 (調査研究)	370	410	429	445	410	441
運輸、革新、技術	2,953	3,165	3,493	3,554	3,702	3,825
農林及び水資源	2,126	2,138	1,716	2,424	2,112	2,218
環境	795	742	679	640	647	627
連邦歳出総計	75,567	74,653	74,589	76,309	80,678	78,536
純赤字	4,204	3,189	1,861	4,995	6,873	2,159
. 財務会計						
歳出	47,778	65,055	87,576	87,963	94,907	該当なし
歳入	51,981	68,244	84,383	92,587	99,206	該当なし
剰余金	4,204	3,189	1,861	4,995	6,873	該当なし

資料出所：連邦予算法

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算。

(2) 連邦予算案。

歳出額と歳入額の差異(赤字)は、それぞれの会計年度の連邦予算法に承認された権限に基づく借入金及び前会計年度末の利用可能資金の残高の利用により賄われる。

公債

a) 国内債務及び外国債務の概要

直接債務

次の表は、2017年12月31日における共和国の直接国内債務及び外国債務（債券及び借款）の債務残高並びに2017年に共和国が支払った利息を示すものである。

（単位：百万ユーロ）

	2017年12月31日現在の 債務残高	2017年に支払った利息
国内：		
債券	209,928	5,922
その他の債務	13,297	526
合計	223,225	6,448
自己債券保有	(11,984)	
合計	211,241	
外国：	0	0
合計	0	0
自己債券保有	0	
合計	0	
直接債務合計	223,225	6,448
自己債券保有	(11,984)	
総計	211,241	

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

次の表は表示した各年度の12月31日現在における共和国の直接債務の債務残高合計を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	（単位：百万ユーロ）	
					2017年 (スワップ 後)	2017年 (スワップ 前)
国内債務	207,633	207,642	210,539	219,650	223,225	222,986
外国債務 ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	0
合計	207,633	207,642	210,539	219,650	223,225	222,986
自己債券保有	(13,691)	(11,431)	(11,427)	(11,899)	(11,984)	
総計	193,942	196,211	199,112	207,751	211,241	

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

注(1) 表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

保証債務

共和国は公的機関、共和国が持分を有する企業の債務並びに輸出保証法及び輸出金融保証法に基づく他の債務に対して、その元利金の支払保証を行っている。次の表は表示した各年度の12月31日現在の共和国の保証債務の元本残高を示したものである。

	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国内債務	75,056	68,900	68,922	76,196	69,544
外国債務 ⁽¹⁾	25,227	25,119	25,019	24,032	22,932
保証債務合計 ⁽²⁾	100,283	94,019	93,942	100,228	92,476

資料出所：連邦大蔵省

注(1) 表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

(2) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2017年12月31日現在、6億ユーロであった。

2017年12月31日現在における国内保証債務

	(単位：百万ユーロ)
借り手	金額
輸出保証 ⁽¹⁾	
輸出保証法 ⁽²⁾	22,012.94
輸出金融保証法	1,800.00
輸送及びインフラストラクチャー	
ASFINAG	8,250.00
オーストリア鉄道(OBB)	16,050.81
鉄道インフラストラクチャー・サービス会社(SCHIG)	2.25
オーストリア金融市場	
金融市場安定化法(FinStaG)	3,800.00
ケルンテン保証法	1,108.32
欧州金融安定ファシリティ(EFSF)	9,536.21
1988年貨幣鑄造法	4,753.80
経済開発促進	
オーストリア経済サービスGesmbH(AWS)	873.20
オーストリア旅行開発銀行(OHT)	295.67
オーストリア調査促進公団(FFG)	85.00
その他負債	
連邦美術館への貸付	769.94
1999年原子力賠償責任法	121.80
欧州投資銀行(EIB)	84.21
電力事業 - エネルギー債	0.06
計 ⁽³⁾	69,544.20

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリア輸出銀行(オーストリアの輸出信用の代理人)の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2017年12月31日現在、52億2,037万ユーロ(外国保証債務)及び222億7,333万ユーロ(国内保証債務)であった。

(2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。

(3) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2017年12月31日現在、6億ユーロであった。

2017年12月31日現在における外国保証債務

(単位：百万ユーロ)

借り手	金額
輸出保証 ⁽¹⁾	
輸出保証法 ⁽²⁾	2,364.86
輸出金融保証法	19,739.55
輸送及びインフラストラクチャー	
オーストリア鉄道 (OBB)	79.99
オーストリア金融市場	
金融市場安定化法 (FinStaG)	0.00
その他負債	
連邦美術館への貸付	747.25
石油持株支援法	0.00
計	22,931.65

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリア輸出銀行（オーストリアの輸出信用の代理人）の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2017年12月31日現在、52億2,037万ユーロ（外国保証債務）及び222億7,333万ユーロ（国内保証債務）であった。

(2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。

b) 今後5年間の外国債務の元利金支払予定額

以下は、2017年12月31日現在のオーストリアの国内長期債務に関して、表示の期間に必要な元利金支払額を示す。

国内債務の元利金支払い

(単位：十億ユーロ)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
利息	6.0	5.4	4.8	4.3	3.7
元金	20.2	23.6	18.2	15.2	21.6
合計	26.2	29.0	23.0	19.5	25.3

資料出所：オーストリア連邦金融機関 (Austrian Federal Financing Agency)

2017年12月31日現在、通貨スワップの影響を考慮した後、未償還の外国長期債務はなかった。

c) 債務不履行の有無

共和国は常に、1945年以降に発行したすべての債務については、その元利金のすべてを、債権国の法定通貨をもって遅滞なく支払ってきた。また共和国はその戦前の外国債務の弁済については、戦後に締結した契約に基づき支払われるべきすべての金員の支払いを履行してきた。1945年以降、共和国が1964年オーストリア輸出振興法又はそれ以前の法令に基づき発行した輸出信用保証が付されている、オーストリアの輸出業者に対する外国業者の債務に関する支払いを除いては、共和国が保証したいかなる債務に関する支払いの履行も求められたことはない。